

第2次出雲市環境基本計画

平成25年度(2013)～平成34年度(2022)



表紙絵の紹介

「ザリガニとあそんだよ」

この絵は、「平成23年度（第7回）環境絵画コンクール」＜小学校低学年の部＞において、優秀賞を受賞した出雲市立荘原小学校2年生（当時）の柳楽朝陽さんの作品です。

はじめに



本市では、平成 19 年 3 月に出雲市環境基本計画を策定し、出雲市がめざす将来の環境像として「神話から未来へつなぐ さわやかな環境のまち・出雲」と定め、様々な環境施策を進めてまいりました。この間、市民の皆様のご協力により、環境保全への取組が着実に前進してきたことに対し感謝申し上げます。

しかしながら、計画策定以降、東日本大震災の発生や斐川町との合併など本市を取り巻く状況は大きく変化しています。また、地球温暖化や廃棄物問題、生物多様性の損失等の地球規模の環境問題が大きく取り上げられ、市民の間に価値観や環境に対する意識の変化が生じています。

こうした社会的状況の変化や様々な環境問題を十分に反映し、自然と社会が共生する持続可能な社会を実現するため、このたび、新しい出雲市環境基本計画を策定いたしました。この計画では、今後 5 年間に重点的に取り組むべき施策として、「森林を守り育てる取組」「温室効果ガス抑制への取組」「再生可能エネルギーの普及と利用促進」「ごみ減量と再資源化の推進」という 4 つの重点プロジェクトを掲げ、計画の効果的な推進を図ることとしています。

環境問題は、私たちの身近な生活や事業活動から引き起こされていることから、市民、事業者の皆様との連携・協働なくしては問題の解決を図ることはできません。そのため、森林資源の保護・活用や地球温暖化・省エネルギー対策、ごみ減量化など環境施策の推進に当たっては、市民や事業者の皆様と将来の目的を共有し、一体となって具体的に行動していきたいと考えています。

本市の豊かな自然と良好な生活環境を次世代に継承することができるよう、市民、事業者の皆様には、この第 2 次環境基本計画の趣旨をご理解いただき、積極的なご参加とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご審議いただいた出雲市環境審議会の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見、ご提言をいただいた市民、事業者の皆様にご心から敬意を表し、厚くお礼申し上げます。

平成 25 年(2013)3 月

出雲市長 長 岡 秀 人

目 次

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格及び役割	3
3. 計画の期間	5
4. 計画の対象	6

第2章 環境をめぐる動き

1. 国内の動き	8
2. 島根県内の動き	8
3. 出雲市の動き	9

第3章 出雲市の環境

1. 出雲市の概況	12
2. 前計画に掲げる数値目標の達成状況	15
1) 目標達成状況	15
2) 目標達成度の検証	16
3) 目標の見直し方針	17
3. 市民の環境に対する意識	18
4. 出雲市の環境課題	21

第4章 環境の将来像と基本目標

1. 環境の将来像	24
2. 基本目標	25
3. 出雲市民憲章	26

第5章 施策の推進

1. 施策の体系	28
2. 施策の推進	29
1) 澄んだ空気ときれいな水に潤い 健康に暮らせるまち	29
1-1 大気環境の保全	29
1-2 水環境の保全	33
1-3 健康に暮らせる環境の保全	39

2) 人と自然がふれあい ともに生きるまち	43
2-1 野生動植物との共生	43
2-2 豊かな自然とのふれあい	47
2-3 森林と農地の保全と再生	51
3) 悠久の歴史が息づく 美観と快適空間のまち	56
3-1 景観保全と緑地の確保	56
3-2 環境美化の推進	60
4) 地球を考え 地域から実践するまち	64
4-1 地球温暖化防止の取組	64
4-2 地球規模での環境問題への取組	73
5) 「もったいない」の心で築く 循環型のまち	76
5-1 廃棄物対策と資源循環の推進	76
5-2 環境と経済の好循環の推進	81
6) ともに学び行動する 環境意識が高いまち	83
6-1 環境学習・環境保全活動の推進	83
6-2 環境情報の提供と共有	88

第6章 計画の推進

1. 組織体制	92
2. 進行管理	93

資料編

1. 出雲市の環境の現状	96
2. 市民アンケート調査結果	105
3. 策定の経過	122

第1章

基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

出雲市は、「神話の國 出雲」として全国に知られるとともに、出雲大社、荒神谷遺跡、西谷墳墓群などの歴史・文化遺産と、日本海、宍道湖、斐伊川などの豊かな自然に恵まれています。また、斐伊川と神戸川に育まれた豊かな出雲平野が広がる農業生産力の高い地域であり、日本海沿いには多くの漁港を有しています。工業は山陰有数の拠点であり、商業集積も進み、各産業が調和した地域です。同時に出雲縁結び空港、河下港、山陰自動車道を有し、環日本海交流の機能も担える交通拠点でもあります。

私たちは、この豊かな自然と、その自然からの恵みを受けた良好な生活環境を将来の世代に継承する責務があります。

また、水や大気をはじめとする生活環境の保全やごみ処理など地域固有の課題から、地球温暖化をはじめとした地球規模の課題まで、私たち一人ひとりの積極的な取組と同時に地域社会が一体となった取組が重要となっています。

そこで、出雲市では、平成 19 年 3 月に「出雲市環境基本計画」を策定し、環境の将来像「神話から未来へつなぐ さわやかな環境のまち・出雲」の実現に向けた道筋や戦略、市、市民、事業者それぞれの責務や役割を明らかにすることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、東日本大震災を契機とした国のエネルギー政策の根本的な見直しや斐川町との合併による市域の拡大など、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。そのため、本市における温室効果ガス排出量の削減目標を見直すとともに、災害時における廃棄物対策など、新たな課題に取り組む必要が出てきました。

こうした状況を踏まえ、自然と社会が共生する持続可能な社会の構築をめざして、新たな計画を策定することとしました。

前計画は、平成 28 年度までの 10 年間で計画期間としていましたが、5 年経過後の平成 24 年度に見直しを行うこととしており、本計画は、この見直し計画として位置づけるものです。平成 19 年から 10 年先を展望して策定した前計画の「環境の将来像」や「基本目標」は引き続き踏襲するものとします。



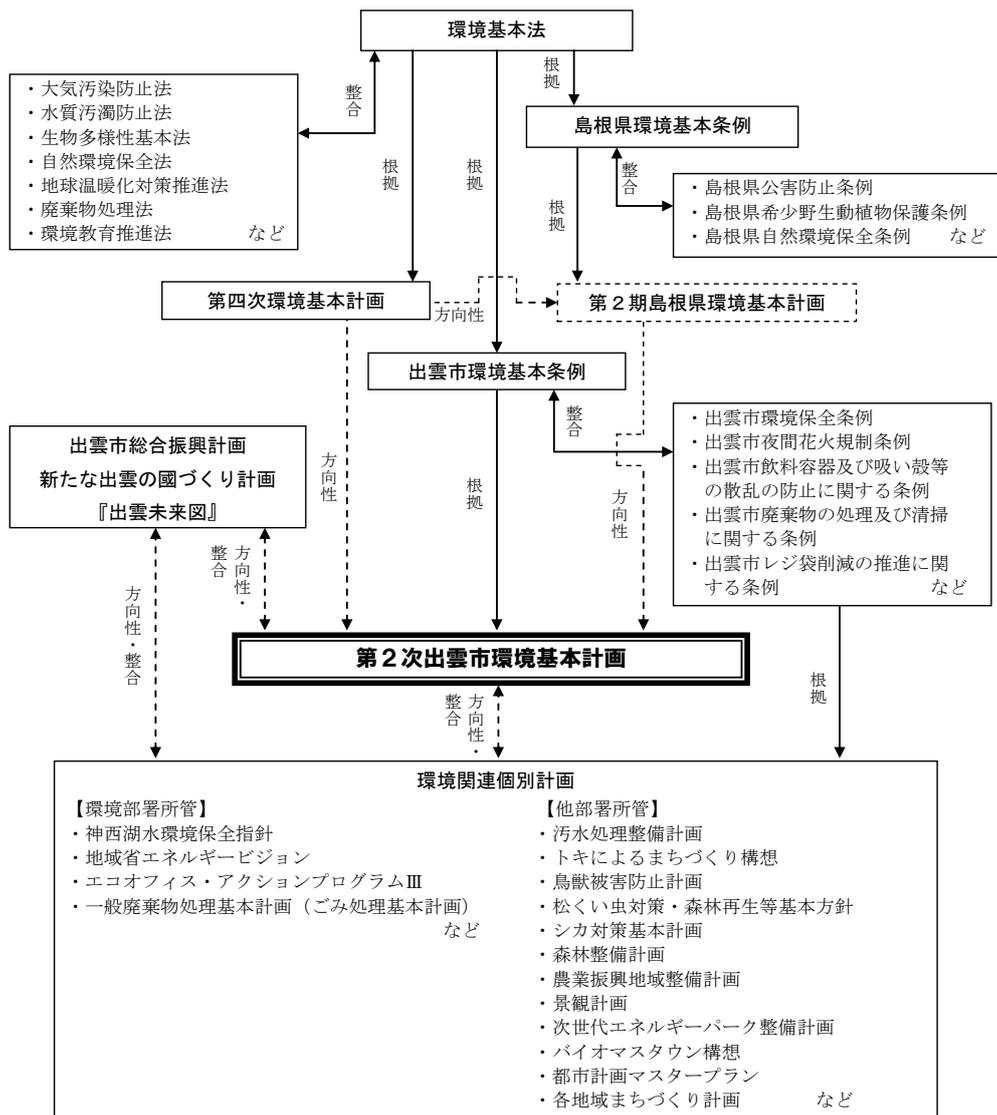
2. 計画の性格及び役割

本計画は、環境基本法で規定されている市町村の責務として、また、出雲市環境基本条例第 8 条に基づき、本市の環境に係る総合的かつ中長期的な施策の方向、その他環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものです。

計画の性格及び役割

1. 市の施策や市民、事業者の環境に配慮した行動の指針となるものです。
2. 市の環境に関する施策を計画的に推進するためのものです。
3. 市の環境に係る個別計画の中心・基盤となるものです。

本計画と関連法令・計画との関係は、次のように整理できます。



また、出雲市環境基本条例第 3 条には、今日の環境問題を踏まえ、環境の保全及び創造に関する環境施策の基本理念を定めています。この環境基本計画は、こうした基本理念の実現に向けて、本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

出雲市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性を活かした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。
 - 3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。
 - 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

（環境基本計画）

- 第 8 条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ中長期的な施策の方向、その他環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。
 - (1) 市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保
 - (2) 循環型社会構築に向けた取組みの推進
 - (3) それぞれの地域における自然、文化、産業等と調和の取れた景観の形成の創造及び保全の推進
 - (4) 人と自然との触れ合いの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全
 - (5) 地球環境保全に資する取組みの推進
 - 3 市長は、環境基本計画の策定にあたっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、出雲市環境審議会の意見を聴かななければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とし、5 年経過後の平成 30 年度に見直しを行います。なお、大きな社会情勢の変化があった場合など必要に応じて改訂するものとします。

計画の期間

平成 25 年度～平成 34 年度



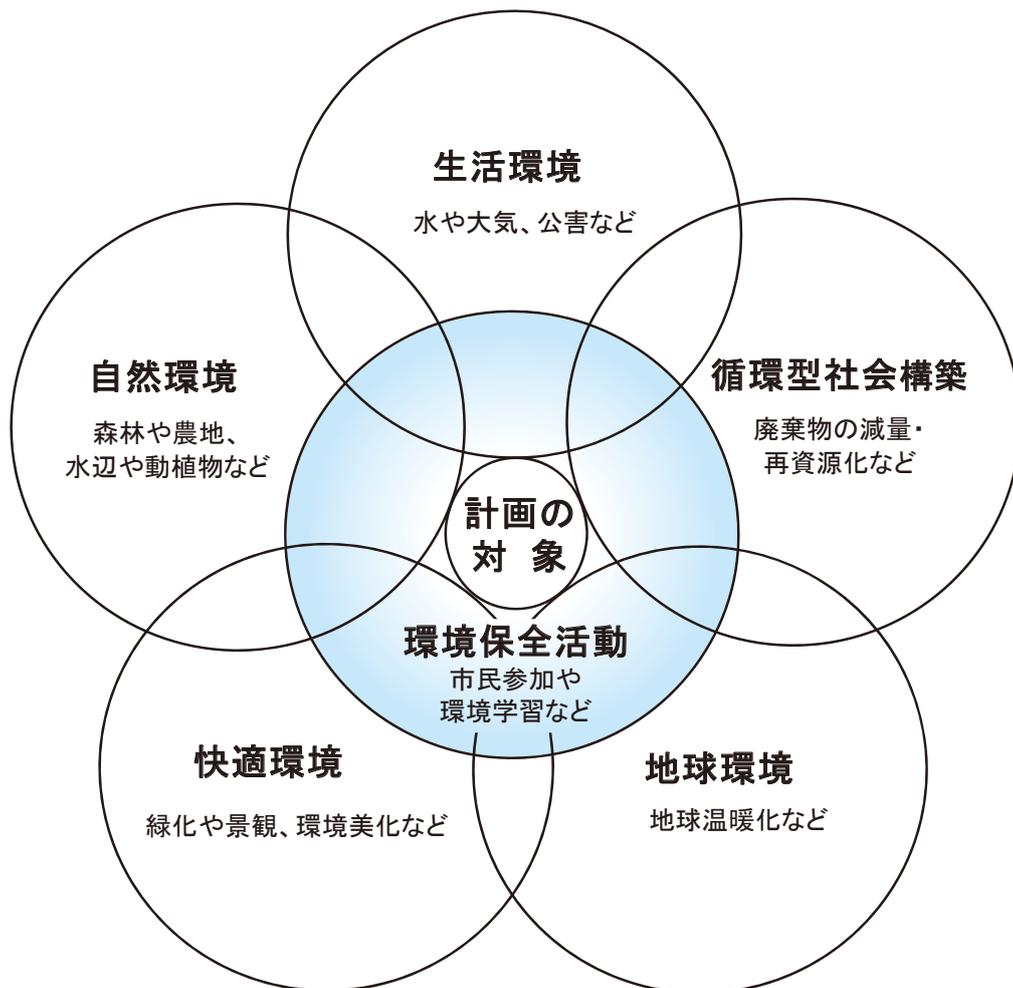
「私の町のひまわり」

4. 計画の対象

本計画で対象とする環境は、次の6つのものとします。

計画の対象	
1. 生活環境	水や大気、公害など
2. 自然環境	森林や農地、水辺や動植物など
3. 快適環境	緑化や景観、環境美化など
4. 地球環境	地球温暖化など
5. 循環型社会構築	廃棄物減量・再資源化など
6. 環境保全活動	市民参加や環境学習など

なお、「6. 環境保全活動」は、「1. 生活環境」から「5. 循環型社会構築」までのすべての対象とする環境について関わってくるものです。



第2章

環境をめぐる動き

1. 国内の動き

本市が前計画を策定した平成 19 年(2007)3 月以降、環境に関して様々な社会の動きがありました。

地球温暖化については、平成 20 年に京都議定書の第 1 約束期間が始まりました。国内では、平成 20 年に京都議定書目標達成計画が改定され、平成 21 年に発足した民主党の鳩山政権は、2020 年までに温室効果ガスを 25%削減することを国連で表明しました。しかしながら、後述する福島第一原子力発電所の事故の発生により、この削減目標は実現困難なものとなりました。平成 21 年、改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)と「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)が施行となり、省エネに関する新たな仕組みができました。京都議定書の第 1 約束期間は平成 24 年に終了しましたが、わが国は、第 2 約束期間への不参加を明らかにしています。

その他の重要な動きとしては、平成 22 年に生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)が名古屋で開催され、名古屋議定書や「SATOYAMA イニシアチブ」などが議決されました。

平成 23 年 3 月、東日本大震災とそれによる福島第一原子力発電所の事故が発生しました。この事故を契機に、わが国のエネルギー政策は根本的な見直しを迫られています。これと連動し、平成 24 年 7 月から再生可能エネルギー全量固定価格買取制度が始まり、エネルギーを取り巻く社会動向は新たな段階に入ってきています。

また、平成 24 年 4 月には、国の「第四次環境基本計画」が策定され、第三次計画の課題を踏まえながら、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけています。

2. 島根県内の動き

島根県では、平成 23 年 3 月、「第 2 期島根県環境基本計画」を策定しました。

環境の各分野においては、自然環境について、ラムサール条約湿地である宍道湖・中海の水質保全に向けた「第 5 期湖沼水質保全計画」(平成 21 年度～25 年度)を平成 22 年 3 月に策定しました。また、同年、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定しました。

地球温暖化・エネルギー問題については、平成 20 年 6 月、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」を改定し、再生可能エネルギー導入を推進してきたほか、平成 23 年 3 月に「島根県地球温暖化対策実行計画」を策定し、「しまね CO₂ ダイエット作戦」などにより地球温

暖化対策に取り組んでいます。

廃棄物処理については、平成 23 年 3 月に「第 2 期しまね循環型社会推進計画」を策定し、循環型社会の構築を推進しています。

3. 出雲市の動き

本市を取り巻く社会動向も、前計画策定以降、目まぐるしく変化しました。平成 19 年 12 月、国道 9 号出雲バイパスが全線開通し、平成 21 年 2 月には、新庁舎が開庁しました。また、同年 11 月に山陰自動車道の斐川 IC-出雲 IC 間が開通しました。これらの道路網の整備に呼応し、沿線では各種の大型店舗や郊外店舗が立地し、宅地開発も進行しています。

平成 23 年 10 月の斐川町との合併により、14 万 7 千人であった人口は 17 万 5 千人となり、出雲縁結び空港や築地松の散居集落^{※1}などを有する出雲平野の広い範囲が市域となりました。



築地松

このような社会動向の中、環境分野における市の取組としては、平成 20 年 4 月、一般廃棄物に係る収集・運搬の手数料とごみ処理施設への持ち込み手数料を改定し、増加するごみ処理経費の財源を確保するとともに、ごみ減量化・再資源化の取組を強化しました。平成 21 年 7 月には、新たに制定された出雲市レジ袋削減の推進に関する条例に基づき、賛同する事業者の協力を得て本格的にレジ袋無料配布中止を開始しました。

平成 22 年 7 月には、出雲市トキ分散飼育センターが竣工し、平成 23 年 1 月から待望の国際保護鳥トキの分散飼育を開始し、トキをシンボルとした、人と自然が共生できる、環境にやさしいまちづくりを進めています。

※1 散居集落：集落の平面形態の一つで家屋が1戸ずつ分散している集落のことをさし、水が得やすい地域に多く見られる。散居村の多くは防風林などで家を囲っており、出雲平野、富山県の砺波平野、岩手県の胆沢平野が日本三大散居村といわれている。

一方、地球温暖化防止の取組については、平成 20 年 2 月、「出雲市地域省エネルギービジョン」を策定したほか、平成 21 年 4 月に平田地域で日本最大級の新出雲風力発電所が本格稼動となりました。さらに、同年 10 月からは、化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換をめざし、住宅用太陽光発電システムの補助を開始しました。また、平成 22 年 3 月には、バイオマス資源の利活用を通じた地域産業の活性化を図るため、「出雲市バイオマスタウン構想」を策定し、木質バイオマス等の地域資源の活用や民間における水素の利活用などを推進しています。

今後は、これまでの取組に加え、環境保全の主役となる市民、事業者と行政との連携・協働により、良好な自然環境を守り続け、人と自然との共生を実現し、将来にわたり自然の恵みを受けることができるよう努めることが一層強く求められています。

第3章

出雲市の環境

1. 出雲市の概況

(1) 人口・世帯数

本市の人口は、毎年減少傾向にありましたが、平成23年10月の斐川町との合併により、平成24年3月末現在174,960人（外国人含む）となり、山陰で3番目の人口を有することになりました。将来推計人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成32年の人口は、約16万3千人となり、平成22年の人口から約8千人が減少すると予想されています。

一方、世帯数は年々増加し、平成24年3月末現在59,857世帯となっています。

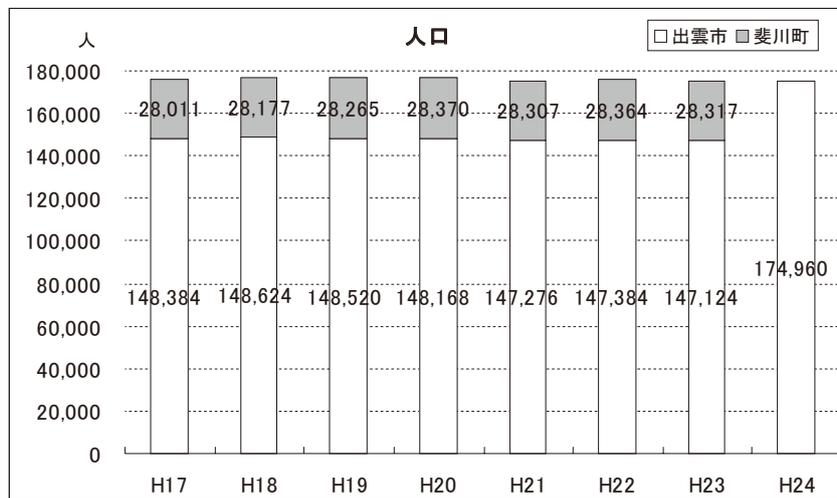


図 3-1 人口の推移

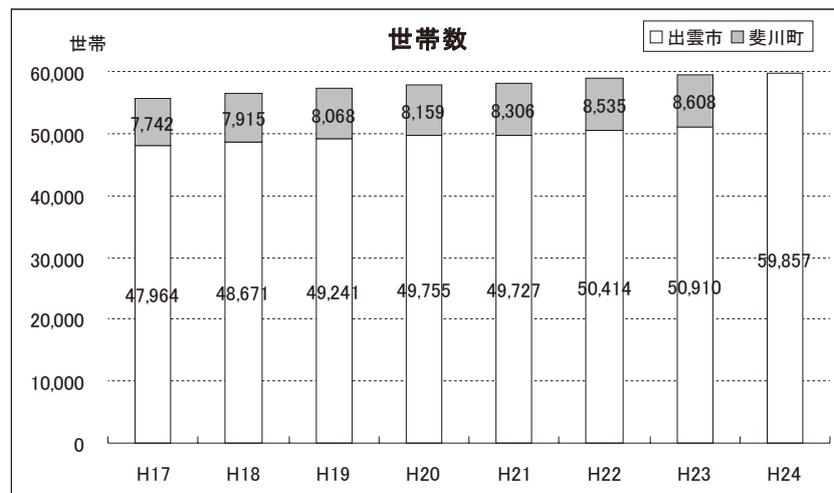


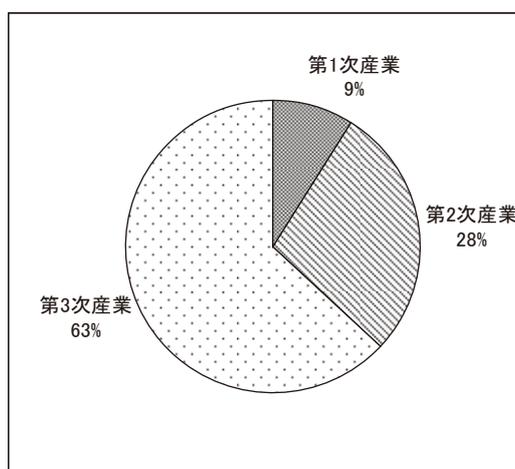
図 3-2 世帯数の推移

(2) 産業

本市の産業別就業人口は、第1次産業 9%、第2次産業 28%、第3次産業 63%となっています。

本市は、肥沃な出雲平野に育まれた県内随一の農業地帯であり、日本海には多くの漁港を有し、シジミなどの内水面漁業も盛んです。製造品出荷額は島根県全体の4割を占め、商業集積も進んでおり、各産業がバランスよく調和した都市です。

医療福祉分野では、山陰有数の高度医療機関が集積し、様々な医療ニーズに応えるとともに、島根大学医学部をはじめとした高等教育機関も立地し、極めて発展可能性の高い潜在能力を有しています。



資料：統計でみる市区町村のすがた 2012. 総務省統計局. 平成 24 年 6 月

図 3-3 産業別就業人口

(3) 土地利用

本市の土地利用は、宅地 6.0%、田・畑 16.9%、山林 38.0%、雑種地 15.2%、その他（原野含む）23.8%となっています。近年、宅地は増加し、田、畑、山林は減少しています。

出雲市総合振興計画における土地利用の基本指針では、北部及び南部一帯は「山間緑地」、都市計画区域における用途地域は「都市拠点」、出雲平野の東部及び西部は「田園緑地」とされています。市街地は、出雲市駅周辺、雲州平田駅周辺、出雲大社前駅周辺、直江駅周辺に形成され、それぞれ「中核都市拠点」、「東部都市拠点」、「観光都市拠点」、「産業都市拠点」と位置づけられています。

「都市拠点」については、各地域それぞれの特性を生かし、官公署、商工業、観光、サービス業などの産業集積と良好な住宅環境の立地、形成を誘導するため、その基盤となる街路、河川、下水道などの都市基盤整備を進めることとしています。

市街地周辺にあって、幹線道路などの都市基盤整備や宅地化が進展しつつある「周辺市街地」については、田園環境の保全を基本として、適切な宅地化を計画的に誘導する

2. 前計画に掲げる数値目標の達成状況

1) 目標達成状況

前計画で設定した数値目標の達成状況^{※1}は以下のとおりです。

<達成できたもの(☆☆☆)> (達成度100%のもの)

- 大気汚染測定値 (SPM)
- 類型指定河川水質環境基準、類型未指定河川水質基準 (BOD)
- 海域水質基準 (COD)
- 水質調査箇所数
- 水のきれいさに対する満足度
- ダイオキシン類の環境基準
- 野生動植物の生息に対する満足度
- 市主催の自然体験事業の参加者数
- グリーンツーリズムの受入団体数
- 年間の針葉樹・広葉樹の植林面積
- 学校給食における地場産品の使用割合
- 公園や広場に対する満足度
- 都市の緑化に対する満足度
- 景観に対する満足度
- 美化サポートクラブ登録団体数
- ポイ捨てごみの回収量
- 学校版エコライフチャレンジしまね参加小中学校割合
- 環境新聞の発刊

<達成度の高かったもの(☆☆)> (達成度80%以上~100%未満)

- 空気のきれいさに対する満足度 (94%)
- 汚水処理人口普及率 (97%)
- 騒音振動に対する満足度 (94%)
- においに対する満足度 (94%)
- 自然体験市有施設の利用者数 (91%)
- アグリビジネススクール累計修了者数 (94%)

※1 数値目標の達成状況：本市は、平成23年10月に斐川町と合併したため、達成度については、平成23年度の旧斐川町及び斐川地域に関するデータを含まない。

- 野山や田畑の豊富さに対する満足度（95%）
- 一人当たりの公園面積（81%）
- 街路樹（中・高木）の本数（89%）
- 市主催の環境啓発イベントの参加者数（96%）

＜達成度の低かったもの（☆）＞（達成度 60%以上～80%未満）

- 通勤距離 3Km 未満の市職員のノーマイカー通勤率（60%）
- 廃食用油回収量（63%）
- 環境美化に関する満足度（72%）
- ISO14001・エコアクション 21 認証取得事業所数（70%）
- ごみ再資源化量（リサイクル率）（67%）
- リサイクル団体回収補助登録団体数（75%）
- 再生可能エネルギー導入市有施設数（70%）
- 出雲産業フェア入場者数（77%）

＜達成度が特に低かったもの（△）＞（達成度 60%未満）

- 市の廃食用油回収によるバイオディーゼル燃料製造量（26%）
- 湖沼水質環境基準（宍道湖・神西湖）（0%）
- 市の事務及び事業から発生する CO₂ 排出量（0%）
- ごみ排出量（削減率）（30%）
- 環境アンテナショップ設置数（50%）
- 家庭版環境 ISO 登録世帯数（6%）
- こどもエコクラブ登録団体数（45%）

2) 目標達成度の検証

数値目標の達成状況から、目標達成度について整理すると以下のようになります。

- ① 各種環境に対する満足度は、達成度が高い。
- ② 生活環境に関する項目（大気、水質、騒音振動、悪臭等）は、達成度が高い。
- ③ 湖沼（宍道湖・神西湖）の水質は、達成度が低い。
- ④ 廃棄物に関する項目（排出量、再資源化量等）は、達成度が低い。
- ⑤ 市の率先実行項目（ノーマイカー通勤率、CO₂ 排出量）は、達成度が低い。
- ⑥ 市民・事業者の環境保全活動に係る項目（家庭版環境 ISO、こどもエコクラブ、ISO14001、エコアクション 21）は、達成度が低い。

達成度が低かった廃棄物に関する項目、市の率先実行項目、市民・事業者の環境保全活動に係る項目の各項目については、目標設定の見直し、取組の強化を行う必要があります。

3) 目標の見直し方針

数値目標の達成状況や目標達成度の検証、さらに前計画以降の社会情勢を踏まえ、以下の方針に基づき、数値目標の見直しを行います。

- ① 目標の達・未達にかかわらず、今後も取組が必要なものについては、目標として継続します。【継続】
- ② 前計画以降の社会情勢により、新たな項目を設定すべきものについては、新たに数値目標を設定します。【新規】
- ③ 目標を達成し、今後もその状況が継続されると思われるもの、社会情勢の変化等により、目標としてなじまなくなっているものなどについては、目標から除外します。【廃止】

3. 市民の環境に対する意識

本計画の策定に伴い実施した市民アンケート調査結果から、市民の環境に対する意識をまとめると以下のようになります。

- ① 市民は、身近な生活環境を大切にしたい、公害のないまちを強く望んでいます。
- ② 市民は、道路や歩道の維持管理、犬や猫のフンの放置に不満を持っています。
- ③ 市民は、省エネを心がけていますが、まだ不十分であると感じています。
- ④ 市民は、再生可能エネルギーへの取組の必要性を強く感じており、市に率先的に取り組むよう求めています。
- ⑤ 市民は、環境活動への参加について潜在的に関心があり、機会があれば参加したいと思っています。
- ⑥ 前計画でのアンケート調査結果と比較すると、全般的にほぼ同様の傾向でしたが、3Rに関する取組が進むとともに、再生可能エネルギーに関する意識が大きく高まっています。

なお、設問ごとの概要は以下のとおりです。

<被調査者>

- 回収率 37.9%であった回答者の年齢構成は、60歳代と70歳代以上とで約半数を占めました。20歳代、30歳代、40歳代の占める割合は、それぞれ8%、14%、9%でした。これを本市の年齢別人口割合と比較すると、60歳代でやや高く、20歳代と40歳代でやや低い結果となりました。

<環境の満足度>

- 生活環境については、「空気のきれいさ」の満足度が高く、「ポイ捨て、飼犬のフンの放置」の満足度が低くなっています。
- 自然環境については、どの項目も満足度が高くなっています。特に、「野山や森林、田畑などの緑の豊かさ」は高い評価を得ています。
- 快適環境については、「文化財や遺跡など歴史的遺産の豊かさ」の満足度が高く、「水と親しめる水辺の整備」の満足度が低くなっています。
- 3つの環境とも満足度の傾向については前回のアンケート結果とほぼ同様でした。

<地球環境問題への関心>

- いずれの項目にも高い関心が寄せられましたが、特に「地球温暖化」への関心が高く

なっています。

- 関心の傾向については前回のアンケート結果とほぼ同様でした。

＜環境に優しい取組＞

- 廃棄物処理については取組の意識が進んでいます。
- 「再生可能エネルギーの導入」「地域の環境活動への参加」「公共交通機関の利用」には、「実施する気はない」との意見が多く寄せられました。しかしながら、前二者については「未実施だが今後実施したい」との意見も多くあり、今後の取組の可能性が示唆されます。
- 前計画と比較すると「買い物時にはマイバックを持参し、レジ袋や過剰包装を断っている」が大きく伸びており、3Rに対する取組が進んでいることをうかがわせます。

＜環境保全活動への市民参加＞

- 機会があれば参加したいという意見が多く寄せられました。一方、参加しない理由には、年齢や健康上の理由をあげる人がほとんどでした。

＜出雲市の環境の将来像＞

- 「空気や川の水がきれいで公害のないまち」が最も多く、身近な生活環境を大切にしたいという意識が高いことがわかります。

＜事業者に対する期待する取組＞

- 公害対策に対する意見が突出しており、市民は公害のない生活環境を最も望んでいることがわかります。
- 今回新たに設定した「再生可能エネルギーの導入」には、2番目に多い意見が寄せられました。

＜行政（市）に対する期待する取組＞

- 「再生可能エネルギーの導入」や「地球温暖化対策」など、エネルギー対策に行政が率先して取り組むことが望まれています。
- 前計画では4番目だった「再生可能エネルギーの導入」が今回は最も期待される取組となりました。

＜家庭での省エネルギーに関する意識＞

- 省エネルギーについては、必要なこととしてとらえられており、その活動については程度の差こそあれ、ほとんどの市民が心がけていますが、まだ不十分であると考えている人が多くなっています。

＜省エネルギーを進めるために必要なこと＞

- 「公共施設における率直的省エネルギー行動の実践」が最も「重要であり、具体化すべき」ものと考えられています。
- 「重要だが、実行が難しい」ものでは「自動車の共同利用、公共交通機関利用の推進」が突出しています。

＜自由記述＞

- 多かった意見として、多い順に「道路・歩道・街路樹の整備・維持管理（除草・草刈等）」に関するものが 11 件、「河川環境の悪化、川の美化」に関するものが 7 件、「原発廃止、再生可能エネルギーの推進」に関するものが 5 件、「犬や猫のフンの処理への啓発・規制」「マイカー自粛等の市の率先行動」「松枯れ対策」に関するものが各 4 件となっています。

4. 出雲市の環境課題

本市の環境に関する課題を対象ごとに整理すると次のようになります。

<生活環境の課題>

- 自動車の排気ガスを主要な発生原因の一つとする光化学オキシダントは、環境基準を達成していません。市内の自動車交通量の増加により、その負荷はさらに高まっています。
- 依然として野外等で不法なごみの焼却をする人が多く、大気環境を阻害しています。
- 下水道の普及により湖沼に流入する河川の水質は着実に改善していますが、宍道湖や神西湖の水質はなかなか改善されていません。

<自然環境の課題>

- 野生鳥獣による農林作物への被害が拡大しています。また、近年においては特定外来種の被害も増加しています。
- 宍道湖とそこに生息する生物の保全とともに、ラムサール条約に基づく「ワイズ・ユース（賢明な利用）^{※1}」について積極的に推進する必要があります。
- 過疎化・高齢化により森林が管理されなくなって荒廃し、松枯れやナラ枯れ、竹林が拡大しています。
- 圃場整備や農薬・肥料の使用により、農地とその周辺環境を生息・生育の場とする生きものが見られなくなっています。

<快適環境の課題>

- 出雲地域の景観を代表する赤瓦の民家や築地松の散居集落の景観が失われ始めています。特に、築地松の管理技法である陰手刈り（のうてごり）の継承が必要です。
- 開発に伴い、無秩序な建築物や屋外広告が増え、景観を阻害しています。
- ごみの不法投棄やポイ捨て、犬や猫のフンの放置が目立ちます。

<地球環境の課題>

- 平成 23 年度の本市の二酸化炭素の総排出量は前年度より 1.2%増加しました。また、市の事務及び事業から発生する二酸化炭素の排出量も 7.0%増加しています。
- 国のエネルギー政策を踏まえ、各種再生可能エネルギーの導入を促進していく必要があります。

※1 ワイズ・ユース（賢明な利用）：ラムサール条約では、湿地を守ることと、これからも湿地を利用できるように壊さず使っていくことをめざしています。これを「賢明な利用」または「ワイズ・ユース」といいます。

- 海岸に多くの漂着ごみが見られます。漂着ごみには、医療廃棄物や強酸性を示す液体の入ったポリタンクなど危険物も含まれています。

<循環型社会構築の課題>

- 総ごみ排出量は毎年減少していましたが、平成 23 年度は可燃ごみが増加に転じ、平成 24 年度も増加傾向にあります。
- ごみ再資源化率（リサイクル率）は 20%に止まっており、各種リサイクルによりこれを向上させていく必要があります。
- 最終処分場の延命化を図るため、ごみ最終処分量を抑制していく必要があります。

<環境保全活動の課題>

- 本市では、「出雲市 18 万人ポイ捨て一層大作戦」など環境保全活動への様々な支援や啓発を行っていますが、その裾野をさらに広げていく必要があります。
- 出雲市ごみ減量化アドバイザー等の組織や人材を一層有効に活用していく必要があります。
- 環境学習の拠点や情報発信の場として、斐川環境学習センターの活用をさらに促進していく必要があります。

第4章

環境の将来像と基本目標

1. 環境の将来像

本市のめざす環境の将来像を次のように設定します。



この環境の将来像に込められた思いは次のとおりです。

神話から未来へつなぐ

出雲を象徴する国引き神話で語られる雄大な自然環境の創出、また、出雲の先人から脈々と受け継がれてきた「豊かな環境」や「もったいない心」などを確実に未来へ引き継いでいく決意をあらわしています。



さわやかな環境のまち・出雲

澄んだ空気やきれいな水、そして豊かな緑、人と人、人と自然との関わりなど、あらゆる面において「さわやかな環境のまち」を実現するため、環境に優しいまちづくりを行い、環境への先進的な取組を積極的に実施する「環境先進都市」を実現し、環日本海の玄関口として持続的に発展する「出雲」をめざしていくことをあらわしています。



2. 基本目標

本市のめざす環境の将来像を実現するために、次のような6つの基本目標を設定します。

＜基本目標＞

1. 澄んだ空気ときれいな水に潤い 健康に暮らせるまち
2. 人と自然がふれあい ともに生きるまち
3. 悠久の歴史が息づく 美観と快適空間のまち
4. 地球を考え 地域から実践するまち
5. 「もったいない」の心で築く 循環型のまち
6. ともに学び行動する 環境意識が高いまち

6つの基本目標には次のような思いがこめられています。

1. 澄んだ空気ときれいな水に潤い 健康に暮らせるまち（【生活環境】の目標）

出雲市は、空気や川がきれいで公害のないまち、市民の安全・安心を守るまちをめざします。

2. 人と自然がふれあい ともに生きるまち（【自然環境】の目標）

出雲市は、斐伊川や宍道湖、山や海などの豊かな自然を大きな財産とし、人と自然が共生するまちをめざします。

3. 悠久の歴史が息づく 美観と快適空間のまち（【快適環境】の目標）

出雲市は、神話のふるさととして、歴史や文化など地域の特性を生かした潤いと安らぎのあるまちをめざします。

4. 地球を考え 地域から実践するまち（【地球環境】の目標）

出雲市は、全ての市民が地球環境保全を自らの問題として認識し、一人ひとりの生活からそれを実践していくまちをめざします。

5. 「もったいない」の心で築く 循環型のまち（【循環型社会構築】の目標）

出雲市は、常にものを大切にすることをもち、資源の循環を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちをめざします。

6. ともに学び行動する 環境意識が高いまち（【環境保全活動】の目標）

出雲市は、環境先進都市を創造していくため、市、市民、事業者が各自意識啓発を図り、連携して環境保全に取り組むまちをめざします。

3. 出雲市民憲章

出雲市民の誓い

豊かな自然と歴史に育まれた 神話のふるさと出雲の國
わたしたちは 出雲を愛し 自然と歴史文化を受け継ぎ 後世に伝え
夢と希望をもって 未来へ羽ばたく出雲を創造するため
ここに市民憲章を定めます

世界に誇る「環境のまち」をつくります

自然を守り、美しく清らかな心を大切にする環境のまち出雲

世界に誇る「健康のまち」をつくります

平和を愛し、安心して生命（いのち）輝く健康のまち出雲

世界に誇る「教育のまち」をつくります

学びの志（こころざし）をいだし、ひとりひとりの夢を実現する教育のまち出雲

世界に誇る「文化のまち」をつくります

歴史と伝統を尊（とうと）び、未来を創造する文化のまち出雲

世界に誇る「産業のまち」をつくります

働く喜びをもち、地域を支え豊かにする産業のまち出雲

一人ひとりが市民としての自覚と誇り、ふるさと出雲を愛する心を持つことにより、市民の一体感と出雲市を共に創りあげていこうとする意識の醸成を図ることを目的として、平成18年3月17日、議会の議決を経て策定しました。

前文では、古代から受け継がれた豊かな自然と歴史文化をしっかりと受け継ぎ、これからの世代へ伝えていくことの大切さと、市民ひとりひとりが夢と希望をもって未来の出雲市を創っていくことを決意しています。

本文では、「環境のまち」「健康のまち」「教育のまち」「文化のまち」「産業のまち」の5つのめざすべきまちづくり像を掲げています。それぞれ、世界に誇ると表現し、市民が自信と誇りを持って生活すること、世界の中の出雲という広い視野で考えていくことをめざしています。

第5章

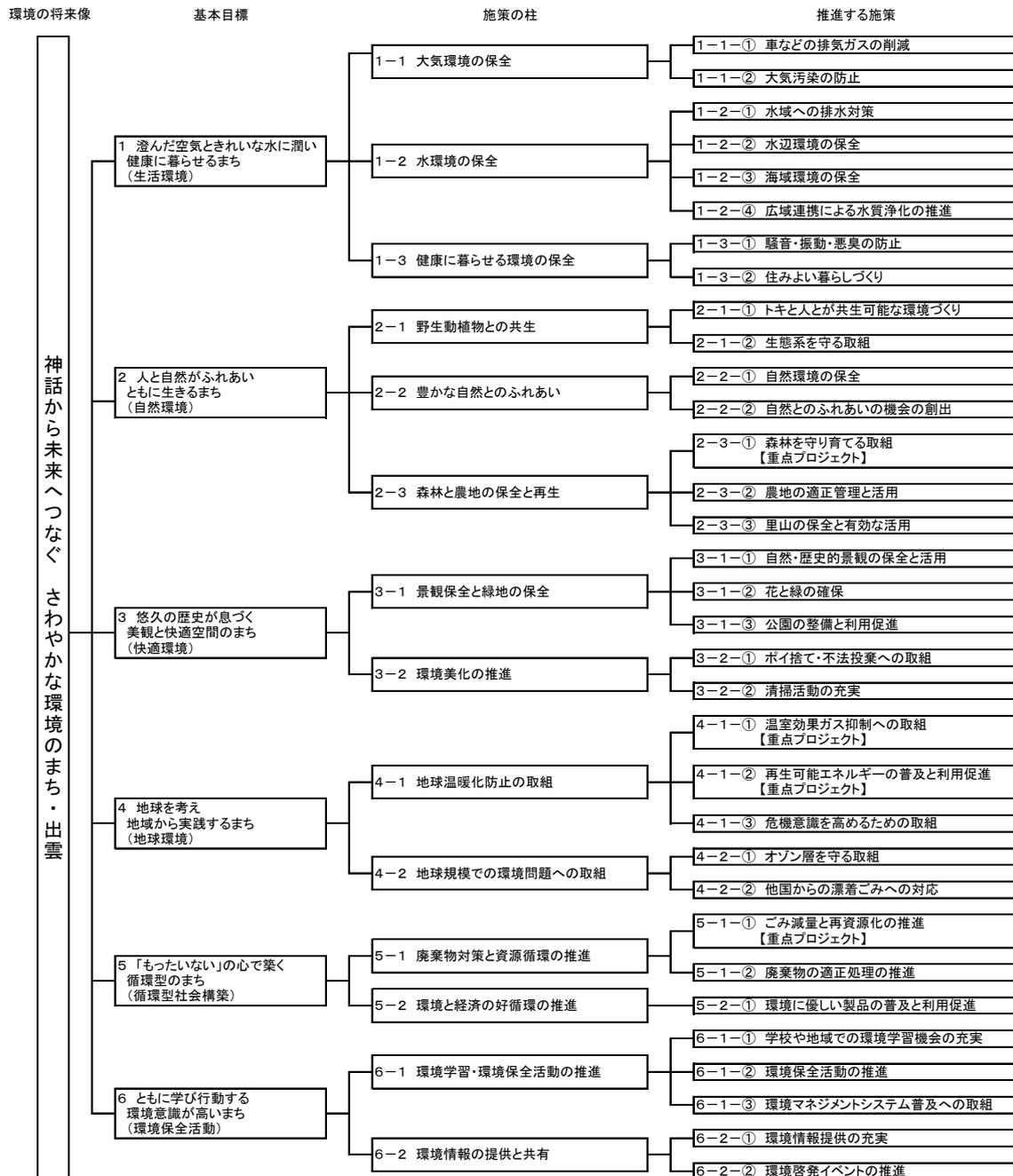
施策の推進



1. 施策の体系

環境の将来像、基本目標から施策の柱への流れの中で、取組を推進する施策を体系的に表すと、次のようになります。

このうち、第4章で掲げた「環境の将来像」の実現に向け、特に課題の重要性・緊急性が高く、中間年（平成29年度）までの5年間で優先的に取り上げるべき施策・事業を「重点プロジェクト」（4施策）として位置づけています。



2. 施策の推進

1) 澄んだ空気ときれいな水に潤い 健康に暮らせるまち

1-1 大気環境の保全

(1) 現状と課題

二酸化硫黄及び窒素酸化物については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては環境基準を達成していません。

ばい煙及び粉じん発生施設も多く、野外等での不法なごみの焼却も含め、大気環境の保全に努めていく必要があります。

現 状

- 環境基準が未達成の光化学オキシダントの主要な発生原因の一つに、自動車の排気ガスがあります。今後、交通量の増加に伴う大気環境の変動が推測されます。
- 大気汚染防止法に基づき届け出されている事業所数は、平成 23 年度末現在で、ばい煙発生施設が 119 事業所、一般粉じん発生施設が 29 事業所となっています。(出雲保健所調べ)
- 大気汚染に関する公害苦情は、以前に比べ平成 22 年、23 年は増加しました。寄せられる苦情のほとんどが野外等での不法なごみの焼却によるものです。



山陰自動車道

課 題

- 公共交通機関の利用促進や低公害車・低燃費車の導入促進
- ばい煙の発生原因である野外等での不法なごみの焼却などの防止のための啓発・指導の強化

(2) 前計画の達成状況と新たな数値目標

【目標達成度の検証】

目標設定項目のうち、「大気汚染測定値（SPM※1）」と「空気のきれいさに対する満足度」は中間目標値を達成しましたが、「市の廃食用油回収によるバイオディーゼル燃料製造量」と「通勤距離3km未満の市職員のノーマイカー通勤率」は中間目標値を達成できませんでした。

【数値目標の見直し】

- 「大気汚染測定値（SPM）」は継続します。
- 「通勤距離3km未満の市職員のノーマイカー通勤率」は、市の率先行動計画である「いずもエコオフィス・アクションプログラムⅢ」において数値目標を掲げて引き続き取り組むこととし、第2次計画からは廃止するものとします。
- 「市の廃食用油回収によるバイオディーゼル燃料製造量」は、燃料の使途が限定されてきたため、「空気のきれいさに対する満足度」は満足の基準が不明確であるため、廃止するものとします。
- 近年のエネルギー問題に対応し、「公用車へのクリーンエネルギー自動車※2導入率」を新たに目標として設定します。

目標設定項目	前計画				見直し区分	第2次計画		
	当初値 (H17年度)	中間目標値 (H23年度)	中間実績値※3 (H23年度)	達成度※4		現状値※3 (H23年度)	中間目標値 (H29年度)	最終目標値 (H34年度)
1 大気汚染測定値(SPM) 【参考】環境基準値0.1mg/m ³	0.022mg/m ³ (H16年度)	現状維持	0.015mg/m ³	☆☆☆	継続	0.015mg/m ³	環境基準値内	環境基準値内
2 市公用車へのクリーンエネルギー自動車導入率(導入台数)	—	—	—	—	新規	1.5% (8台)	10.6% (58台)	19.6% (107台)
3 通勤距離3km未満の市職員のノーマイカー通勤率	57% (H18年度)	80%	48%	☆	廃止	—	—	—
4 市の廃食用油回収によるバイオディーゼル燃料製造量	28,230L	60,000L	15,600L	△	廃止	—	—	—
5 空気のきれいさに対する満足度	81% (H18年度)	85%	80%	☆☆	廃止	—	—	—

※3 中間実績値(H23年度)と現状値(H23年度)；出雲市は、平成23年10月に斐川町と合併したため、前計画における中間実績値(H23年度)には、平成23年度の旧斐川町及び斐川地域に関するデータを含まない。第2次計画の現状値(H23年度)には、斐川地域に関するデータを含む。

※4 達成度：達成度100%のもの(☆☆☆)、達成度80%以上100%未満(☆☆)、達成度60%以上80%未満(☆)、達成度60%未満(△)。

※3、※4については、以下、出現する表に同じ。

※1 SPM：浮遊粒子状物質のことで、Suspended Particulate Matter の略称。大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径10μm以下のものと定義している。SPMは微小のため、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。

※2 クリーンエネルギー自動車：炭素や有害物質の少ない燃料を使うことで、排気ガス中の二酸化炭素や窒素酸化物などが少ない自動車。電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車などが実用化されている。

(3) 施策

1-1-① 車などの排気ガスの削減

車両から排出される二酸化硫黄や窒素酸化物、光化学オキシダントなどの低減を図るため、公共交通機関の利用を促進するとともに、エコドライブ^{※1}の普及に努めます。また、国、県と連携を図りながら、多量の排気ガスを排出する交通渋滞の解消に向けた取組を推進するほか、自動車購入時におけるクリーンエネルギー自動車、低公害車・低燃費車の導入、普及推進を図っていきます。

- 鉄道とバスの連携による公共交通機関の利便性向上と自動車からの利用転換
- 公共交通機関利用促進の啓発推進
- 大規模イベント時のシャトルバス活用など交通渋滞解消に向けた取組の推進
- クリーンエネルギー自動車の公用車への導入と普及推進
- マイカー通勤自粛の市民、事業者への呼びかけ
- ノーマイカーデーの推進
- エコドライブの普及

1-1-② 大気汚染の防止

自動車からの排気ガスだけでなく、工場、事業場からの大気汚染物質の排出について、大気汚染防止法や県公害防止条例などに基づき、関係機関と連携して監視指導を行います。

また、ばい煙や悪臭の発生原因となり、廃棄物処理法^{※2}により一部の例外を除いて禁止されている野外等でのごみの焼却については、監視と指導の一層の徹底を図ります。

- 関係機関と連携した、ばい煙、粉じん、野外等での不法なごみの焼却の監視、指導の徹底
- 農業廃棄物（バイオマス）の堆肥などへの再資源化の推進

<市民の行動指針>

- 自動車の使用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩を適切に併用するライフスタイルへ転換する。
- ノーマイカーデーに積極的に参加するとともに、マイカー通勤を自粛する。
- 自動車を運転する際は、急発進、急加速、急ブレーキを控えるなどエコドライブを心

※1 エコドライブ：省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術。主な内容は、燃費の把握、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

※2 廃棄物処理法：正式名は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。

がける。

- 自動車購入時には低公害車・低燃費車を選ぶ。
- 野外等で不法なごみの焼却はしない。

<事業者の行動指針>

- 車などの排気ガスの削減に向け、従業員への啓発や企業バス導入などに取り組む。
- ノーマイカーデーへの積極的参加とマイカー通勤自粛を従業員へ働きかける。
- 従業員に対し、エコドライブの実践を働きかける。
- 自動車購入時には低公害車・低燃費車を選ぶ。
- 廃棄物処理法や大気汚染防止法、県公害防止条例などの法令を遵守する。
- 野外等で不法なごみの焼却はしない。
- 農業廃棄物の堆肥化を実践する。

1-2 水環境の保全

(1) 現状と課題

河川の水質は近年改善されており、直近の 5 年間では環境基準や市の目標を達成しています。また、海域（おわし海水浴場）でも、毎年、環境基準を達成していますが、宍道湖及び神西湖では、環境基準が未達成の状況が続いています。

斐伊川、神戸川をはじめ、新内藤川、平田船川、赤川、十間川等の河川や宍道湖、神西湖、ため池等の湖沼、出雲平野の水田や用水路などの水辺は、豊かな自然環境を形成する基盤であるとともに、多様な動植物の生息・生育地として重要な役割を担っています。これらの水辺はエコトーン※1としてその環境を守っていく必要があります。また、これらを活用した親水空間づくりも必要です。

水道の普及率は、平成 23 年度末現在で 98.5%となっています。汚水処理人口普及率は平成 23 年度末現在で 77.8%となっており、島根県全体での普及率 73.4%を 4.4 ポイント上回っています。



宍道湖一斉清掃

現 状

- 斐伊川では、BOD※2について平成 18 年度以降環境基準を達成しています。国土交通省の全国一級河川水質ランキングによると、平成 22 年度は 33 位でしたが、平成 23

※1 エコトーン：陸地と水面の境界、森林と草原の境界のように、どちらとも違った特徴を持った移行帯を「エコトーン」という。エコトーンでは、土壌の水分、日光の照度、温度、空気の動き、湿度などが、比較的限られた空間の中で大きく変化するので、そこに育つ植物や動物の種類も豊かになり、隣接する二つの世界を結んで生物の活発な営みが繰り広げられ、その地域全体の生物多様性を高めるうえで重要な役割を果たしている。

※2 BOD：生物化学的酸素要求量のこと、Biochemical Oxygen Demand の略称。河川の汚染の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚染源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量を mg/ℓ で表したものの。数値が大きいくほど汚染が進んでいることを示す。

年度は 164 河川中 14 位と大きく水質が改善しました。

- 神戸川、平田船川、湯谷川では BOD の環境基準を達成し、ほぼ横ばいで推移しています。
- その他の中小河川では、平成 19 年以降、市の目標の魚が住める指標である BOD 値 5 mg/ℓ を超える河川はなく、減少もしくはほぼ横ばいで推移しています。
- 水質汚濁防止法に基づき届け出されている事業所数は、平成 23 年度末現在で 626 事業所となっています。(出雲保健所調べ)
- 宍道湖、神西湖とも、COD^{※1}、全窒素、全りんのうちいずれも環境基準が未達成の状況が続いています。
- 宍道湖では、近年、アオコが全域に発生し、住民から悪臭の苦情やガス臭通報が寄せられています。また、オオササエビモ等水草類の植生範囲が拡大し、枯れた水草のシジミの生育環境への影響を懸念する声も出ています。
- おわし海水浴場水域では、COD について毎年環境基準を達成しており、年平均値は 2 mg/ℓ 未満の良好な状態で推移しています。
- 出雲平野には、中小規模の河川、高瀬川などの農業用水路が多数流れ、豊かな水環境を形成しています。
- 宍道湖湖岸では、親水機能を兼ね備えた護岸の整備により、水辺の親水空間づくりが進められています。
- 神西湖はヨシに囲まれた豊かな水景が広がっており、遊覧屋形船が就航しています。
- 神戸川の中流域にはわかあゆの里が整備され、人々に親しまれています。
- 島根半島のリアス式海岸や稲佐の浜等の白砂の砂浜には、釣り客や海水浴客が数多く訪れています。

課 題

- 公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽などの地域の実情に応じた生活排水対策の推進
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換
- 水質浄化に係る啓発や発生源対策の充実
- 島根県の「第 5 期宍道湖・中海湖沼水質保全計画」や「神西湖水環境保全指針」等に基づく総合的な対策
- アオコ、水草類の発生メカニズムの調査、解明
- 河川や用水路、湖沼等の水辺環境の保全
- 宍道湖湖岸や河川の親水護岸づくり
- 水辺の親水空間を生かした環境学習の場づくり

※1 COD：化学的酸素要求量のことで、Chemical Oxygen Demand の略称。湖沼や海域における水中の有機物による汚濁の程度を示す代表的な指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/ℓ で表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

(2) 前計画の達成状況と新たな数値目標

【目標達成度の検証】

目標設定項目のうち、「類型指定河川水質の環境基準達成率（BOD）」、「類型未指定河川水質の市基準達成率（BOD）」、「海域水質（海水浴場）の市基準達成率（COD）」、「水質調査箇所数」及び「水のきれいさに対する満足度」は中間目標値を達成しましたが、「湖沼水質の環境基準達成率（宍道湖、神西湖）（COD）」、「廃食用油回収量」及び「汚水処理人口普及率」は中間目標値を達成できませんでした。

【数値目標の見直し】

- 「類型指定河川水質の環境基準達成率（BOD）」、「類型未指定河川水質の市基準達成率（BOD）」、「湖沼水質の環境基準達成率（宍道湖、神西湖）（COD）」、「海域水質（海水浴場）の市基準達成率（COD）」、「廃食用油回収量」及び「汚水処理人口普及率」は、継続します。
- 「水質調査箇所数」は現行と同じ調査箇所数で調査していくこととしているため、「河川、湖における水浴適否調査の適合率」は遊泳利用者がわずかなため、「水のきれいさに対する満足度」は満足の基準が不明確であるため、廃止するものとします。
- 生活排水対策として「水洗化率（接続率）」を新たに目標として設定します。

目標設定項目	前計画				見直区分	第2次計画		
	当初値 (H17年度)	中間目標値 (H23年度)	中間実績値 (H23年度)	達成度		現状値 (H23年度)	中間目標値 (H29年度)	最終目標値 (H34年度)
1 類型指定河川水質の環境基準達成率(BOD) ^{※1}	100% (4河川)	100% (4河川)	100% (4河川)	☆☆☆	継続	100% (4河川)	100% (4河川)	100% (4河川)
2 類型未指定河川水質の市基準達成率(BOD5mg/ℓ以下) ^{※2}	83% (5河川)	100% (6河川)	100% (6河川)	☆☆☆	継続	100% (12河川)	100% (12河川)	100% (12河川)
3 湖沼水質の環境基準達成率(宍道湖、神西湖)(COD) ^{※3}	0% (0湖)	100% (2湖)	0% (0湖)	△	継続	0% (0湖)	100% (2湖)	100% (2湖)
4 海域水質(海水浴場)の市基準達成率(COD 2mg/ℓ以下) ^{※4}	0% (0地点)	100% (1地点)	100% (1地点)	☆☆☆	継続	100% (6地点)	100% (6地点)	100% (6地点)
5 廃食用油回収量	28,230ℓ	60,000ℓ	37,681ℓ	☆	継続	47,466ℓ	47,500ℓ	50,000ℓ
6 汚水処理人口普及率 ^{※5}	61.4%	77.0%	75.0%	☆☆	継続	77.8%	83.8%	87.9%
7 水洗化率(接続率)	—	—	—	—	新規	86.6%	88.0%	89.0%
8 水質調査箇所数	43箇所	43箇所以上	43箇所	☆☆☆	廃止	—	—	—
9 河川、湖における水浴適否調査の適合率	75% (H18年度)	80%	—	—	廃止	—	—	—
10 水のきれいさに対する満足度	36% (H18年度)	50%	54%	☆☆☆	廃止	—	—	—

※1 水質汚濁の環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた類型とその基準値が定められており、国または都道府県知事がその水域を指定する。本市河川では、斐伊川(河川AA類型、BOD1mg/ℓ以下)、神戸川(河川AA類型、BOD1mg/ℓ以下、河川A類型、BOD2mg/ℓ以下)、平田船川(河川A類型、BOD2mg/ℓ以下)、湯谷川(河川A類型、BOD2mg/ℓ以下)が指定されている。

※2 魚が住める指標C類型を参考にBOD5mg/ℓ以下の市独自目標を設定(山王川、論田川、小境川、新内藤川、赤川、新町下水、古井手川、十間川、保知石川、九景川農業排水路、姉谷川、常楽寺川)。第2次計画から、山王川、論田川、小境川、九景川農業排水路、姉谷川、常楽寺川を追加。

※3 環境基準に基づき、宍道湖(湖沼A類型、COD3mg/ℓ以下)、神西湖(湖沼B類型、COD5mg/ℓ以下)について目標設定。

※4 県の水浴場判定基準を参考にCOD2mg/ℓ以下の市独自目標を設定(おわし海水浴場、キララビーチ、河下海水浴場、猪目海水浴場、稲佐の浜海水浴場、田儀海水浴場)。第2次計画から、キララビーチ、河下海水浴場、猪目海水浴場、稲佐の浜海水浴場、田儀海水浴場を追加。

※5 公共下水道、農漁業集落排水、合併処理浄化槽などの処理施設をすべて含んだもの。

(3) 施策

1-2-① 水域への排水対策

水質汚濁の主な原因となっているのは家庭や事業所からの排水です。そこで、水質浄化に関する啓発を進め、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽などの排水処理施設の整備を推進するほか、工場・事務所や農業・畜産施設からの排水の適正処理を促進し、関係機関と連携して該当施設の監視指導に努めます。また、水質改善の進まない宍道湖、神西湖に対する市民の関心を高めるため、両湖の魅力をインターネット等を通じて積極的に発信していきます。

- 下水道（公共下水道、農業集落排水）、合併処理浄化槽などの整備推進
- 関係機関と連携した水質汚濁に対する監視指導の徹底
- 水質浄化、排水などに関する啓発活動の充実
- 「神西湖水環境保全指針」に基づく水環境保全の取組
- 島根県の「第5期宍道湖・中海湖沼水質保全計画」の着実な推進
- 汚濁河川のヘドロ除去
- 油の流出などの水質事故の未然防止と発生時の迅速な対応
- 河川の堰や排水機場のごみの適正処理

1-2-② 水辺環境の保全

様々な生きものにとって、かけがえのない空間である水辺の環境を保全するため、水質調査を行い、監視結果を水質改善対策に生かします。

また、市民と連携してごみのないきれいな親水空間形成に努め、生きもの調査の実施や体験活動を通して水辺環境に対する意識向上を図り、宍道湖、神西湖でのヤマトシジミに代表される豊かな水資源の維持を図ります。

- 水質調査の実施と結果の公表、水質改善対策の検討
- 生きもの調査の実施
- 河川や湖に親しむ体験活動機会の提供
- 河川や湖の清掃活動の支援

1-2-③ 海域環境の保全

川からのごみ、汚濁物質の流出を防止し、水質の改善に努めます。また、海域を良好に保全し、水産資源の保護や良好な漁場を守る取組を推進するため、海や海岸の清掃活動を積極的に支援していきます。

- 水産資源の保護
- 漁場の良好な環境の保全
- 海岸清掃活動の支援
- 魚つき保安林^{※1}などの適切な管理

1-2-④ 広域連携による水質浄化の推進

公共用水域は複数の自治体にまたがるものも多く、その管理者は国、県、市町村など様々です。水質の浄化には、管理者による取組だけでなく、関係機関との連携が必要不可欠です。

そのため、中海・宍道湖・大山圏域市長会、宍道湖水環境改善協議会、宍道湖水質汚濁防止対策協議会等の取組を通じて、国、県、沿岸自治体との連携・協力を図りながら、宍道湖の水環境改善につながる事業を効率的かつ着実に推進していきます。

- 宍道湖一斉清掃の実施・支援
- 宍道湖における覆砂、砂浜再生事業等の実施・支援
- 斐伊川流域上下流自治体連携による森林整備事業の実施
- 「中海・宍道湖子ども体験クルーズ」等の環境学習の実施

<市民の行動指針>

- 廃食用油や生ごみなどを川に流さない、合成洗剤の使用の自粛など生活排水対策を徹底する。
- 下水道（公共下水道、農漁業集落排水）などの整備後は速やかに接続する。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替える。
- 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定点検）を行う。
- 海域や河川、湖へのごみのポイ捨てや不法投棄はしない。
- 水質調査や生きもの調査など河川や湖に親しむ体験活動や清掃活動に参加、協力する。
- 海岸清掃活動に参加、協力する。
- 釣りやレジャーで出たごみは持ち帰る。

<事業者の行動指針>

- 水質汚濁防止法や県公害防止条例などの法令を遵守する。
- 家畜し尿の適正処理や、農薬、肥料の適量使用と流出防止を徹底する。
- 下水道（公共下水道、農漁業集落排水）などの整備後は速やかに接続する。

※1 魚つき保安林：水面に陰をつくったり、海に流れ込む水をきれいにしたたり、魚の好む栄養分を供給し、魚の繁殖を助けるための保安林。

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替える。
- 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定点検）を行う。
- 海域や河川、湖へのごみのポイ捨てや不法投棄はしない。
- 海岸・河川・湖の清掃活動に参加、協力する。

1-3 健康に暮らせる環境の保全

(1) 現状と課題

大気、水環境への影響とは別に、「感覚公害」といわれる騒音や悪臭については、毎年多数の苦情があり、これらについての対応が必要です。

ダイオキシン類については、平成 23 年度に島根県が実施した常時監視結果（大気、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌）及び行政測定結果（排出ガス）並びに特定施設設置者による測定結果（排出ガス、排出水等）のいずれにおいても、環境基準を達成しており、良好な環境が維持されています。

アスベストについては、情報を広く市民に提供し、適正な除去処理を推進しています。

現 状

- 騒音や振動、悪臭についての苦情は、平成 23 年度は 29 件（全体 194 件）でした。
- 本市では、悪臭防止法に基づく悪臭規制地域を指定しており、特定悪臭物質の 12 物質について規制基準を設定しています。
- ダイオキシン類は、常時監視結果や行政測定結果、施設設置者による測定結果をみると、いずれも環境基準を大きく下回っています。

課 題

- 工場や畜産し尿、堆肥などの悪臭防止に係る発生源対策
- ダイオキシン類の調査結果の把握及び監視

(2) 前計画の達成状況と新たな数値目標

【目標達成度の検証】

目標設定項目のうち、「ダイオキシン類の環境基準達成率」は中間目標値を達成しましたが、「騒音振動に対する満足度」「においに対する満足度」はわずかに中間目標値を達成できませんでした。

【数値目標の見直し】

- 「ダイオキシン類の環境基準達成率」は継続します。
- 「騒音測定値」と「振動測定値」はともに発生源が多様であるため、「騒音振動に対する満足度」と「においに対する満足度」は満足度の基準が不明確であるため、廃止するものとします。
- 県からの権限移譲により測定が義務づけられた「自動車騒音の環境基準達成率」と、

斐川町との合併により市域となった出雲縁結び空港における「航空機騒音の基準達成率」を、新たに目標として設定します。

目標設定項目	前計画				見直区分	第2次計画		
	当初値 (H17年度)	中間目標値 (H23年度)	中間実績値 (H23年度)	達成度		現状値 (H23年度)	中間目標値 (H29年度)	最終目標値 (H34年度)
1 自動車騒音の環境基準達成率	—	—	—	—	新規	100%	100%	100%
2 航空機騒音の環境基準達成率 (WECPNL値75以下)	—	—	—	—	新規	100% (H22年度)	100%	100%
3 ダイオキシン類の環境基準達成率	100% (H16年度)	100%	100%	☆☆☆	継続	100%	100%	100%
4 騒音測定値(環境基準)	未達成	環境基準値内	—	—	廃止	—	—	—
5 振動測定値(要請限度)	要請限度値内	要請限度値内	—	—	廃止	—	—	—
6 騒音振動に対する満足度	50% (H18年度)	65%	61%	☆☆	廃止	—	—	—
7 においに対する満足度	60% (H18年度)	70%	66%	☆☆	廃止	—	—	—

(3) 施策

1-3-① 騒音・振動・悪臭の防止

本市における騒音・振動・悪臭の苦情件数をみると、悪臭については横ばい傾向にありますが、騒音については増加傾向にあり、平成23年度の苦情件数の約11%を占めている状況です。

騒音には、事業所によるものや自動車、航空機、夜間花火などによるものがあり、そのうち自動車騒音については、市内の常時監視地点すべてで環境基準を達成しています。航空機騒音については、県において航空機騒音調査が実施されていますが、引き続き調査を行い、出雲縁結び空港周辺の環境基準の達成状況を把握する必要があります。また、夜間花火については、平成18年6月施行の出雲市夜間花火規制条例により原則禁止とし、啓発に努めています。

今後も、県と連携を図りながら、環境基準監視や発生源対策、公害苦情処理への対応を進めるとともに、市民や事業者に対する啓発・指導を強化していきます。

- 騒音、振動の発生源への監視、指導の徹底
- 航空機騒音の実態把握と対策の推進
- 夜間花火規制条例による夜間花火の原則禁止の取組
- 悪臭発生源への監視、指導の徹底

1-3-2 住みよい暮らしづくり

住みよい暮らしづくりのためには、様々な化学物質の環境リスク※1に対応しなければなりません。ダイオキシン類やPCB、その他の有害化学物質について、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「PCB 特別措置法」、「大気汚染防止法」などに基づき、関係機関と連携を図りながら、排出事業者からの排出量の削減に努めます。

また、アスベストによる健康被害を防止するため、アスベストに関する情報を広く市民へ提供し、適正処理について周知を徹底していきます。

私たちが日々生活していくうえでは、住みよい暮らしを維持していくため、お互いの立場を理解、尊重し、良好な関係を築いていくことが大切です。犬、猫等のペットのフンの放置や空き地での雑草の繁茂がないようそれぞれ適正な管理の啓発と指導を行います。

- 関係機関と連携した野外等での不法なごみの焼却の監視、指導の徹底
- アスベストに関する情報提供及び適正処理の推進
- ペットの適正な管理の啓発の推進
- 空地などの管理指導の徹底

<市民の行動指針>

- 楽器やテレビなどの近隣騒音に配慮する。
- 条例で禁止されている午後 10 時以降は、花火をしない。
- 悪臭の原因となる堆肥などはビニールで覆うなど適正に管理するとともに、ペットのし尿は適正に処理する。
- 野外等で不法なごみの焼却はしない。
- アスベスト含有製品について認識し、定められた処分方法を守る。
- 飼い主の責務を守り、犬、猫等の放し飼いやフンの放置はしない。
- 定期的な草刈を実施するなど、家の周辺や所有地は適正に管理し、常に清潔に保つ。
- 騒音振動の少ない設備、防音・防振設備を導入する。

<事業者の行動指針>

- 騒音規制法、振動規制法や悪臭防止法、県公害防止条例を遵守する。
- 建物の解体・建設などの工事に伴う粉じんや騒音、振動は、工法や工事用機械を工夫してできるだけ減らす。
- 低騒音振動設備、防音・防振設備を導入する。
- 悪臭の原因となる堆肥などはビニールで覆うなど適正に管理するとともに、畜産し尿

※1 環境リスク：人間の活動によって生じる環境負荷により、人間の健康や生態系へ悪影響を及ぼす恐れのこと。

は適正に処理する。

- 野外等で不法なごみの焼却はしない。
- 建築物のアスベスト部材の使用状況について調査把握し、使用されているアスベストを除去する。
- アスベストの適正処理を遵守する。
- 事業所周辺や所有する空地は適正に管理し、定期的な草刈を実施するなど常に清潔に保つ。
- 地域住民との良好な関係をつくり、苦情があった場合は誠意ある対応をとり、改善する。

2) 人と自然がふれあい ともに生きるまち

2-1 野生動植物との共生

(1) 現状と課題

本市には、北山や南部の山地の森林、出雲平野の田園、日本海の砂浜や砂丘、岩礁などの海岸、斐伊川や神戸川等の河川、宍道湖や神西湖等の湖沼など、生きものにとって多様な生息・生育環境があります。このような多様な環境には様々な動植物が生息、生育しています。

特に、ラムサール条約^{※1}湿地の宍道湖とそこに流れ込む斐伊川は、冬鳥の渡来地として重要です。

現 状

- 「しまねレッドデータブック^{※2}」によると、本市を含めた県東部で確認されている絶滅危惧種^{※3}として、哺乳類ではツキノワグマ、ヤマネ、鳥類ではオオヨシゴイ、ハチクマ、オオタカなど、淡水魚では、カワヤツメ、ルリヨシノボリ、シンジコハゼなど、昆虫類では、コバネアオイトトンボ、マイコアカネ、コカワゲラ、タガメなど、植物では、マツバラシ、タキミシダ、カツモウイノデなどがあります。また、島根県指定希少野生動植物^{※4}として市内に生息するミナミアカヒレタビラが指定されています。
- 山地は赤松林やコナラ群落の二次林^{※5}で構成されますが、シイ、カシ等の照葉樹林もみられます。海岸沿いには黒松林などの海岸植生、砂丘植生がみられ、湖陵には日本海岸におけるハマナス自生西限地があります。
- 宍道湖西岸や周辺の水田、斐伊川は、中国地方でも有数の冬鳥の渡来地で、ガン・カモ類やハクチョウ類が毎年多数渡来しています。
- 国際保護鳥トキの分散飼育の取組を進めています。

※1 ラムサール条約：正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。登録湿地には環境の保全と「ワイズ・ユース（賢明な利用）」が求められる。国内では釧路湿原を最初の登録地として、平成24年7月末現在46か所が登録されている。県内では宍道湖と中海が平成17年に登録された。

※2 レッドデータブック：野生生物種の絶滅を防ぐため、絶滅の恐れのある野生動植物をリストアップし、それぞれの種の危険度をランク分けした資料のこと。

※3 絶滅危惧種：様々な要因により個体数が減少し絶滅の危機に瀕している種・亜種を指す。

※4 島根県指定希少野生動植物：希少野生動植物のうち、県条例で指定され、特に保護を図る必要のある種のこと。捕獲や採集等が規制され、違反した場合には罰則が科せられる。

※5 二次林：その土地本来の自然植生が人為や災害によって消失した後、自然に生じた森林。いわゆる雑木林のこと。

課 題

- 国際保護鳥トキをシンボルとした、人と自然との共生可能な環境づくり
- 希少な生きものや身近な生きものの保全
- 生物多様性（生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性）の保全
- 特定外来種などの外来生物の規制
- ラムサール条約の基本理念に基づく、宍道湖の保全等に関する情報の発信、自然観察会の開催等による環境学習への活用



神西湖の生きもの調査（湖陵小学校）

（２）前計画の達成状況と新たな数値目標

【目標達成度の検証】

目標設定項目の「野生動植物の生息に対する満足度」は中間目標値を達成しました。

【数値目標の見直し】

- 「野生動植物の生息に対する満足度」は満足基準が不明確であるため、廃止するものとします。
- 市民の協力を得やすく、自然観察の普及啓発にもつながる「ゲンジボタルの生息が確認された地区の割合^{※1}」を新たに目標として設定します。

目標設定項目	前計画				見直区分	第2次計画		
	当初値 (H17年度)	中間目標値 (H23年度)	中間実績値 (H23年度)	達成度		現状値 (H23年度)	中間目標値 (H29年度)	最終目標値 (H34年度)
1 ゲンジボタルの生息が確認された地区の割合	—	—	—	—	新規	49% (21地区)	51% (22地区)	54% (23地区)
2 野生動植物の生息に対する満足度	50% (H18年度)	60%	61%	☆☆☆	廃止	—	—	—

※1 ゲンジボタルの生息が確認された地区の割合：市内43地区のうち、ゲンジボタルの生息が確認された地区の割合。ゲンジボタルは水のきれいな川に生息しており、本来市内全域で生息が確認できる種であるとともに、良好な自然環境の指標として関心の高い種であるため本種を設定した。

(3) 施策

2-1-① トキと人との共生可能な環境づくり

出雲地方では、大正期までトキがしばしば宍道湖に飛来していたという記録が残されています。

また、本市は世界で唯一野生のトキが生息していた中国陝西省漢中市と友好都市協定を締結しており、長年にわたり市民とともに漢中市のトキの保護増殖事業に支援、協力を行ってきました。

この友好関係を基盤とし、本市は平成23年1月、トキの分散飼育を開始しました。国のトキ保護増殖事業計画の一翼を担うとともに、トキをシンボルとして人と自然が共生できる地域づくりを推進しています。

- トキと人との共生する地域づくり（出雲市トキによるまちづくり構想）の推進
- 環境保全型農業※1の推進



国際保護鳥トキ（出雲市トキ分散飼育センター）

2-1-② 生態系を守る取組

本市を含む県東部では、多くの希少な野生動植物の生息・生育が確認されています。これらの希少な動植物の保護を推進していくとともに、生息・生育する環境を併せて保全していくことが求められています。

また、古くからこの地域にある在来種を保全し、外来種の不用意な飼育や繁殖・ペット化などを未然に防ぐよう、市民への普及啓発を推進していく必要があります。

- 市内の野生動植物の生息・生育状況についての把握

※1 環境保全型農業：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

- 市内に生息・生育する希少野生動植物の保護及び生息・生育地の保全
- 外来生物に関する情報提供や被害拡大を防ぐ啓発活動の推進
- 「出雲市鳥獣被害防止計画」に基づく適正な鳥獣管理
- 公共事業における環境への配慮
- 開発事業などにおける事業者への適切な助言

<市民の行動指針>

- 外来生物法^{※1}を守り、飼育している外来生物を野外に捨てない。
- 希少な生きものの捕獲・採集はしない。

<事業者の行動指針>

- 開発の際には、生態系に影響を及ぼさないよう配慮する。
- 外来生物法を遵守する。

※1 外来生物法：正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」という。特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としている。

2-2 豊かな自然とのふれあい

(1) 現状と課題

本市では、国立公園 1 か所、県立自然公園 2 か所が指定され、豊かな自然環境に恵まれています。今回の市民アンケート調査においても、自然環境の満足度は高い評価になっており、そのアンケートでの出雲市の環境の将来像についても、「美しい緑や多様な生きものとふれあえる自然の恵み豊かなまち」が 3 番目に挙げられています。このように、市民は自然とのふれあいを大切なものと考えています。

また、ラムサール条約湿地に登録された宍道湖については、良好な環境の保全とともに、その恵みを将来にわたって活用する「ワイズ・ユース（賢明な利用）」が求められています。

現 状

- 自然的土地利用が 9 割以上を占め、緑豊かな環境となっています。
- 日御碕周辺が大山隠岐国立公園島根半島西部地区に、北部の山地が宍道湖北山県立自然公園に、南部の山地が立久恵峡県立自然公園に指定されています。
- 斐伊川や神戸川の河畔林^{※1}、稲佐の浜の黒松林、長浜・西浜海岸の砂丘植生、立久恵峡の断崖植生等の特徴的な緑が散在しています。
- 宍道湖岸には島根県立宍道湖自然館ゴビウスや宍道湖グリーンパーク、多伎海岸を見下ろす丘陵地には見晴らしの丘公園や風の子楽習館があり、自然とのふれあい拠点となっています。こうした拠点施設を中心に野鳥観察会など様々な自然体験活動が行われています。
- 本市には、目田森林公園、うさぎ森林公園、浜遊自然館、わかあゆの里、しまね花の郷、天王山キャンプ場、吉栗の郷、出雲市トキ学習コーナー、神西親水公園などの自然とふれあえる多くの施設があります。



手引ヶ丘公園 風の子楽習館

※1 河畔林：川岸の湿った地域にみられる林。水辺に生息する水鳥や昆虫などの生息空間や河川の水温低下にも役立っている。

課題

- 本市には自然とふれあえる多くの施設がありますが、これらの施設を有効に活用し、自然とのふれあいの場や学習の機会の確保と充実を図る必要があります。
- 豊かな自然環境を保全しながら活用するグリーンツーリズム※1など、環境そのものを観光資源とした取組を推進することが求められています。



グリーンツーリズムのまち（鶺鴒地区）

（２）前計画の達成状況と新たな数値目標

【目標達成度の検証】

目標設定項目の「市主催の自然体験事業の参加者数」、「グリーンツーリズムの受入団体数」は中間目標値を達成しましたが、「自然体験市有施設の利用者数」はわずかに中間目標値を達成できませんでした。

【数値目標の見直し】

- 「市主催の自然体験事業の参加者数」、「自然体験市有施設の利用者数」、「グリーンツーリズムの受入団体数」は、目標設定の対象を拡大するなどして継続します。

目標設定項目	前計画				見直区分	第2次計画		
	当初値 (H17年度)	中間目標値 (H23年度)	中間実績値 (H23年度)	達成度		現状値 (H23年度)	中間目標値 (H29年度)	最終目標値 (H34年度)
1 市主催の自然体験事業の参加者数※2	600人	1,000人	1,180人	☆☆☆	継続	10,462人	10,500人	10,500人
2 自然体験市有施設の利用者数※3	110,000人	113,000人	103,049人	☆☆	継続	118,655人	124,700人	130,800人
3 グリーンツーリズムの受入団体数	0団体	5団体	6団体	☆☆☆	継続	6団体	7団体	8団体

※2 前計画では、出雲科学館主催の自然教室の参加者数を対象としていたが、第2次計画では、市主催のすべての自然体験事業を対象とすることとした。

※3 前計画では、うさぎ森林公園、目田森林公園、見晴らしの丘公園、風の子楽習館及び浜遊自然館の利用者数を対象としていたが、第2次計画では、これにわかあゆの里、天王山キャンプ場、吉栗の郷等を追加した。

※1 グリーンツーリズム：都市住民が豊かな自然や美しい景観を求めて農山漁村を訪れ、交流や体験を通じて楽しむ余暇活動、田舎体験のこと。農山漁村の資源を生かした観光の振興とともに、都市住民が豊かな自然や農村文化の評価や大切さを再認識することにつながる。

(3) 施策

2-2-① 自然環境の保全

本市は、ラムサール条約湿地に登録された宍道湖をはじめ、水辺、山林、田園といった豊かな自然環境に恵まれており、生きものの重要な生息・生育場所として保全が求められています。

水路、河川、湖沼の整備にあたっては、近自然型工法^{※1} などにより可能な限り自然に近い状態で整備を推進していきます。あわせて、自然環境の保全に向けた啓発活動を推進していきます。

- 水辺、山林、田園といった、出雲市が有する豊かな自然環境の保全
- 大山隠岐国立公園、宍道湖北山県立自然公園、立久恵峡県立自然公園の保全
- 公共事業における自然環境への配慮
- 開発事業などにおける事業者への適切な助言
- 自然環境保全へ向けた啓発活動の推進

2-2-② 自然とのふれあいの機会の創出

自然環境の保全とともに重要なのが、自然とのふれあいの機会の創出です。私たちは自然とふれあうことにより、潤いや安らぎなどその恵みを得ることができます。

そのためには、緑豊かな森林での散策やキャンプ、島根半島の美しい海岸線での海水浴や魚釣りなど、自然とふれあうことができる空間の整備を推進していくことが必要です。

あわせて、自然体験活動の推進や、宍道湖自然館ゴビウス、風の子楽習館をはじめとした自然体験施設の利用を促進していきます。

- 自然とのふれあい空間や自然体験施設などの整備
- 既存の自然体験施設を活用した自然体験活動の推進
- 市内に整備されているビオトープの利活用の推進
- ラムサール条約湿地に登録された宍道湖の「ワイズ・ユース（賢明な利用）」の推進
- グリーンツーリズムの推進

<市民の行動指針>

- 日頃から身近な自然を守る意識を持つ。
- 宍道湖や神西湖の環境を保全し、宍道湖の「ワイズ・ユース（賢明な利用）」を推進す

※1 近自然型工法：工事の対象となる河川などが本来有している生物環境に配慮し、自然景観の保全・創出をめざした工法のこと。「多自然型工法」ともいう。

る。

- 自然とのふれあいを大切にし、様々な自然体験事業に参加する。
- 宍道湖自然館ゴビウスや風の子楽習館などの自然体験施設を積極的に利用する。
- 国立公園や県立自然公園を利用する。
- 田植えや稲刈りなどの農業体験やグリーンツーリズム（田舎体験）に参加する。

<事業者の行動指針>

- 開発の際には、自然環境に影響を及ぼさないよう十分配慮する。
- 宍道湖や神西湖の環境を保全し、宍道湖の「ワイズ・ユース（賢明な利用）」を推進する。
- 自然体験事業へ積極的に参画する。
- グリーンツーリズム（田舎体験）の受け入れを推進する。

2-3 森林と農地の保全と再生

(1) 現状と課題

本市では、松枯れやナラ枯れ、竹林の増加、手入れ不足により森林の荒廃が進行し、農地でも耕作放棄地が増加しています。緑環境として重要な森林や農地を保全していく必要があります。また、これらの緑環境の利活用を推進していくことも重要です。

現 状

- 森林は、手入れ不足により荒廃し、松枯れやナラ枯れの進行や竹林の拡大が見られます。農地は、担い手不足や有害鳥獣被害により、耕作放棄地が増加しています。
- 従来の効率を優先する圃場整備や作物栽培のあり方から、生きものに配慮した農地整備や、減農薬・減肥料などの環境に配慮した農法への転換が見られます。

課 題

- 間伐、枝打ち、下草刈り、植林等の森林管理や、松枯れ、ナラ枯れ、竹林対策の推進
- 森林ボランティアや担い手育成などの森林や里山を守り育てる取組の推進
- コンクリートを使用した圃場整備から、自然素材を活用した農地整備への転換
- 減農薬・減肥料、有機栽培、地産地消^{※1}の推進
- ニホンジカ、イノシシ、ヌートリア等の有害鳥獣被害対策



植栽ボランティア活動（大山共有林会）

※1 地産地消：地元でとれた生産物を地元で消費すること。

(2) 前計画の達成状況と新たな数値目標

【目標達成度の検証】

目標設定項目のうち、「森林整備面積」「学校給食における地場産品の使用割合」は中間目標値を達成しましたが、「アグリビジネススクール※1累計修了者数」、「野山や田畑の豊富さに対する満足度」はわずかに中間目標値を達成できませんでした。

【数値目標の見直し】

- 「森林整備面積」「アグリビジネススクール累計修了者数」「学校給食における地場産品の使用割合」は継続します。
- 「野山や田畑の豊富さに対する満足度」は満足基準が不明確であるため、廃止するものとします。

目標設定項目	前計画				見直区分	第2次計画		
	当初値 (H17年度)	中間目標値 (H23年度)	中間実績値 (H23年度)	達成度		現状値 (H23年度)	中間目標値 (H29年度)	最終目標値 (H34年度)
1 森林整備面積※2	6.5ha	6.5ha	10.0ha	☆☆☆	継続	40ha	150ha	170ha
2 間伐等実施面積	—	—	—	—	新規	420ha	700ha	720ha
3 市産材取扱量	—	—	—	—	新規	2,700m ³	3,600m ³	3,800m ³
4 新規林業就業者数	—	—	—	—	新規	1人	10人	12人
5 アグリビジネススクール累計修了者数	43人	268人	251人	☆☆	継続	251人	491人	691人
6 学校給食における地場産品の使用割合	23%	30%	35%	☆☆☆	継続	35%	40%	45%
7 野山や田畑の豊富さに対する満足度	75% (H18年度)	80%	76%	☆☆	廃止	—	—	—

※2 前計画では、針葉樹・広葉樹の植林面積(年当たり)を対象としていたが、第2次計画では、森林資源の造成を伴う森林整備面積をカウントすることとした。

(3) 施策

2-3-① 森林を守り育てる取組

森林は、生物多様性保全、土砂災害防止機能、水源涵養機能など、多くの公益的機能を有しており、私たちの生活と深く関わっています。さらに、森林を構成する1本1本の樹木は、温室効果ガスの1つである二酸化炭素を吸収し、炭素を固定することから、地球温暖化対策として大きな役割を担っています。

森林を守り育て、荒廃森林等の再生を図るため、市、市民、事業者が連携し、一体

※1 アグリビジネススクール：本市は、平成18年7月、地域農業やアグリビジネスを实践、けん引する人材づくりの場として、県内で初めて「アグリビジネススクール」を開設。平成24年度は、主に就農を志す人を対象に、栽培技術や農業経営の基礎講座「チャレンジ科」を開講している。

となった取組を推進するとともに、森林の適正な管理に努め、松くい虫被害跡地等における植栽等を実施します。

重点プロジェクト

◆森林整備

松くい虫被害跡地や自然再生が困難な地域の荒廃森林における森林整備の取組を実施し、森林の持つ水源涵養及び国土保全機能を高め、水資源の確保や水質の保全を図ります。

目標／森林整備面積

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
森林整備面積	40ha	45ha	50ha	70ha	100ha	130ha	150ha

◆間伐等の推進

市公有林及び民有林における間伐又は保育が適正に実施されていない森林を中心に間伐等の推進を図ります。

目標／間伐等実施面積

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
間伐等実施面積	420ha	480ha	500ha	550ha	600ha	650ha	700ha

◆市産材利用の推進

森林組合及び林業事業体とともに、市産材を集荷・供給する仕組みづくりを検討するとともに、公共施設等における積極的な市産材利用を推進します。

目標／市産材取扱量

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市産材取扱量	2,700m ³	2,800m ³	2,900m ³	3,100m ³	3,300m ³	3,500m ³	3,600m ³

◆林業人材の育成

将来の森林整備の担い手となる後継者確保を図るため、森林組合や林業事業体の雇用拡大を図るとともに、雇用条件の改善、技術習得の場の設置などの取組を推進します。

目標／新規林業就業者数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
新規林業就業者数	1人	1人	3人	5人	7人	8人	10人

◆その他の取組

- 里山、森林に係る普及・啓発活動の推進
- 市民共有の財産として森林が持つ公益的機能の再認識
- 里山・森林保全活動等への積極的な参加
- 森林整備、森林保全活動に対する財政的・技術的支援の拡充
- 森林病虫害（松くい虫、ナラ枯れ）防除対策の実施
- 間伐材及び市産材の活用
- 森林所有者の自力施業の推進
- 森林組合員に対する適切な森林管理指導
- 森林、林業事業者（担い手）の育成
- 森林ボランティア活動の推進、育成
- 斐伊川流域上下流自治体連携による森林整備事業の実施

2-3-2 農地の適正管理と活用

出雲市の面積の約 17%を占める農地は、昔から人が生活していくうえで不可欠なものとして、自然と調和しながら形づくられてきました。しかし、高度成長期を境として、耕作放棄地の増加や担い手不足など様々な課題が顕在化しています。

農地の適正管理と活用を図るためには、地場製品のブランド化による魅力づくりや農業の魅力を発信していくグリーンツーリズム（田舎体験）を推進するとともに、農地の耕作放棄地増加に歯止めをかけるため、アグリビジネススクールでの担い手育成を進める必要があります。

また、環境への負荷を低減するため、減農薬、有機栽培などの環境にやさしい農業を推進し、地産地消を進めていきます。

さらに、農地以外の用途への無秩序な転用を抑制し、農地の環境・景観の保全に努めます。

- 「出雲農業振興地域整備計画」による土地利用計画や担い手計画の推進
- 環境保全型農業の推進
- 集落営農の推進
- 農地利用のあっせんなどによる耕作放棄地対策
- アグリビジネススクールでの担い手育成の推進
- 地産地消促進による学校給食への地場製品の提供
- グリーンツーリズム（田舎体験）の推進

2-3-③ 里山の保全と有効な活用

私たちの暮らしは、電気やガスの普及に伴い薪や炭を利用することがほとんどなくなるとともに、高齢化や過疎化が進んだことから、里山と生活の関わりが薄れてしまい、里山の荒廃を招く結果となっています。

生物多様性の宝庫である里山を見直し、豊かな自然の恵みを受けながらゆっくりと暮らせる場として、また、残したいふるさとの原風景として保全と活用を図っていきます。

- 「出雲市鳥獣被害防止計画」に基づいた有害鳥獣の適正な管理と防護柵設置の支援
- 中山間地域などの農地・山林等の保全
- 剪定枝や間伐材等による木材チップの燃料化（ペレット）の推進
- 都市と田舎を結ぶ交流活動拠点としての体験農園の整備
- グリーンツーリズム（田舎体験）の推進

<市民の行動指針>

- 市民共有の財産として、森林が持つ公益的機能を再認識する。
- 里山・森林保全活動等へ積極的に参加する。
- 間伐材及び市産材を活用する。
- 森林所有者の自力施業を推進する。
- 薪、炭、きのこ原木など森林資源を活用する。
- 田植えや稲刈りなどの農業体験やグリーンツーリズム（田舎体験）に参加する。
- 地産地消の観点から、地場産品を積極的に使用する。
- 里山資源の再発見と利活用を推進する。

<事業者の行動指針>

- 適切な保育事業（間伐、除伐）を実施する。
- 伐期を迎える造林地の主伐及び伐採跡地への植林を推進する。
- 森林、林業事業者（担い手）の育成に努め、適切な森林管理を推進する。
- グリーンツーリズム（田舎体験）の受け入れを推進する。
- 環境保全型農業を実施するとともに、農地は適正に管理し、耕作放棄地にしない。
- 地産地消の推進と地場産品のブランド化を推進する。
- 消臭、調湿、ガーデニングなど用途を拡大した木炭生産や、剪定枝や間伐材等による木材チップの燃料化（ペレット）を推進する。
- 竹炭や竹酢製造により竹を有効に利用する。

3) 悠久の歴史が息づく 美観と快適空間のまち

3-1 景観保全と緑地の確保

(1) 現状と課題

本市は、山、川、海、湖等の美しい自然景観、出雲大社等の歴史的景観、出雲平野の散居集落など優れた景観を有していますが、生活様式の変化等により伝統家屋や歴史的街なみなどの良好な景観が失われている地域がみられます。

本市の緑環境の基幹となる都市公園は、広域公園である県立浜山公園をはじめ、一の谷公園、真幸ヶ丘公園、斐川公園、湖陵総合公園、愛宕山公園の5か所の総合公園、2か所の地区公園、5か所の近隣公園、92か所の街区公園の計104か所、手引ヶ丘公園などの普通公園84か所が整備されています。

現 状

- 本市は、リアス式の海岸や白砂の砂浜、急峻な北山、斐伊川や宍道湖等、美しい自然景観を有しています。
- 出雲平野に広がる築地松と赤瓦の散居集落の景観は、全国的にも当地方にしか見られない独特な景観を有しています。
- 全国に知られる出雲大社とその門前町の街なみ、市場町として今市町や大津町に残る町屋様式の街なみ、木綿街道に残る妻入商家の街なみ等、歴史的街なみが多く残っています。
- 生活様式の変化による伝統家屋の改修や屋外広告等により良好な景観が失われている地域がみられます。
- 本市の一人当たりの公園面積は12.3㎡（平成24年3月末現在）であり、公園の整備はほぼ完了しています。

課 題

- 「出雲市景観計画」に基づく景観整備
- 自然景観、歴史的街なみの良好な保存
- 宅地化や松くい虫の被害等により変貌する散居集落の景観への対応
- 築地松の保全とその管理技法である陰手刈り（のうてごり）の技術継承
- 屋外広告等による都市景観の悪化防止
- 景観保全に対する意識啓発
- 老朽化した公園施設の再整備やバリアフリー化により安全で安心して利用できる公園

の機能充実

- 土地区画整理事業等の市街地開発と併せた適正な公園、緑地の整備
- 家庭や事業所単位での周辺の緑化や花による修景
- 道路や公共施設、住宅など市街地の緑化の推進

(2) 前計画の達成状況と新たな数値目標

【目標達成度の検証】

目標設定項目のうち、「公園や広場に対する満足度」、「都市の緑化に対する満足度」、「景観に対する満足度」は中間目標値を達成しましたが、「一人当たりの公園面積」と「街路樹（中・高木）の本数」は中間目標値を達成できませんでした。また、「生垣奨励補助金件数」と「出雲『花と緑』総合フェスティバル入場者数」については、事業が終了し、検証できませんでした。

【数値目標の見直し】

- 「一人当たりの公園面積」は、数値目標として継続します。
- 「生垣奨励補助金件数」と「出雲『花と緑』総合フェスティバル入場者数」は既に事業が終了したため、「街路樹（中・高木）の本数」は景観整備に対する目標として適切でないため、「公園や広場に対する満足度」、「都市の緑化に対する満足度」、「景観に対する満足度」は満足の基準が不明確であるため、廃止するものとします。

目標設定項目	前計画				見直区分	第2次計画		
	当初値 (H17年度)	中間目標値 (H23年度)	中間実績値 (H23年度)	達成度		現状値 (H23年度)	中間目標値 (H29年度)	最終目標値 (H34年度)
1 一人当たりの公園面積	11.7㎡	13.5㎡	11.0㎡	☆☆	継続	12.3㎡	12.4㎡	12.4㎡
2 生垣奨励補助金件数	24件	35件	終了	—	廃止	—	—	—
3 市管理の街路樹(中・高木)の本数	2,330本	2,880本	2,557本	☆☆	廃止	—	—	—
4 出雲「花と緑」総合フェスティバル入場者数	20,000人	20,000人	終了	—	廃止	—	—	—
5 公園や広場に対する満足度	45% (H18年度)	50%	57%	☆☆☆	廃止	—	—	—
6 都市の緑化に対する満足度	50% (H18年度)	55%	58%	☆☆☆	廃止	—	—	—
7 景観に対する満足度	40% (H18年度)	50%	50%	☆☆☆	廃止	—	—	—

(3) 施策

3-1-① 自然・歴史的景観の保全と活用

本市は、海、山、川、湖などが織り成す四季折々の自然景観や築地松などの散居集落景観、神社、仏閣や市場町などの歴史的景観といった多様かつ豊富な景観資源を有しています。この貴重な自然や歴史的資源を生かし、出雲市景観まちづくり基本条例及び出雲市景観計画に基づいてゆとりと潤いのあるまちづくりを推進します。

- 街なみ景観の整備推進
- 大規模な建築物などに対する景観指導
- 建築物に対する修景助成
- 屋外広告物の規制・指導
- 落書き防止対策の推進
- 市街地の道路などの修景整備
- 地域区分に応じた景観ビジョン（景観形成基準）の設定
- 築地松景観保全の支援
- 景観マップの作成や写真展の開催による啓発活動の推進



大社神門通り

3-1-② 花と緑の確保

まちには公園だけでなく、施設や住宅、道路、鎮守の森などいろいろなところに花と緑があります。こうした場所で花や緑を充実させ、市域を緑化し、修景していくことは、私たちに潤いと安らぎを与え、快適性を増大させます。

生垣や花壇、道路等を花と緑で飾り、潤いあふれるまちづくりを推進していきます。

- 住宅や事業所の緑化推進
- 学校や幼稚園等での花壇づくり
- 街路樹の適正な管理

3-1-③ 公園の整備と利用促進

公園は、誰もが気軽に利用できる市民の憩いの場であり、野外レクリエーションのできる広場や子どもたちの遊具、身近な水辺など、様々な楽しむことができます。また、公園の緑は私たちに潤いと安らぎを与えるだけでなく、都市景観の形成、災害時の防災拠点、大気汚染や騒音の緩和、CO₂の吸収など様々な環境面での機能も併せ持っています。

このようにいろいろな機能を持つ公園を適正に管理し、利用の促進を図っていきます。

- 老朽化した公園施設のリフレッシュ整備事業の推進
- 高齢化社会に対応した公園施設のバリアフリー化

<市民の行動指針>

- 住宅などの新・増・改築の際には景観に配慮する。
- 築地松を維持、保全する。
- 公共物や建築物への落書きはしない。
- 景観協定などへ積極的に参加する。
- 住宅や住宅周辺に木や花を植え、緑化する。
- 憩いの場として、日頃から公園を積極的に利用する。

<事業者の行動指針>

- 事業所の新・増・改築の際には景観に配慮する。
- 開発行為の際には自然・歴史的景観の保全に配慮する。
- 景観に配慮した屋外広告物の設置を心がける。
- 景観を阻害する落書きを防止する。
- 景観に配慮した観光地づくりを推進する。
- 事業所やその周辺に木や花を植え、緑化する。

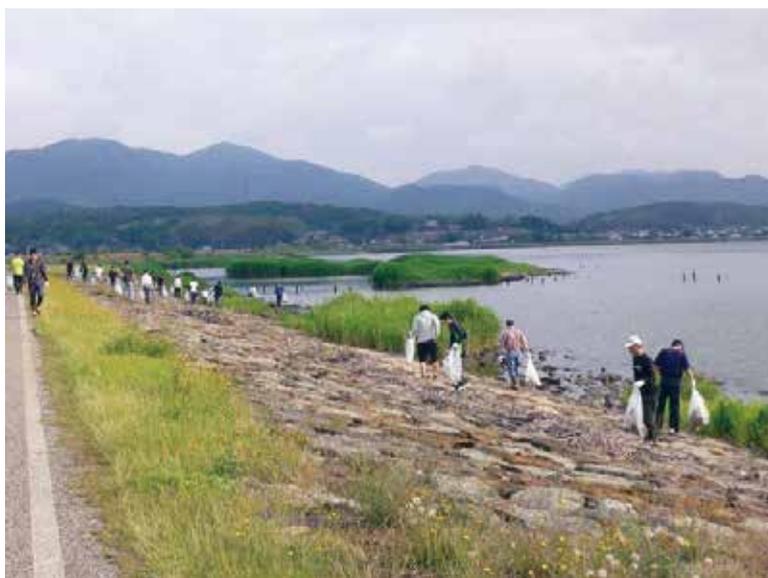
3-2 環境美化の推進

(1) 現状と課題

本市では、「飲料容器及び吸い殻等の散乱防止に関する条例」（ポイ捨て禁止条例）に基づいたごみのポイ捨て禁止啓発事業、市民一斉クリーンデーなどを実施し、環境美化を推進しています。

現 状

- ポイ捨て禁止条例に基づいた地域での美化活動の実践、出雲市ポイ捨て禁止推進協議会の運営、ポイ捨て禁止キャンペーンの開催、出雲市 18 万人ポイ捨て一掃大作戦（10 月）の実施等、ごみのポイ捨て禁止啓発事業を推進しています。
- 飲料容器等の散乱防止に努め、ポイ捨てのないきれいなまちにするため、特に必要と認められた地域を美化推進重点地域として指定しています。
- ごみのポイ捨てや飼い犬のフンの放置などのない清潔できれいな住みよいまちづくりを進めるため、市民団体や事業所により「美化サポートクラブ」を組織し、道路や公園、河川などで定期的にボランティア活動として啓発指導及び美化活動を推進しています。
- 環境月間（6 月）には、捨てない心と拾ってきれいにする心を養うことを目的として、第 2 日曜日を中心に市民一斉クリーンデーを実施しています。市内を一斉にクリーンにするとともに、みんなが参加することにより、ポイ捨てができない環境づくり、環境に対する意識づくりを推進しています。



宍道湖一斉清掃

課題

- 依然としてなくならないポイ捨てに対する一層のマナーの向上
- 市、市民、事業者が協力した環境美化意識の向上
- 清掃活動を通じた、ポイ捨てをしないさせない環境づくり

(2) 前計画の達成状況と新たな数値目標

【目標達成度の検証】

目標設定項目のうち、「美化サポートクラブ登録団体数」、「ポイ捨てごみの回収量」は中間目標値を達成しましたが、「市主催の環境啓発イベントの参加者数」、「環境美化に関する満足度」は中間目標値を達成できませんでした。

【数値目標の見直し】

- 「市主催の環境啓発イベントの参加者数」と「美化サポートクラブ登録団体数」は順調に数値が増加しており、今後も重要な指標であると考えられるため、継続します。
- 「ポイ捨てごみの回収量（定点観測）」は市全体の状況が把握困難なため、「環境美化に関する満足度」は満足基準が不明確であるため、廃止するものとします。
- 稲佐の浜、長浜海岸、西浜海岸、多伎海岸の一斉清掃は市民に広く定着しているため、「一斉清掃参加者数」を新たに目標として設定します。

目標設定項目	前計画				見直区分	第2次計画		
	当初値 (H17年度)	中間目標値 (H23年度)	中間実績値 (H23年度)	達成度		現状値 (H23年度)	中間目標値 (H29年度)	最終目標値 (H34年度)
1 市主催の環境啓発イベント(ポイ捨て一掃大作戦、不法投棄パトロールなど)の参加者数	7,000人	10,000人	9,618人	☆☆	継続	9,618人	13,000人	14,000人
2 一斉清掃参加者数 ^{※1}	—	—	—	—	新規	10,013人	11,000人	12,000人
3 美化サポートクラブ登録団体数	5団体	20団体	27団体	☆☆☆	継続	29団体 (934人)	40団体 (1,200人)	50団体 (1,400人)
4 ポイ捨てごみの回収量(定点観測)	8.5kg/回 (H19年度)	5.1kg/回 (40%減)	3.4kg/回	☆☆☆	廃止	—	—	—
5 環境美化に対する満足度	25% (H18年度)	50%	36%	☆	廃止	—	—	—

※1 稲佐の浜、長浜海岸、西浜海岸、多伎海岸、宍道湖、神西湖、斐伊川における一斉清掃の参加者数。

(3) 施策

3-2-① ポイ捨て・不法投棄への取組

ポイ捨て対策については、「飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」に基づき、ポイ捨て禁止への取組を推進しています。また、「出雲市ポイ捨て禁止推進協議会」を中心に、市、市民、事業者が協働して啓発活動を推進しています。

不法投棄については、家電リサイクル法などの施行により、近年、その件数が増加しており、特に山あいの道路などの周辺で多発する傾向となっています。不法投棄は、廃棄物処理法による処罰の対象であり、廃棄物の適正処理を促進するとともに、発生防止のための啓発活動などを徹底していきます。

- ポイ捨て・不法投棄対策の推進
- 出雲市ポイ捨て禁止推進協議会や出雲市環境保全連合会と連携した啓発活動の推進
- 不法投棄に対する監視体制の強化
- 環境月間や広報を活用したマナー向上のアピール
- 路上喫煙対策の推進

3-2-2 清掃活動の充実

本市は歴史的な街なみや、美しい自然がすばらしい景観をつくりだしています。こうした景観を生かしていくためには、ごみのない美しいまちにしていく必要があります。

美しいまちはポイ捨てなど汚す気持ちを抑制させます。また、私たちも地域ぐるみで環境美化に取り組むことにより、その重要性を実感することができます。道路、河川、海岸、公園などの清掃や空き缶などの回収活動を推進していくため、ボランティアで定期的を実施する「美化サポートクラブ」の登録団体数を拡大し、その活動を支援します。また、一斉清掃など清掃活動に参加する機会を設け、協働による参加の輪を広げ、参加拡大に向けた取組を推進していきます。

- 地域と行政が一体となった市民協力による清掃活動の推進
- 美化サポートクラブの拡充と支援
- 市民一斉クリーンデーやポイ捨て一掃大作戦などへの参加拡大
- 市広報や市ホームページなどを通じたの広報活動の推進

<市民の行動指針>

- 法令で禁止されているポイ捨てや不法投棄はしない。
- レジャーなど外出先で出たごみや散歩時の犬のフンは、必ず持ち帰る。
- 路上や灰皿がない場所で喫煙しない。
- 市や出雲市環境保全連合会等が実施する清掃活動へ積極的に参加する。
- 地域単位での清掃活動を実施する。
- 日頃から自宅周辺や散歩コースなどのごみを回収する。

＜事業者の行動指針＞

- 法令で禁止されているポイ捨てや不法投棄をしないよう、日頃から職場での教育を徹底する。
- 廃棄物の適正処理を遵守する。
- 路上や灰皿がない場所で喫煙しないよう従業員へ働きかける。
- 市や出雲市環境保全連合会等が実施する清掃活動へ積極的に参加、協力する。
- 事業所での清掃活動を実施する。

4) 地球を考え 地域から実践するまち

4-1 地球温暖化防止の取組

(1) 現状と課題

本市では、市から排出される二酸化炭素の排出量の削減目標値を設定し、市、市民、事業者が協働して地球温暖化防止や省エネ対策などの取組を推進するための具体的な行動指針として、平成 20 年 2 月に「出雲市地域省エネルギービジョン」を策定しました。本ビジョンでは、本市の省エネルギー可能性量を 35,000t-CO₂/年、平成 18 年度の総量に対する割合を 3.4%と試算しています。また、二酸化炭素排出量の削減目標を平成 28 年度に平成 18 年度比で 20%と設定しています。

また、平成 24 年 3 月に「いずもエコオフィス・アクションプログラムⅢ」(出雲市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編))を策定し、斐川町との合併に伴う排出削減目標値の改定を行いました。本計画では、市の事務事業から発生する二酸化炭素排出量を平成 33 年度までに平成 22 年度比で 10%以上削減(目標排出量 7,757t-CO₂/年)することを目標としています。

平成 23 年 3 月の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を契機として、わが国のエネルギー政策は抜本的な変革が求められ、原発に依存しない社会の実現に向けて、地球温暖化対策を引き続き着実に実施するとともに、地域が再生可能エネルギーの導入等を図る必要があります。平成 24 年 7 月 1 日には、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が施行され、地域が主体となり地域特性を踏まえたエネルギーインフラ整備が求められています。



グリーンカーテン(荒木幼稚園)

現 状

- 平成 23 年度の本市の二酸化炭素の総排出量は 986,182t-CO₂ で、前年度より 1.2% 増加しました。その原因としては、リーマンショック後の景気後退からの回復に伴うエネルギー需要の増によるものと考えられます。部門別では産業部門約 26%、運輸部門約 24%、業務部門約 29%、家庭部門約 20%となっています。
- 平成 23 年度の市の事務及び事業から発生する二酸化炭素の排出量は 9,092t-CO₂（斐川を除く）で、前年度より 3.9% 減少したものの、目標には及びませんでした。その原因としては、市役所本庁舎の建設をはじめとする市有施設の規模の増大等が考えられます。
- 平成 21 年 4 月、新出雲ウインドファームにより整備された新出雲風力発電所が本格稼働しました。高さ 75m、羽根の長さ 44m の風車 26 基で、総出力は 78MW、一般家庭約 4 万世帯分の電力を発電しています。また、発電所に隣接して普及・啓発施設である十六島風車公園を市が整備しました。
- 平成 24 年 7 月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたのに伴い、市では大規模太陽光発電所（メガソーラー）や中小水力発電等の再生可能エネルギー導入に向けて検討しています。
- 平成 15 年 2 月、道の駅キララ多伎に隣接する高台にキララトゥーリマキ風力発電所を整備しました。羽根の長さ 26m の風車 2 基で、総出力は 1.7MW です。
- 出雲エネルギーセンターでは、ごみを燃焼処理時に発生する熱を利用して発電を行っています。その電力は同センター内や隣接する島根県農業技術センターやしまね花の郷に供給され、余剰電力は売電しています。
- 平成 21 年 4 月、市役所本庁舎の屋上に太陽光パネルを設置し、市役所で使用する電力の一部を賄っています。
- 市民からリサイクルセンターに持ち込まれた天ぷら油から出雲 BDF 製造プラントにより軽油代替燃料（BDF）を製造し、公用車の燃料として活用しています。
- 出雲科学館や風の子楽習館、斐川環境学習センターには太陽光発電があり、作られた電力は館内で利用されています。これらの施設では、太陽光発電や自然エネルギーなどについて学べる展示装置が設置されています。



新出雲風力発電所（ユーラスエナジージャパン提供）

課 題

- 市、市民、事業者それぞれの危機意識の醸成
- 「出雲市地域省エネルギービジョン」や「いずもエコオフィス・アクションプログラムⅢ」の着実な推進
- CO₂の吸収源である森林保全
- メガソーラー事業の候補地選定と事業化支援
- 水素エネルギー社会の実現に向けたバイオマスエネルギープラントによる実証事業の推進
- 出雲市バイオマス活用推進協議会による新たな推進計画の策定
- 市内の公共温浴施設等への木質バイオマスボイラーの導入
- 中小水力発電の事業化に向けた調査の推進

(2) 前計画の達成状況と新たな数値目標

【目標達成度の検証】

目標設定項目のうち、「学校版エコライフチャレンジしまね^{※1}参加小中学校割合」は中間目標値を達成できましたが、「市の事務事業から発生する CO₂排出量」、「ISO14001^{※2}、エコアクション 21^{※3}認証取得事業所数」、「再生可能エネルギー導入市有施設数」、「通勤距離 3km 未満の市職員のノーマイカー通勤率」、「家庭版環境 ISO^{※4}登録世帯数」、「市の廃食用油回収によるバイオディーゼル燃料製造量」、は中間目標値を達成できませんでした。

【数値目標の見直し】

- 「市の事務及び事業から発生する CO₂排出量」、「学校版エコライフチャレンジしまね参加小中学校割合」、「ISO14001、エコアクション 21 認証取得事業所数」、「再生可能エネルギー導入市有施設数」は継続します。
- 「通勤距離 3km 未満の市職員のノーマイカー通勤率」は、「いずもエコオフィス・アクションプログラムⅢ」において数値目標を掲げて引き続き取り組むこととし、第 2 次計画からは廃止するものとします。
- 「家庭版環境 ISO 登録世帯数」はインターネットの普及に併せ、国、県においてより

※1 学校版エコライフチャレンジしまね：ISO14001 を参考にし、PDCAサイクルを用いて継続的な改善が行えるようにした Web 版の学校における環境管理ツール。

※2 ISO14001：国際標準化機構（ISO、本部・ジュネーブ）が定める環境管理の国際規格のこと。企業や自治体などが環境負荷を減らす仕組みを持っているかどうかを評価し、認証する。

※3 エコアクション 21：環境省が定めた環境マネジメントシステムのこと。中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、ISO14001 規格をベースとしつつ、中小事業者における環境マネジメントシステムのあり方を規定している。

※4 家庭版環境 ISO：平成 16 年に本市が独自に創設した制度。国際標準化機構（ISO）が定める環境管理システムの考え方を取り入れ、家庭で環境にやさしいルールをつくり、実行・点検・改善していく取組。

使いやすい環境家計簿が開発されたため、「市の廃食用油回収によるバイオディーゼル燃料製造量」は燃料の用途が限定されてきたため、「風力発電施設の発電量」は、市全体での発電量の把握が困難なため、廃止するものとします。

- 市の率先行動計画として「市有施設（事業部門）の電気使用量」と「市公用車へのクリーンエネルギー自動車導入率」、「LED防犯灯の設置基数」を、廃止する「家庭版環境ISO登録世帯数」に代わり「エコライフチャレンジしまね（環境家計簿）※1登録世帯数」を、再生可能エネルギー導入推進のため「再生可能エネルギー普及啓発事業への参加者数」を新たに目標として設定します。

目標設定項目	前計画				見直区分	第2次計画		
	当初値 (H17年度)	中間目標値 (H23年度)	中間実績値 (H23年度)	達成度		現状値 (H23年度)	中間目標値 (H29年度)	最終目標値 (H34年度)
1 市の事務及び事業から発生するCO ₂ 排出量	8,480t-CO ₂	7,890t-CO ₂ (当初比△7%)	9,092t-CO ₂ (当初比7%増)	△	継続	8,616t-CO ₂ (H22年度)	7,997t-CO ₂ (現状比△7.2%)	7,757t-CO ₂ (現状比△10%) (H33年度)
2 市有施設(事務部門)の電気使用量	—	—	—	—	新規	10,935,200kWh (H22年度)	10,115,983kWh (現状比△7.5%)	9,732,300kWh (現状比△11%) (H33年度)
3 市公用車へのクリーンエネルギー自動車導入率【再掲】	—	—	—	—	新規	1.5% (8台)	10.6% (58台)	19.6% (107台)
4 LED防犯灯の設置基数	—	—	—	—	新規	401基 (5%)	1,888基 (21%)	3,138基 (30%)
5 エコライフチャレンジしまね(環境家計簿)登録世帯数	—	—	—	—	新規	884世帯	1,000世帯	1,000世帯
6 学校版エコライフチャレンジしまね参加小中学校割合	0%	50%	100%	☆☆☆	継続	100%	100%	100%
7 ISO14001、エコアクション21認証取得事業所数	20事業所	30事業所	21事業所	☆	継続	34事業所	40事業所	50事業所
8 再生可能エネルギー導入市有施設数	3施設	10施設	8施設	☆☆	継続	9施設	14施設	16施設
9 再生可能エネルギー普及啓発事業への参加者数	—	—	—	—	新規	0人	100人	100人
10 通勤距離3km未満の市職員のノーマイカー通勤率【再掲】	57% (H18年度)	80%	48%	☆	廃止	—	—	—
11 家庭版環境ISO登録世帯数	120世帯	500世帯	28世帯	△	廃止	—	—	—
12 風力発電施設の発電量	2,750,000kwh	172,750,000kwh (市の95%の世帯)	—	—	廃止	—	—	—
13 市の廃食用油回収によるバイオディーゼル燃料製造量【再掲】	28,230L	60,000L	15,600L	△	廃止	—	—	—

※1 エコライフチャレンジしまね（環境家計簿）：環境に負荷を与える行動を記録するため、家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿のこと。島根県が独自に開発した。必要に応じて点数化し、収支決算のように一定期間の集計を行い、生活行動を環境に配慮した行動へと改善していくために用いられる。

(3) 施策

4-1-① 温室効果ガス抑制への取組

温室効果ガス※1抑制にあたっては、日常生活や事業活動などによって排出される二酸化炭素などを抑制していく取組を確実に実施することが必要となります。

家庭においては、今の生活スタイルが将来の地球環境へ及ぼす影響を認識した上で、無駄なエネルギーの使用や必要以上に物を購入しないなど、市民一人ひとりの創意と工夫により、温室効果ガスの排出を継続的に抑制していく必要があります。

事業者においては、温室効果ガスの排出の少ない製品づくりや環境にやさしい製品の提供に努めるとともに、情報を市民に提供することにより、環境にやさしい生活の支援をしていく必要があります。

本市では、温室効果ガス排出抑制へ向け、国及び他の自治体などとの連携協力により情報交換を図るとともに、環境配慮型生活の推進に努めます。

重点プロジェクト

◆市の事務及び事業から発生する CO₂ 排出量、電気使用量の削減

庁舎冷暖房設備の温度管理と室温管理（冷房 28℃、暖房 19℃）、不要な照明の消灯など、省エネ、温室効果ガス抑制への取組を徹底することにより、CO₂ 排出量及び電気使用量を削減します。

目標／CO₂ 排出量の削減

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
CO ₂ 排出量 (22年度比)	8,356t (△3.0%)	8,296t (△3.7%)	8,236t (△4.4%)	8,176t (△5.1%)	8,116t (△5.8%)	8,057t (△6.5%)	7,997t (△7.2%)

目標／電気使用量の削減

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
電気使用量 (22年度比)	10,691,507kWh (△2.2%)	10,595,586kWh (△3.1%)	10,499,666kWh (△4.0%)	10,403,745kWh (△4.9%)	10,307,824kWh (△5.7%)	10,211,904kWh (△6.6%)	10,115,983kWh (△7.5%)

◆市公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入

大気汚染物質の排出の抑制はもとより、地球温暖化防止の観点から、市の率先行動として、公用車への電気自動車やハイブリット車、天然ガス自動車など、排気ガス中の CO₂ や窒素酸化物などが少ない自動車の導入を進めます。

※1 温室効果ガス：太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのこと。大気がなければ地表面の平均気温は-18℃となるが、温室効果ガスがあることにより 15℃程度に保たれている。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがある。

目標／クリーンエネルギー自動車の保有台数（保有割合）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
保有台数	8台	8台	18台	28台	38台	48台	58台
(割合)	1.5%	1.5%	3.3%	5.1%	6.9%	8.7%	10.6%

◆防犯灯のLED化

白熱灯、蛍光灯などで設置されている防犯灯について、LED等の省エネ・高寿命タイプの防犯灯の設置、切り替え促進のための補助を実施し、節電とともに照度確保による安全・安心な地域づくりを支援します。

目標／LED防犯灯の設置基数（防犯灯総基数に対する割合）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
設置基数	401基	638基	888基	1,138基	1,388基	1,638基	1,888基
(割合)	(5%)	(8%)	(11%)	(13%)	(16%)	(18%)	(21%)

◆その他の取組

- 「出雲市地域省エネルギービジョン」の見直し
- 鉄道とバスの連携による公共交通機関の利便性向上と自動車からの利用転換
- 公共交通機関利用促進の啓発推進
- 交通渋滞解消に向けた取組の推進
- マイカー通勤自粛の市民、事業者への呼びかけ
- ノーマイカーデーの推進
- エコドライブの推進
- クールビズ^{※1}、ウォームビズ^{※2}の推進
- グリーンカーテン^{※3}の推進
- 針葉樹、広葉樹の植樹事業の推進
- 事業所などへのISO14001、エコアクション21などの環境マネジメントシステム認証取得の支援
- エコライフチャレンジしまね（環境家計簿）の普及促進
- 学校版エコライフチャレンジしまねの参加促進

※1 クールビズ：地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度にし、それに合わせた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。

※2 ウォームビズ：地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の20度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。

※3 グリーンカーテン：窓の外に、アサガオやヘチマなどのつる性の植物をすき間なく植えて、幕のように繁らせたもの。繁った葉が直射日光をさえぎり、また蒸散によって発生した水蒸気が打ち水のような効果をもたらすため、夏でも室内の温度の上昇を抑えることができる。

4-1-② 再生可能エネルギーの普及と利用促進

私たちの生活に必要なエネルギーの大部分は、石油などの化石燃料に依存しており、これらの資源は有限であることや、消費により温室効果ガスが発生すること、さらには、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、エネルギー供給構造の見直しが求められています。

このことから、太陽光、木質バイオマス、水力といった本市の豊かな自然を生かした再生可能エネルギーの導入、利用を促進します。

重点プロジェクト

◆市有施設における再生可能エネルギー設備の導入

既設の太陽光発電システムや風力発電施設に加え、向陽中学校の新築に合わせた太陽光発電システムの設置や出雲須佐温泉ゆかり館への木質チップボイラーの導入等により、CO₂排出量の低減を図ります。

目標／市有施設における再生可能エネルギー導入施設数（太陽光、風力、バイオマス）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
施設数	9施設	9施設	11施設	11施設	13施設	13施設	14施設

目標／CO₂排出量の削減

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
CO ₂ 削減量	11,428t	11,629t	12,105t	12,105t	12,322t	12,322t	12,532t

◆再生可能エネルギー普及啓発事業の実施

市民一人ひとりがエネルギーや環境を考える機会を提供することにより再生可能エネルギーに対する意識醸成を図るため、セミナーや市内にある再生可能エネルギー関連施設の見学会等を開催します。

目標／普及啓発事業への参加者数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
参加者数	0人	51人	100人	100人	100人	100人	100人

◆その他の取組

- 公共施設への太陽光発電システム、木質バイオマスボイラーなど再生可能エネルギー設備の導入
- 中小水力発電の導入支援

4-1-③ 危機意識を高めるための取組

地球温暖化防止に向けた取組は事業所のみならず、家庭での取組が非常に重要になってきます。

出雲市では、出雲市省エネルギービジョン推進協議会を中心に、市民や中小事業者への地球温暖化問題に対する意識や知識の高揚を図り、対策の必要性、重要性の普及啓発、情報提供等を行い、各取組を支援する体制の整備を進めていきます。

- 地球温暖化に関する現状認識と危機意識の醸成
- 意識を高めるための地球環境学習会などの開催

＜市民の行動指針＞

- 自動車の使用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩を適切に併用するライフスタイルへ転換する。
- ノーマイカーデーに参加し、マイカー通勤を自粛する。
- 自動車を運転する際は、急発進、急加速、急ブレーキを控えるなどエコドライブを心がける。
- 自動車購入時には低公害車・低燃費車を選ぶ。
- 省エネルギー型家電の利用に努め、冷暖房温度設定は適温を守る。
- 建物の断熱化などにより、住宅の省エネルギー化を図る。
- 行政や事業者による植樹事業へ参加し、森林の大切さを学ぶ。
- エコライフチャレンジしまね（環境家計簿）などに登録し、環境にやさしい暮らしを実践する。
- 太陽光、太陽熱などの再生可能エネルギーを家庭へ導入する。

＜事業者の行動指針＞

- 温室効果ガス抑制に向け、従業員への啓発や企業バス導入などに取り組む。
- ノーマイカーデーへの参加とマイカー通勤自粛を従業員へ働きかける。
- 従業員に対し、エコドライブの実践を働きかける。
- 自動車購入時には低公害車・低燃費車を選ぶ。
- クールビズ、ウォームビズを推進する。
- 省エネルギー機器の導入や建物の省エネルギー化を行う。
- ESCO（エスコ）事業※1の導入を推進する。

※1 ESCO（エスコ）事業：工場やビルなどの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、従来の環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。また ESCO 事業の経費は、その顧客の省エネルギーメリットの一部から受け取ることも特徴となっている。

- 太陽光などの再生可能エネルギーの導入に取り組む。
- 植樹事業を積極的に推進する。
- グリーン購入^{※1}を推進する。
- 環境配慮型商品の開発を推進する。
- ISO14001、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを取得するなど、環境に配慮した事業活動を行う。

※1 グリーン購入：商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいう。

4-2 地球規模での環境問題への取組

(1) 現状と課題

地球温暖化以外にも、国境を越えて被害が及ぶ地球環境問題がいくつかあります。

オゾン層を守るためのフロン対策については、フロン対策関連法、フロン回収・処理に関する指針に基づき、フロン回収の促進に関する啓発を行っています。

島根県内の海岸には、プラスチック製のブイや網といった大きな漁具、発泡スチロール、ペットボトル、流木、そして家電製品までもが漂着しており、場所によっては堆積している状況もみられ、景観、環境及び地域生活に大きな影響を与えています。海岸漂着ごみは、国内から発生するものと、対馬海流や季節風の影響により、日本海対岸諸国から漂流してくるものがあります。



長浜海岸一斉清掃

現 状

- 家電リサイクル法、フロン回収破壊法、自動車リサイクル法に基づき、フロン類の回収が義務づけられています。
- 本市では、フロン対策関連法及び島根県が策定したフロン回収・処理に関する指針などに基づいて、適正処理の啓発を行っています。
- 海岸漂着ごみの回収・処分は、地域住民がボランティアで行っており、これを市が支援してきましたが、回収された漂着ごみの処分は市にとって大きな負担となっています。また、地域住民の活動は主に人力であり、回収清掃にも限界があります。
- 県が調査をはじめた平成12年度以降、海岸には毎年のように大量のハンゲル表記のポリ容器が漂着しており、中には強酸性を示す液体が含まれることがあります。

- 針付き注射器や薬ビン等の医療廃棄物や廃プラスチックなどの漂着がみられ、海辺環境への影響が大きくなっています。県の調査（平成 23 年 5 月 31 日現在）によると、医療廃棄物の漂着個数は稲佐の浜が 456 個と県内で最も多く、次いで長浜海岸の 134 個となっています。
- 大量のポリタンク等、取扱に注意を要するような危険な海岸漂着物への対応として、県では「島根県海岸漂着物初期対応マニュアル」を作成し、平成 21 年 3 月から運用しています。
- 平成 21 年 7 月に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）が公布、施行され、本法に基づく地域計画が県において検討されています。

課 題

- 各種法令の周知徹底と、一般廃棄物、産業廃棄物の不法投棄の防止
- 取扱に注意を要する危険物、回収が困難な大きな海岸漂着物への対応
- 地域住民では回収が困難な場所に漂着したものへの対応
- 法律に対応した海岸管理者や市の役割の明確化と推進体制の構築
- 地域に密着した体制づくりと地域住民への支援

（２）施 策

4-2-① オゾン層を守る取組

フロンは、大気中に放出され、成層圏に達すると、オゾン層を破壊することが知られています。オゾン層が破壊されると、太陽から地上に到達する有害な紫外線が増加し、皮膚ガンや白内障など健康に悪影響をもたらすといわれています。

平成 22 年度の全国のフロン類回収率は約 31%程度と推定され、更なるフロン回収・破壊の取組が必要です。

- 家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン回収破壊法の周知徹底
- オゾン層保護の重要性の意識啓発

4-2-② 他国からの漂着ごみへの対応

海岸漂着物には、他国からの漂着ごみがあり、中には、注射器やアンプルなどの医療廃棄物も漂着していることから、その処理や危険性が問題になっています。海岸漂着ごみ対策の推進として、海岸漂着物処理推進法に基づき、海岸清掃を海岸管理者や周辺住民等と連携を図りながら引き続き実施します。

- 防止対策としての国への働きかけ
- 関係自治体のネットワークによる対策

<市民の行動指針>

- 家電リサイクル法を守り、冷蔵庫やエアコンなどを適切に処理する。
- 自動車リサイクル法を守り、自家用車を適切に処理する。
- 不審な漂着物を発見したら、警察や行政機関へ通報する。
- 医療廃棄物など危険なものには触らない。

<事業者の行動指針>

- 家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン回収破壊法を遵守し、適正に処理する。

5)「もったいない」の心で築く 循環型のまち

5-1 廃棄物対策と資源循環の推進

(1) 現状と課題

総ごみ排出量は毎年減少していましたが、平成 23 年度は可燃ごみが増加に転じ、平成 24 年度も増加しています。

出雲市では、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から持続可能な循環型社会への転換を図るため、様々な取組を実施しています。

現 状

- 総ごみ排出量は、毎年減少していましたが、平成 23 年度は増加しました。
- 回収した廃食用油はバイオディーゼル燃料にリサイクルし、一部公用車の燃料として利用しています。
- 回収した割ばしは紙の原料として再生し、使用済み蛍光灯は原材料として再利用等を行っています。
- 出雲学校給食センターで発生した生ごみや、し尿、浄化槽汚泥は、出雲環境センターで堆肥化を行っています。



出雲エネルギーセンター

課 題

- 可燃ごみの排出抑制
- 分別の徹底による再資源化の推進
- 最終処分場の延命化
- 様々なリサイクルの推進
- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本としたごみの発生抑制に係る啓発
- ゼロエミッション^{※1}や環境に配慮したライフスタイルを普及させるための啓発

※1 ゼロエミッション：1994年に国連大学が提唱した考え方。あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

(2) 前計画の達成状況と新たな数値目標

【目標達成度の検証】

目標設定項目「ごみ排出量（削減率）」、「ごみ再資源化量（再資源化率）」、「廃食用油回収量」、「リサイクル団体回収補助登録団体数」、「環境アンテナショップ設置数」のすべてが中間目標値を達成できませんでした。

【数値目標の見直し】

- 「ごみ排出量（削減率）」、「ごみ再資源化量（再資源化率）」、「リサイクル団体回収補助登録団体数」は目標を達成できませんでしたが、重要な指標であり、今後取り組んでいくことが必要であるため、継続します。
- 「環境アンテナショップ設置数」は、既存の店舗が市から独立し、所期の目的を達成したため、廃止するものとします。
- 残余容量が逼迫する最終処分場の延命化を図るため、「ごみ最終処分量（最終処分率）」を新たに目標として設定します。

目標設定項目	前計画				見直区分	第2次計画		
	当初値 (H17年度)	中間目標値 (H23年度)	中間実績値 (H23年度)	達成度		現状値 (H23年度)	中間目標値 (H29年度)	最終目標値 (H34年度)
1 ごみ排出量	56,859t	51,000t (現状比△10%)	55,202t (現状比△3%)	△	継続	62,632t	60,117t (現状比△4.0%)	57,602t (現状比△8.0%)
2 ごみ再資源化量 (再資源化率)	10,790t (18.86%)	15,300t (30%)	10,759t (20%)	☆	継続	12,239t (19.5%)	13,543t (22.5%)	14,846t (25.8%)
3 ごみ最終処分量 (最終処分率)	—	—	—	—	新規	9,104t (14.5%)	8,539t (14.2%)	7,973t (13.8%)
4 廃食用油回収量 【再掲】	28,230ℓ	60,000ℓ	37,681ℓ	☆	継続	47,466ℓ	47,500ℓ	50,000ℓ
5 リサイクル団体回収補助登録団体数	85団体	120団体	90団体	☆	継続	90団体	100団体	100団体
6 環境アンテナショップ設置数	1店舗	2店舗	1店舗	△	廃止	—	—	—

(3) 施策

5-1-① ごみ減量と再資源化の推進

循環型社会構築のためには、まず、日常生活の様々な場面でリデュース（廃棄物の抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の3Rを推進していく必要があります。原則として、3Rのうちまずリデュースに取り組むこととし、運搬や加工のために外部からの更なる原料やエネルギーを必要とするリサイクルは最後の手段として位置づけます。



重点プロジェクト

◆ごみ排出量の削減

生ごみの水切りの徹底、ごみ減量化にかかる環境学習教室やごみ分別説明会の開催、剪定枝粉碎機の貸し出しなど、ごみの減量につながる取組を実施することにより、ごみ排出量の削減を図ります。

目標／ごみ排出量

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ごみ排出量	62,632t	62,617t	62,117t	61,617t	61,117t	60,617t	60,117t
(一人一日平均)	(981g)	(983g)	(978g)	(972g)	(967g)	(962g)	(956g)
(削減率)		(△0.0%)	(△0.8%)	(△1.6%)	(△2.4%)	(△3.2%)	(△4.0%)

◆ごみ再資源化量のアップ

再資源化できるもの（木くず、空き缶、空き瓶、ペットボトル、乾電池、蛍光灯ほか）については、可燃、不燃ごみとの分別の徹底を強化し、ごみ再資源化量のアップを図ります。

目標／ごみ再資源化量

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ごみ再資源化量	12,239t	12,543t	12,743t	12,943t	13,143t	13,343t	13,543t
(再資源化率)	(19.5%)	(20.0%)	(20.5%)	(21.0%)	(21.5%)	(22.0%)	(22.5%)

◆ごみ最終処分量の削減

ごみ排出量を削減し、また、ごみ再資源化量をアップさせることで、当該処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。

目標／ごみ最終処分量

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ごみ最終処分量	9,104t	9,069t	8,963t	8,857t	8,751t	8,645t	8,539t
(最終処分率)	(14.5%)	(14.5%)	(14.4%)	(14.4%)	(14.3%)	(14.3%)	(14.2%)

◆ごみの減量化、再資源化につながる主な取組

- ごみ減量化アドバイザー^{※1}による研修会等の実施
- ごみに関する啓発ビデオの活用
- 出雲ごみダイエット通信によるごみの減量化に関する各種情報の発信
- 3R 推進としてのレジ袋の無料配布中止

※1 ごみ減量化アドバイザー：出雲市では、生ごみの堆肥化等、ごみの減量に関する取組を実践している人材を「ごみ減量化アドバイザー」として委嘱している。ごみ減量化アドバイザーは、コミュニティセンターや教育現場等で、ごみ減量、分別に関する意識啓発や指導、助言を行っている。

- 環境学習の充実（廃棄物処理施設の見学ほか）
- スーパー等の店頭回収の推進と容器包装の削減要請
- リサイクルステーションの適正配置
- リサイクルショップの紹介、周知
- 事業所訪問による事業系ごみの排出実態調査及びリサイクルの提案、ごみ減量パンフレットの配布
- 古着市の開催など不用品交換の推進
- ごみ収集箇所の集積化の推進
- 不法投棄ごみの対策
- 災害時における廃棄物処理計画（仮置場や広域的な協力体制など）の策定

5-1-② 廃棄物の適正処理の推進

ごみの分別排出は、徐々に市民に定着してきていると考えられます。しかし、依然として、本来排出すべきではないごみが混入しており、分別の不徹底がうかがえます。今後は、より一層再資源化を図るため、分別排出の周知、徹底、環境意識の高揚に努めます。

また、市の焼却処理施設である「出雲エネルギーセンター」の安定稼動のため、金属類等処理不適物の確認及び除去対策を徹底していきます。

空き缶処理施設、びん選別施設などの資源化処理施設やし尿・浄化槽汚泥処理施設についても、環境に配慮した適正処理を推進し、経済性、処理効率の向上に努めます。

- 第2次出雲市ごみ処理基本計画の着実な推進
- 効率的な収集体制の構築などによる収集システムの適正化
- ごみの分別徹底の啓発
- ごみ処理施設での環境に配慮した適正処理の推進
- し尿・浄化槽汚泥処理施設における環境に配慮した適正処理の推進
- 不法投棄、野外等で不法なごみの焼却など廃棄物の不適正処理対策の推進
- 次期可燃ごみ処理施設整備の調査・検討

＜市民の行動指針＞

- 買い物の際には不要なものは買わず、過剰包装やレジ袋を避けマイバックを使う。
- 家具や電気製品などは長く使え、修理可能なものを選ぶ。
- フリーマーケット、リサイクルショップ、しまねエコショップ^{※1}を積極的に利用するほか、リサイクル商品や詰め替え商品を購入（グリーン購入）する。

※1 しまねエコショップ：島根県では、環境にやさしい商品の販売や簡易包装、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「しまねエコショップ」として認定している。

- スーパーなどで行われている店頭回収、地域や学校で行われている集団回収に協力し、廃食用油など資源ごみの分別収集を確実に行う。
- エコクッキングに取り組み、食べ残しをしないようにするとともに、生ごみの水切りや堆肥化を徹底する。割ばしの使用を自粛する。
- 家庭から出たごみについて、分別を徹底する。
- 不法投棄や野外等で不法なごみの焼却をせず、廃棄物を適正に処理する。

<事業者の行動指針>

- 事業所から出るごみの分別、減量化を徹底するとともに、リサイクルを推進する。
- レジ袋、過剰包装や使い捨て容器の使用を自粛し、グリーン購入を推進する。
- 生ごみなどの多い事業所は、食品廃棄物の減量化、再資源化を図る。
- 店舗や事業所で割ばしの使用を自粛する。
- 不法投棄や野外等で不法なごみの焼却をせず、廃棄物を適正に処理する。

5-2 環境と経済の好循環の推進

(1) 現状と課題

私たちの暮らしの中で、日常的に営まれる社会経済活動も環境と深く関わりあっています。製品を購入する際は、その製品が環境に配慮しているかを確認し、環境に配慮しているものを優先的に購入することにより、間接的に環境保全に貢献することができます。

現 状

- 島根県では、余分な包装をしない、使った容器を回収する、再生商品の販売を推進するなど、ごみの減量、リサイクルに積極的に取り組んでいる店舗を「しまねエコショップ」として認定し、その利用をアピールしています。
- 島根県では、県内で製造される製品であって循環資源の利用率や品質、安全性などについて県の認定基準を満たした製品を「しまねグリーン製品※1」として認定し、循環資源を利用した製品の普及、利用促進を図っています。



課 題

- 「しまねエコショップ」は、出雲市では平成24年3月末現在32店舗が認定されていますが、認定店舗をさらに拡大していく必要があります。
- 「しまねエコショップ」、「しまねグリーン製品」ともその存在を広く市民に周知し、利用を促進していく必要があります。

(2) 前計画の達成状況と新たな数値目標

【目標達成度の検証】

前計画では数値目標は設定していませんでした。

【数値目標の見直し】

- グリーン購入に係る指標として、『しまねエコショップ』登録店舗数と『しまねグリーン製品』登録製品数を新たに目標として設定します。

※1 しまねグリーン製品：島根県が認定している、循環資源を使用した製品。「県内の事業所で製造・加工される製品であること」「循環資源の利用率、安全性への配慮、規格等が認定基準に適合していること」などを要件として認定している。

目標設定項目	前計画				見直区分	第2次計画		
	当初値 (H17年度)	中間目標値 (H23年度)	中間実績値 (H23年度)	達成度		現状値 (H23年度)	中間目標値 (H29年度)	最終目標値 (H34年度)
1 「しまねエコショップ」登録店舗数	—	—	—	—	新規	32店舗	36店舗	40店舗
2 「しまねグリーン製品」登録製品数	—	—	—	—	新規	44製品	48製品	52製品

(3) 施策

5-2-① 環境にやさしい製品の普及と利用促進

環境と経済が好循環することは、環境保全への関心を高めることにもなります。しまねグリーン製品など環境に良い商品やサービスなどの情報発信を行い、積極的な購入を促進することで、グリーンコンシューマー※1の輪を広げていき、環境配慮型製品市場の活性化を図っていきます。

- グリーン購入の推進としまねグリーン製品の普及促進PR

<市民の行動指針>

- 買い物の際には、グリーン購入を推進する。

<事業者の行動指針>

- グリーン購入を推進する。
- 環境配慮型商品の開発・製造・販売を推進する。

※1 グリーンコンシューマー：エコマークのついた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入したりするなど、環境に配慮した行動をする消費者のこと。

6) とともに学び行動する 環境意識が高いまち

6-1 環境学習・環境保全活動の推進

(1) 現状と課題

本市には多くの環境学習の拠点があり、様々な環境学習活動が行われています。

出雲市環境保全連合会などの組織や仕組みを通じて市民の主体的な環境活動を支援しています。また、様々な媒体を通じた環境に関する情報発信を行うとともに、様々なイベントを開催して市民の環境活動の活性化を図っています。

なお、市自らが率先して温室効果ガス抑制等を図るため、地球温暖化対策実行計画として「いずもエコオフィス・アクションプログラムⅢ」を策定し、積極的に温暖化対策を推進しています。

現 状

- 本市には、環境学習の拠点として、出雲科学館、島根県立宍道湖自然館ゴビウス、宍道湖グリーンパーク、風の子楽習館、浜遊自然館、斐川環境学習センター等の施設があります。
- 幼児、小・中・高校生を対象とした「こどもエコクラブ※1」の環境保全活動を支援しています。「こどもエコクラブ」は、子どもたちの興味や関心に基づいて、自然観察や調査、リサイクル活動等、地域の中で身近にできる環境活動に自由に取り組むクラブです。「こどもエコクラブ」は平成24年3月末現在、19団体、864人が参加しています。



垂水海岸の清掃活動（わにっ子わくわくにこにこクラブ）

※1 こどもエコクラブ：次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、平成7年に当時の環境庁が主体となり発足した事業。（財）日本環境協会に全国事務局を置き、市町村がコーディネーターとして登録などの役割を担っている。

- 本市では、コミュニティセンター単位で出雲市環境保全連合会の支部が組織され、各支部において、道路、公園等の美化活動のほか、不法投棄等の巡回パトロールや環境イベント、文化祭等での環境啓発活動など様々な環境保全活動が実施されています。
- 地域温暖化対策の推進に関する法律に基づき、出雲市省エネルギービジョン推進協議会を組織し、市、市民、事業者の協働により、地球温暖化対策をはじめとする環境保全に関わる施策を推進しています。
- 地球温暖化防止、環境保全対策の普及啓発のため、市ホームページでの情報発信、環境新聞の発刊のほか、啓発イベントとして「省エネキャンペーン」「出雲市 18 万人ポイ捨て一掃大作戦」等を開催しています。
- 近年の環境への関心の高まりから、環境関連団体やボランティア団体、地域のコミュニティセンターで、リサイクル活動や環境保全活動への取組が活発化しています。
- 本市は、平成 15 年に ISO14001 の認証を取得し、継続的な環境改善活動に取り組んできました。これにより環境配慮型の事務事業が定着し、着実に成果が現れていることから、平成 20 年以降、認証の更新を取りやめ、市独自のシステムを構築して制度を運用しています。
- 平成 19 年度から取り組んできた温暖化防止の実行計画「いずもエコオフィス・アクションプログラムⅡ」を斐川町との合併に伴い見直し、平成 24 年 3 月に「いずもエコオフィス・アクションプログラムⅢ」を策定しました。現在はこのプログラムに沿って市の事務及び事業活動に関する環境負荷の低減に努めています。

課 題

- 子どもたちに環境保全の大切さを学んでもらうための学習機会や学習内容の充実
- 環境に関する情報や学習、啓発の拠点となる施設整備
- 家庭、学校、地域が連携した環境学習、指導者の育成及び学習内容の向上
- 環境や環境行政に対する市民の知識や理解の向上、環境に配慮したライフスタイルへの理解の向上を目的とした啓発や情報提供の充実
- 環境関連団体や市、市民、事業者が連携したパートナーシップ体制の充実
- 「出雲市地域省エネルギービジョン」や「いずもエコオフィス・アクションプログラムⅢ」の着実な推進

(2) 前計画の達成状況と新たな数値目標

【目標達成度の検証】

目標設定項目のうち、「学校版エコライフチャレンジしまね参加小中学校割合」は中間目標値を達成できましたが、「こどもエコクラブ登録団体数」、「市主催の環境啓発イベントの参加者数」、「ISO14001、エコアクション 21 認証取得事業所数」、「家庭版環境 ISO

登録世帯数」は中間目標値を達成できませんでした。

【数値目標の見直し】

- 「こどもエコクラブ登録団体数」、「市主催の環境啓発イベントの参加者数」、「ISO14001、エコアクション 21 認証取得事業所数」、「学校版エコライフチャレンジしまね参加小中学校割合」は、継続します。
- 「家庭版環境 ISO 登録世帯数」は、インターネットの普及に併せ、国、県においてより使いやすい環境家計簿が開発されたため、廃止するものとします。
- 廃止する「家庭版環境 ISO 登録世帯数」に代わり「エコライフチャレンジしまね（環境家計簿）登録世帯数」を、既存の施設や制度をより一層活用するために「斐川環境学習センターの利用者数」と「出雲市ごみ減量化アドバイザーの派遣回数」を新たに目標として設定します。

目標設定項目	前計画				見直区分	第2次計画		
	当初値 (H17年度)	中間目標値 (H23年度)	中間実績値 (H23年度)	達成度		現状値 (H23年度)	中間目標値 (H29年度)	最終目標値 (H34年度)
1 斐川環境学習センターの利用者数	—	—	—	—	新規	3,841人	4,000人	4,000人
2 ごみ減量化アドバイザーの派遣回数	—	—	—	—	新規	83回	100回	100回
3 こどもエコクラブ登録団体数	8団体	20団体	9団体	△	継続	19団体	25団体	30団体
4 市主催の環境啓発イベント(ポイ捨て一掃大作戦、不法投棄パトロールなど)の参加者数【再掲】	7,000人	10,000人	9,618人	☆☆	継続	9,618人	13,000人	14,000人
5 ISO14001、エコアクション21認証取得事業所数【再掲】	20事業所	30事業所	21事業所	☆	継続	34事業所	40事業所	50事業所
6 エコライフチャレンジしまね(環境家計簿)登録世帯数【再掲】	—	—	—	—	新規	884世帯	1,000世帯	1,000世帯
7 学校版エコライフチャレンジしまね参加小中学校割合【再掲】	0%	50%	100%	☆☆☆	継続	100%	100%	100%
8 家庭版環境ISO登録世帯数【再掲】	120世帯	500世帯	28世帯	△	廃止	—	—	—

(3) 施策

6-1-① 学校や地域での環境学習機会の充実

学校や地域において、環境学習機会の充実を図ることはとても大切です。そのため、環境学習・活動の拠点として、斐川環境学習センターの利用を促進するとともに、島根県立宍道湖自然館ゴビウス、宍道湖グリーンパーク、出雲科学館、風の子楽習館、浜遊自然館等の関連施設や各地区コミュニティセンターとの連携によってネットワーク化を推進していきます。また、子どもの頃からの環境学習の重要性から、こどもエコクラブの加入促進を図っていきます。

- 斐川環境学習センターの利用促進
- 環境学習施設や各地区コミュニティセンターとの連携によるネットワーク化の推進
- 環境学習講座などの企画、開催
- 環境学習の講師、ごみ減量化アドバイザーの育成、あっせん、紹介
- 学校教育での環境教育の推進
- こどもエコクラブの活動支援と加入促進
- 学校版エコライフチャレンジしまねの参加促進



米袋エコバック作り教室（斐川環境学習センター）

6-1-② 環境保全活動の推進

本市の環境を良好に保全し、確実に将来へ引き継いでいくためには、市、市民、事業者が協働で環境保全活動を進めていくことが重要です。市では、環境保全活動に取り組む市民や事業者、NPO等の団体を支援し、それぞれが主体のパートナーシップづくりを推進していきます。

- 環境保全活動推進のための市、市民、事業者のパートナーシップづくりの推進
- 環境団体のネットワーク化の推進
- 市民や事業者、NPO等の団体に取り組む環境活動への支援

6-1-③ 環境マネジメントシステム普及への取組

環境保全活動に取り組んでいる事業者、NPO等の団体との連携を図り、ISO14001、エコアクション21など環境マネジメントシステムの導入を支援します。

また、日常生活での環境への負荷を軽減し、環境に配慮したライフスタイルの定着を図るため、エコライフチャレンジしまね（環境家計簿）の普及促進や環境に関する情報発信に努めます。

- ISO14001、エコアクション21など事業所における環境マネジメントシステム導入への支援
- エコライフチャレンジしまね（環境家計簿）の普及促進
- 学校版エコライフチャレンジしまねの参加促進
- 市のホームページ等で環境マネジメントシステム導入事業所の取組を紹介

＜市民の行動指針＞

- 環境学習に積極的に参加するとともに、自ら学習会、研修会などを開催する。
- こどもエコクラブに参加し、様々な環境学習や活動に取り組む。
- 環境カウンセラー^{※1}やしまね環境アドバイザー^{※2}を活用する。
- 市や事業者による環境保全活動に積極的に参加するとともに、自ら環境保全活動に取り組む。
- (公財)しまね自然と環境財団の助成制度を活用する。
- 島根県のエコライフチャレンジしまね(環境家計簿)へ参加する。

＜事業者の行動指針＞

- 環境に関する経営方針や社内体制を整備する。
- 従業員への環境教育や環境学習の機会を設ける。
- 講師の派遣など、地域や学校における環境学習を支援する。
- 自ら環境活動を推進するとともに、市や NPO 等の団体が実施する環境保全活動へ参加、協力する。
- ISO14001、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを導入し、環境に配慮した事業活動を実施する。

※1 環境カウンセラー：市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境保全活動に対する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人。本市では5名が登録されている。

※2 しまね環境アドバイザー：(公財)しまね自然と環境財団理事長が、環境に関する広範囲かつ専門的な知識や豊富な経験を有する人材として、認定・委嘱した人のことで、本市では4名が委嘱されている。環境アドバイザーは県民や事業者などの環境保全活動に関し、相談・助言を行うことが期待されている。

6-2 環境情報の提供と共有

(1) 現状と課題

環境保全活動に参加したいという意思のある市民の活動のきっかけとなるのは、環境に関する様々な情報です。市民アンケートにおいても、行政（市）に期待する取組として「市民に向けた環境に関する情報提供の充実」が上位に上げられています。

環境情報は、収集し、集積し、発信して初めて活用されます。このように市民が手軽に環境情報を収集し、共有し、交換できる仕組みや場が求められています。

現 状

- 市の広報紙やホームページ等を通じて環境情報を提供しています。
- ポイ捨て一掃大作戦、不法投棄パトロール等、毎年様々な環境啓発イベントを行っています。

課 題

- 島根県立宍道湖自然館ゴビウス、浜遊自然館、風の子楽習館、斐川環境学習センターなどの施設と連携して情報発信していく必要があります。
- 出雲市ごみ減量化アドバイザーや地域の活動団体等との連携を深め、情報交換していく必要があります。

(2) 前計画の達成状況と新たな数値目標

【目標達成度の検証】

目標設定項目のうち、「環境新聞の発刊」、「市主催の自然体験事業参加者数」は中間目標値を達成できましたが、「出雲産業フェア入場者数」は中間目標値を達成できませんでした。また、「くらしの中の環境フェア入場者数」と「出雲「花と緑」総合フェスティバル入場者数」については、事業が終了し、検証できませんでした。

【数値目標の見直し】

- 目標は達成しましたが、今後さらに活発に展開していくため、「環境新聞の発刊」、「市主催の自然体験事業参加者数」は継続します。
- 「くらしの中の環境フェア入場者数」、「出雲「花と緑」総合フェスティバル入場者数」は事業終了のため、「出雲産業フェア入場者数」は事業目的が環境情報の提供とは異なるため、廃止するものとします。

目標設定項目	前計画				見直 区分	第2次計画		
	当初値 (H17年度)	中間目標値 (H23年度)	中間実績値 (H23年度)	達成度		現状値 (H23年度)	中間目標値 (H29年度)	最終目標値 (H34年度)
1 環境新聞の発刊 ^{※1}	年2回	年4回	年6回	☆☆☆	継続	年6回	年30回	年40回
2 市主催の自然体験事業参加者数【再掲】	600人	1,000人	1,180人	☆☆☆	継続	10,462人	10,500人	10,500人
3 暮らしの中の環境フェア入場者数	2,000人	4,000人	終了	—	廃止	—	—	—
4 出雲「花と緑」総合フェスティバル入場者数【再掲】	20,000人	20,000人	終了	—	廃止	—	—	—
5 出雲産業フェア入場者数	13,000人	13,000人	10,000人	☆	廃止	—	—	—

※1 前計画では、市の広報紙を活用した環境新聞の発刊回数を対象としていたが、第2次計画では、これにホームページ等による情報発信も加えてカウントすることとした。

(3) 施策

6-2-① 環境情報提供の充実

環境に関する最新の情報を把握し、市民、事業者へ効果的な情報提供をしていくことで情報の共有化を図ります。情報提供の手段として、市の広報紙やホームページ等を活用し、環境意識の向上に努めます。

- 市民、事業者に向けた環境関連情報の提供
- 環境に関する最新情報の把握

6-2-② 環境啓発イベントの推進

環境保全活動の主役である市民や事業者の環境意識を高め、取組を強化するため、環境啓発イベントを市民、事業者と協働して開催するとともに、情報発信に努めます。また、市民や事業者による環境啓発イベントを積極的に支援します。

- 市、市民、事業者の協働による環境啓発イベントの開催
- 環境啓発イベントの情報発信や支援

<市民の行動指針>

- ごみ問題や地球温暖化など環境に関する情報の取得、情報交換を行う。
- 自らの行動が環境に与える影響を理解し、より環境負荷が少ない行動を選択・実践する。
- 環境啓発イベントへ積極的に参加する。
- 環境に関する情報発信や市民相互の交流・連携を深める。

<事業者の行動指針>

- 環境を重視した経営を推進し、従業員へ環境配慮行動の浸透を図る。
- 企業が環境に配慮して行った取組等について、積極的に情報を公表する。
- 環境啓発イベントの参加、出展に協力する。

第6章

計画の推進

1. 推進体制

(1) 推進体制

環境審議会

出雲市環境審議会は、市長の諮問に応じて、環境保全及び創造に関する基本的事項について調査及び審議し、意見を答申するとともに、基本的事項に関して市長に意見を述べるため、出雲市環境基本条例第 18 条に基づき設置されています。

環境審議会は、本計画の進捗状況をまとめた年次報告書（出雲市環境レポート）により、計画の総合的な推進について点検、評価を行い、それに基づいた施策の見直しなどの意見や提言を行います。

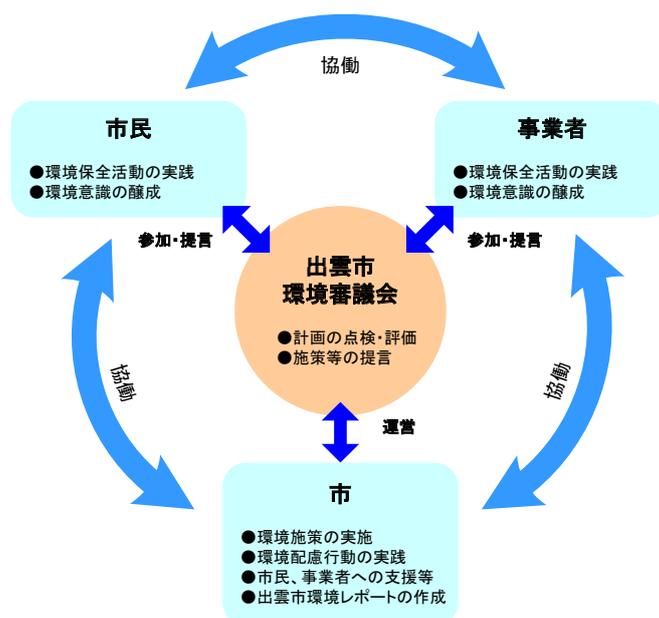
庁議

環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長、副市長を含む本市の幹部職員で組織されている庁議において、本計画の進捗状況の把握や連絡調整を行います。

(2) 市・市民・事業者が一体となった計画の推進

本計画の目標を達成し、持続可能な社会を築いていくためには、市、市民、事業者の各主体が参加、協働して取り組むことが不可欠です。それぞれの役割を明らかにし、一体となってこの計画の推進を図るために、情報の共有を図り、参加、協働による効果的な取組の実行、主体間のネットワークづくりを図ります。

本計画を推進するための推進体制は、次の図のとおりです。



2. 進行管理

計画を確実に推進し、効果的な進行管理を行うため、PDCA サイクルに基づき、計画の継続的な改善と推進を図ります。

<計画(Plan)>

第2次出雲市環境基本計画により、本市がめざす「環境の将来像」や「基本目標」を実現するための市の施策や市民、事業者の行動指針を明らかにしています。

<実行(Do)>

市は、本計画に基づき環境施策を推進します。また、市は、市民、事業者が行う自主的な環境保全活動について、支援その他の必要な措置を講じます。

市民や事業者も、自ら積極的に本計画に示された取組等を実行し、連携を図ります。

<点検・評価(Check)>

事務局（出雲市文化環境部環境政策課）は、本計画に掲げられた施策の実施状況、市の環境の状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、庁議で点検、評価を行い、その結果を踏まえ、環境審議会に意見を求めます。

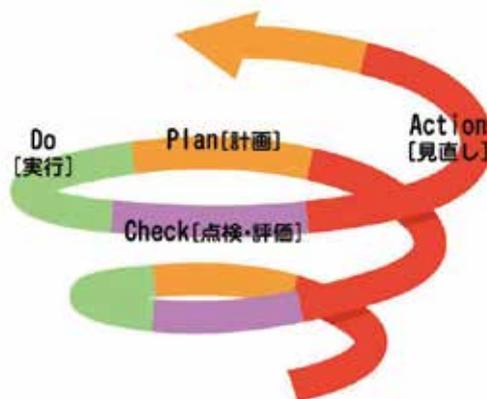
環境審議会は、提示された年次報告書により計画の進捗状況进行评估し、必要に応じて施策の見直しなどの意見や提言を行います。

これらの結果は、出雲市環境レポートやホームページなどにより公表します。

<見直し(Action)>

点検、評価の結果や環境審議会の意見、環境に関する最新の動向等を踏まえ、必要に応じて施策、取組等の見直しを行い、次の施策等に反映させていきます。

PDCA サイクル（P：Plan 計画、D：Do 実行、C：Check 評価、A：Action 見直し）を展開することにより、継続的改善によるスパイラルアップを推進します。



資料編

1. 出雲市の環境の現状

1) 生活環境

(1) 大気

表 1 大気環境基準達成状況

二酸化硫黄の環境基準達成状況

年度	環境基準達成状況		(参考) 年平均値 (ppm)
	短期的評価※1	長期的評価※2	
平成18年度	○	○	0.001
平成19年度	○	○	0.001
平成20年度	○	○	0.001
平成21年度	○	○	0.001
平成22年度	○	○	0.001

※1 短期的評価：1時間あるいは1日ごとの評価
 ※2 長期的評価：年間を通じた評価

窒素酸化物 (NO+NO2) の環境基準達成状況

年度	環境基準達成状況	(参考) 年平均値 (ppm)
平成19年度	○	0.006
平成20年度	○	0.007
平成21年度	○	0.007
平成22年度	○	0.005

浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

年度	環境基準達成状況		(参考) 年平均値 (mg/m ³)
	短期的評価※1	長期的評価※2	
平成18年度	×	○	0.025
平成19年度	×	○	0.025
平成20年度	×	○	0.019
平成21年度	×	○	0.019
平成22年度	○	○	0.015

※1 短期的評価：1時間あるいは1日ごとの評価
 ※2 長期的評価：年間を通じた評価

光化学オキシダントの環境基準達成状況

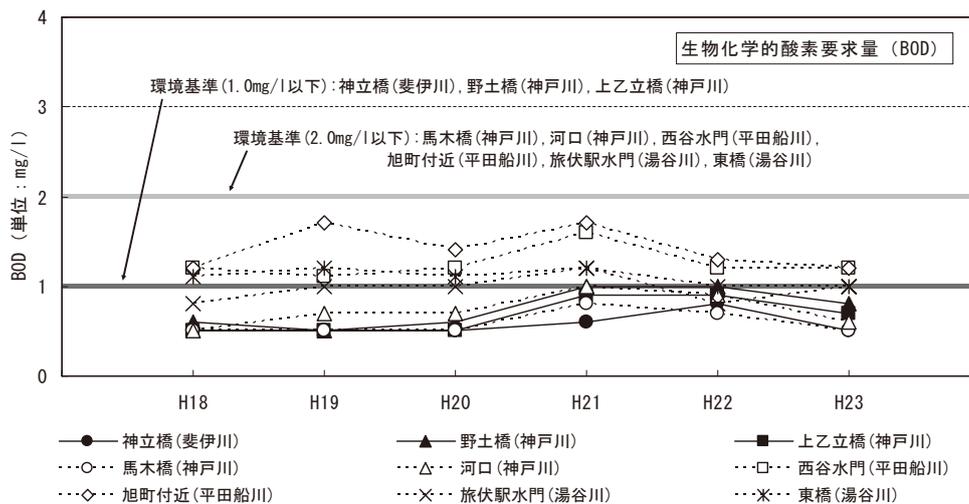
年度	昼間の1時間の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	環境基準達成状況
平成19年度	0.036	0.112	×
平成20年度	0.034	0.113	×
平成21年度	0.036	0.096	×
平成22年度	0.037	0.091	×

測定局：出雲保健所

資料：島根県環境生活部、大気汚染測定結果報告書

(2) 水質 (河川)

図 1 主要河川の環境基準達成状況-1 (BOD75%値※1)



資料：島根県環境生活部、公共用水域及び地下水水質測定結果報告書

※1 75%値：河川におけるBOD、湖沼・海域におけるCODについて一年間に得られた日間平均値の全データを、その値の小さい方から大きい方に順に並べて、低い方から数えて75%目の値。環境基準と比較して水質の程度を判断する場合に用いられる。

図2 その他河川の水質状況-1 (BOD75%値)

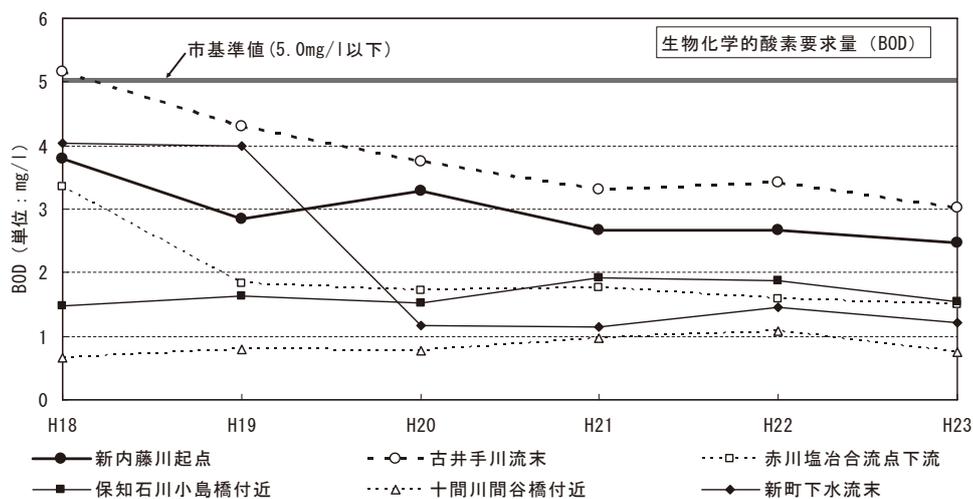
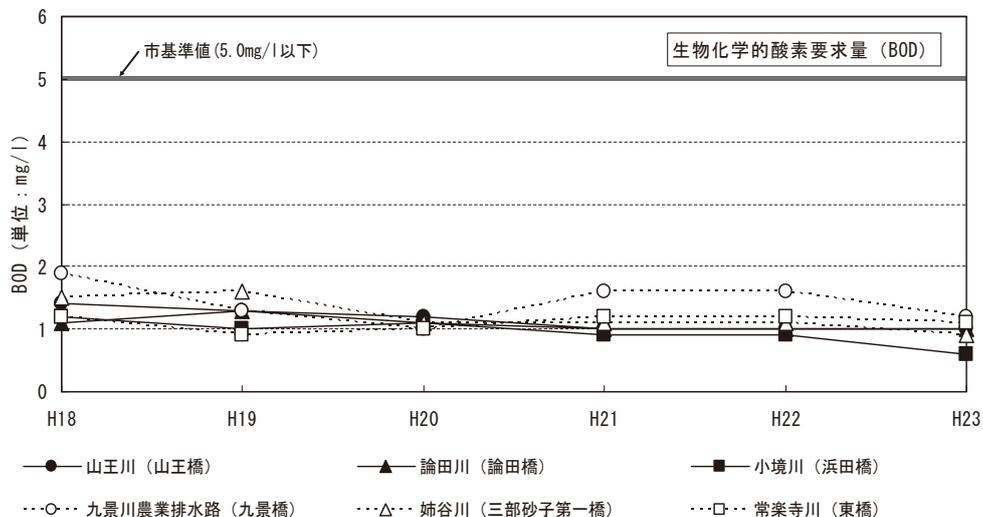


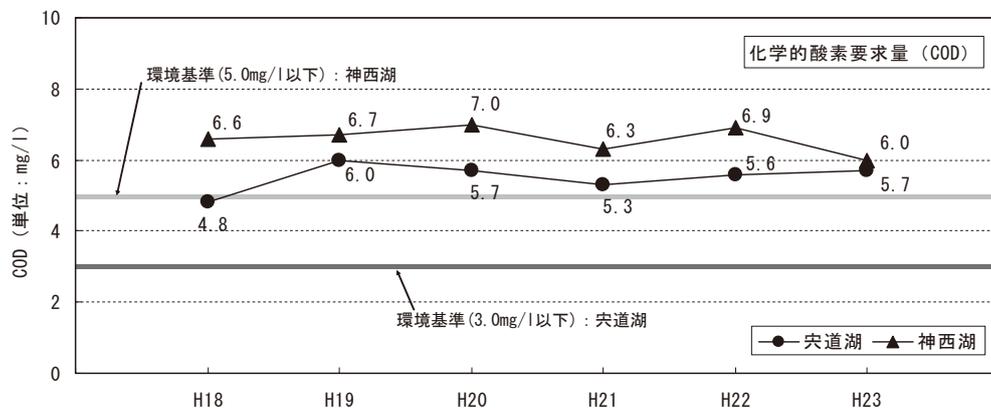
図3 その他の河川の水質状況-2 (BOD75%値)



資料：島根県環境生活部. 公共用水域及び地下水水質測定結果報告書

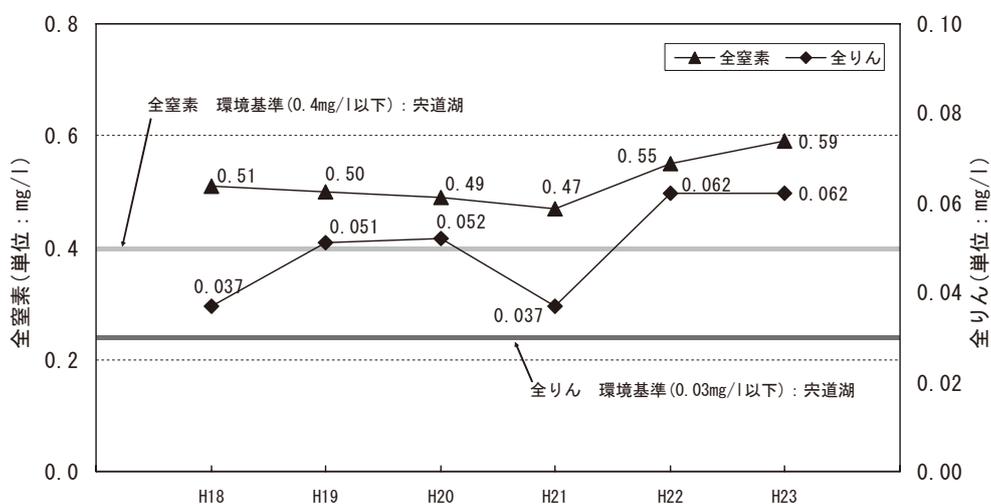
(3) 水質 (湖沼・海域)

図4 宍道湖及び神西湖の環境基準達成状況(湖心) (COD75%値)



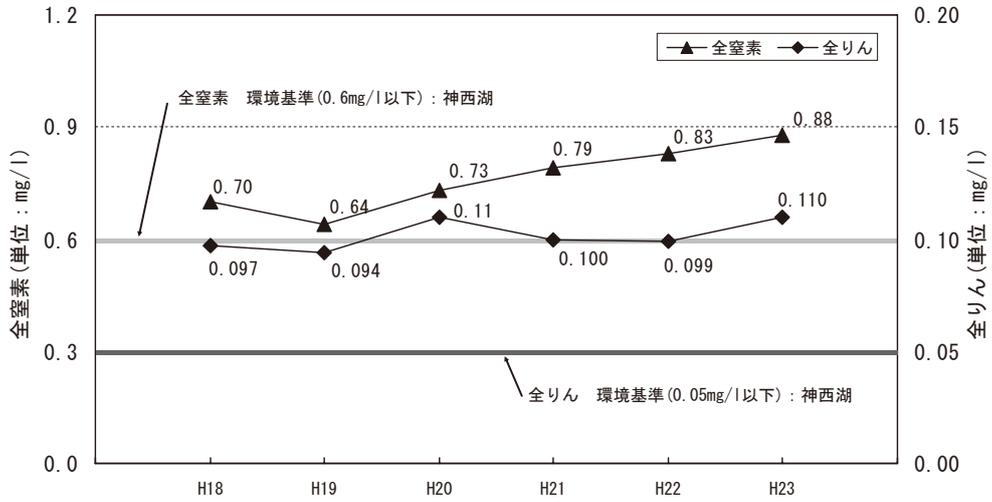
資料：島根県環境生活部。公共用水域及び地下水水質測定結果報告書

図5 宍道湖の環境基準達成状況(湖心) (全窒素・全りん)



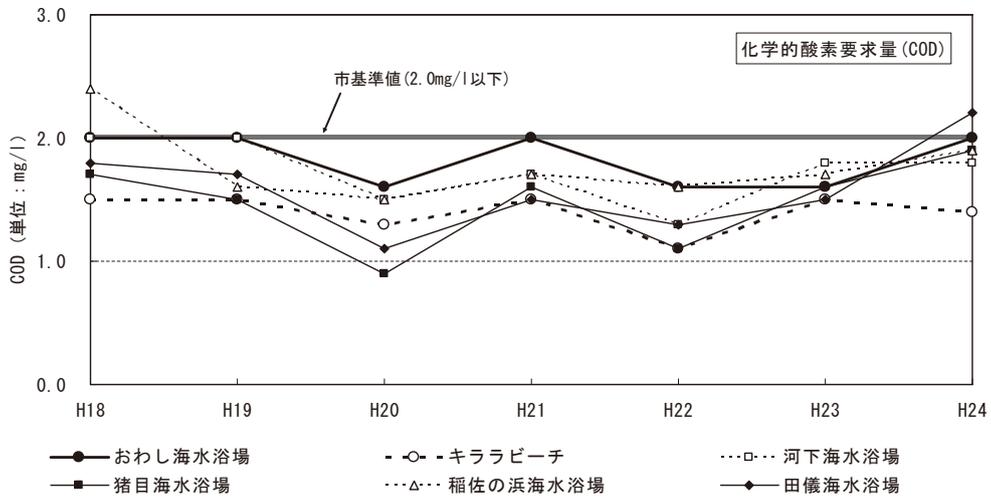
資料：島根県環境生活部。公共用水域及び地下水水質測定結果報告書

図6 神西湖の環境基準達成状況(湖心)(全窒素・全りん)



資料：島根県環境生活部。公共用水域及び地下水水質測定結果報告書

図7 海域水域(海水浴場)の市基準達成状況(COD平均値)



資料：島根県環境生活部。海水浴場の水質調査結果

(4) 上下水道の状況

表2 水道普及率（平成24年3月31日現在）

（単位：人、％）

	出雲	平田	佐田	多伎	湖陵	大社	斐川	全市
行政区域内人口	90,829	27,223	3,897	3,807	5,542	15,386	28,276	174,960
給水区域内人口	90,811	27,087	3,814	3,788	5,528	15,251	28,276	174,555
上水道	90,099	22,294	/	/	/	14,335	27,599	126,728
簡易水道	712	4,793	3,814	3,788	5,528	916	677	20,228
給水人口	90,517	27,043	3,756	3,788	5,478	13,607	28,157	172,346
上水道	89,823	22,276	/	/	/	12,695	27,498	124,794
簡易水道	694	4,767	3,756	3,788	5,478	912	659	20,054
水道普及率 ※	99.7%	99.3%	96.4%	99.5%	98.8%	88.4%	99.6%	98.5%

※水道普及率＝現在給水人口／行政区域内人口

表3 下水道普及率（平成24年3月31日現在）

	出雲	平田	佐田	多伎	湖陵	大社	斐川	全市
公共下水道	38.6%	36.3%	/	/	72.8%	58.8%	48.1%	41.0%
特定環境保全 公共下水道	/	1.5%	/	52.1%	/	/	/	1.4%
農業集落排水	9.3%	19.4%	69.9%	35.8%	/	14.3%	38.6%	17.7%
漁業集落排水	/	10.1%	/	4.6%	/	5.1%	/	2.1%
浄化槽	18.4%	21.1%	23.4%	5.3%	14.9%	7.1%	6.5%	15.6%
コミュニティプラント	0.2%	/	/	/	/	/	/	0.1%
計	66.5%	88.4%	93.35	97.9%	87.7%	85.4%	93.2%	77.8%

※地域別の普及率は、旧市町ごとの行政人口（外国人含まず）に対する割合

※『浄化槽』は、浄化槽市町村整備推進事業、個別排水処理施設整備事業、浄化槽設置事業及びその他の浄化槽の合計

※下水道普及率＝現在供用人口／行政区域内人口

(5) ダイオキシン類

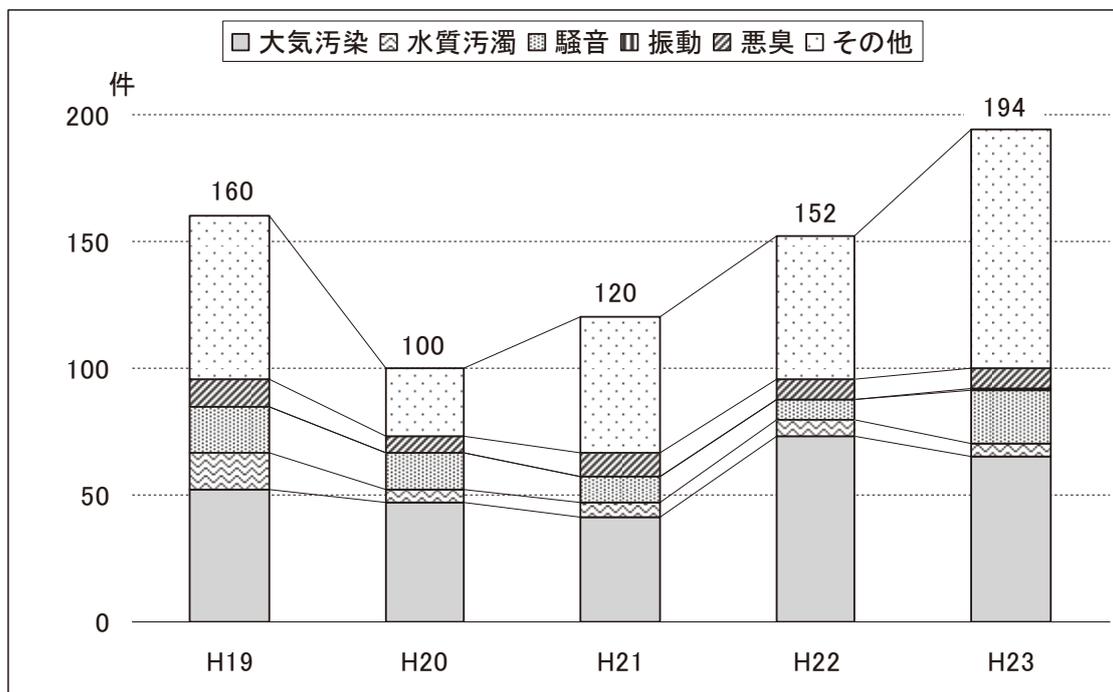
表 4 ダイオキシン類常時監視及び行政検査結果（平成 23 年度）

項目	地点名	調査結果	環境基準
大気	出雲保健所 一般環境大気測定局	夏季：0.0053pg-TEQ/m ³ 秋季：0.0073pg-TEQ/m ³ 冬季：0.013pg-TEQ/m ³ 春季：0.0054pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³
水質	神西湖	0.20pg-TEQ/l	1pg-TEQ/l
底質	神西湖	25pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g
地下水	湖陵町	0.038pg-TEQ/l	1pg-TEQ/L
大気基準適用施設	K B ツヅキ(株)出雲工場	0.14ng-TEQ/m ³ N	10ng-TEQ/m ³ N

資料：島根県環境生活部. 平成 23 年度ダイオキシン類調査結果

(6) 公害苦情

図 8 公害苦情件数の推移



2) 快適環境

(1) 公園緑地

表5 公園面積（平成24年3月31日現在）

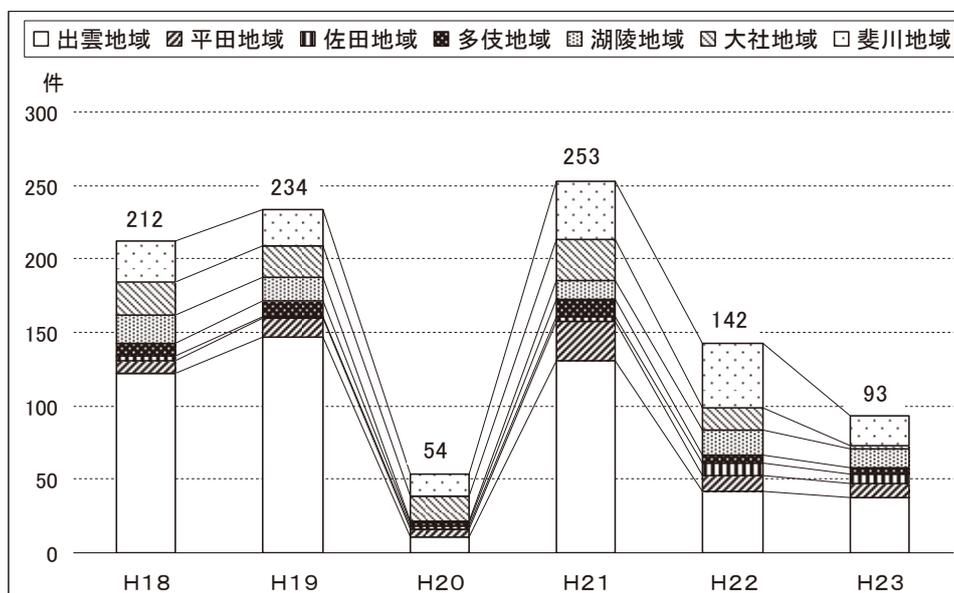
（単位：人、㎡）

地域	人口	都市公園	普通公園	総計	1人当り
出雲	89,655	870,700	99,537	970,237	10.8
平田	27,122	289,025	15,608	304,633	11.2
佐田	3,883		2,572	2,572	0.7
多伎	3,796		201,619	201,619	53.1
湖陵	5,532	113,260	465	113,725	20.6
大社	15,310	327,400	999	328,399	21.4
斐川	27,855	198,756	6,917	205,673	7.4
総計	173,153	1,799,141	327,717	2,126,858	12.3

※人口には外国人を含まない。

(2) 環境美化

図9 不法投棄通報件数



3) 地球環境

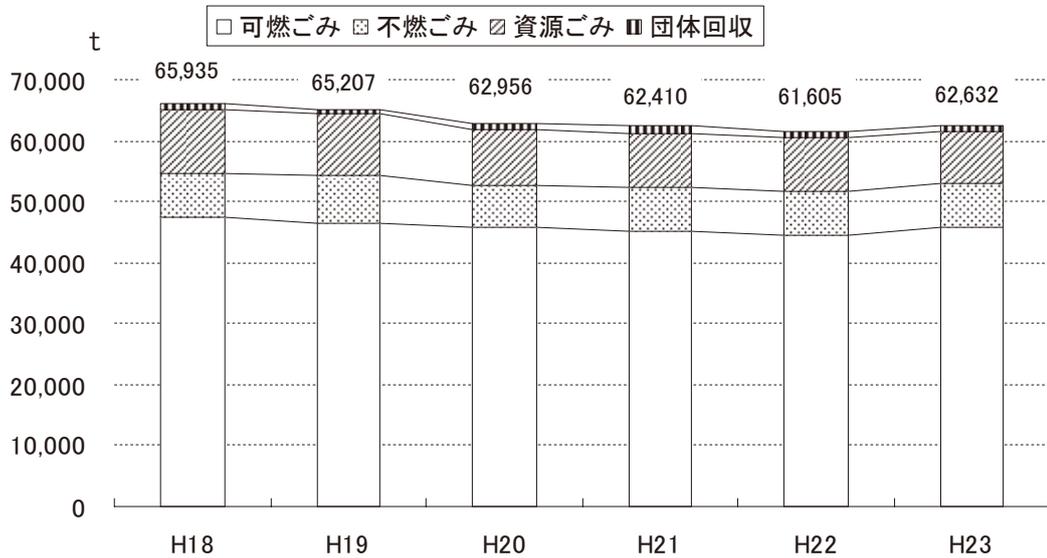
表 6 島根県内の海岸漂着ごみの漂着状況（平成 23 年 5 月 31 日現在）

時期	漂着地域	漂着物種類	漂着量(個)
H12.3	県内沿岸全域	ポリ容器(ハングル語標記)	5,430(内容物有39)
H12.12末～H13.3	県内沿岸全域	ポリ容器(ハングル語標記)	3,452(内容物有40)
H14.1～H14.3	益田市、仁摩町	薬油ボール	
	益田市、仁摩町、浜田市、三隅町、他2市町村	ポリ容器(ハングル語標記)	約1,700(内容物有5)
H15.1	湖陵町、出雲市、浜田市、他4市町村	薬油ボール	
	県内沿岸全域	ポリ容器(ハングル語標記)	2,627(内容物有12)
H18.1	松江市、出雲市、浜田市、益田市	ポリ容器	1,377+α(内容物及び過去漂着物込)
H18.8～H18.9	県内沿岸全域	医療廃棄物(中国語、ハングル語標記)	約2,000
H20.2～H20.3	県内沿岸全域	ポリ容器	約6,800(内容物有60)
H20.9～	県内沿岸全域	医療廃棄物(中国語、ハングル語標記)	約700(注射器200、薬瓶500)
H20.12.13	松江市	ポリ容器(ハングル語標記)	10(過酸化水素水)漂流イカダに搭載
H21.1.5～H21.3.31	県内沿岸全域	ポリ容器(標記のあった容器のほとんどがハングル語標記)	2,070(内容物有約135)
H22.1.4～H22.3.1	県内沿岸全域	ポリ容器(標記のあった容器のほとんどがハングル語標記)	約2,828(内容物有46、内ハングル標記2280)
H22.8.21～H22.10.31	県内沿岸全域	医療廃棄物(中国語、ハングル語標記)	約7,200(注射器、薬瓶)
H22.12～H23.3	県内沿岸全域	ポリ容器	約500(内容物有7)

資料：島根県環境生活部、海岸漂着ごみについて

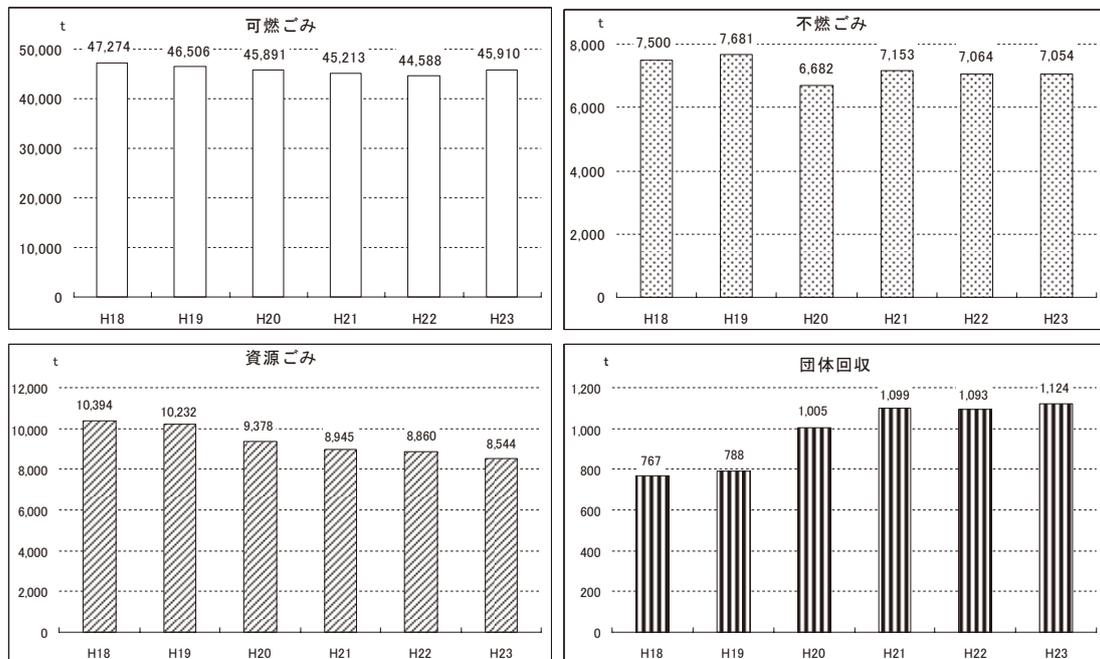
4) 廃棄物

図 10 ごみ総排出量の推移



※旧斐川町を含む

図 11 区別ごみ排出量の推移



2. 市民アンケート調査結果

1) 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、市民の環境問題に対する意識や環境への関心、環境に関する行政への要望等を把握し、「第2次出雲市環境基本計画」の策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査の概要

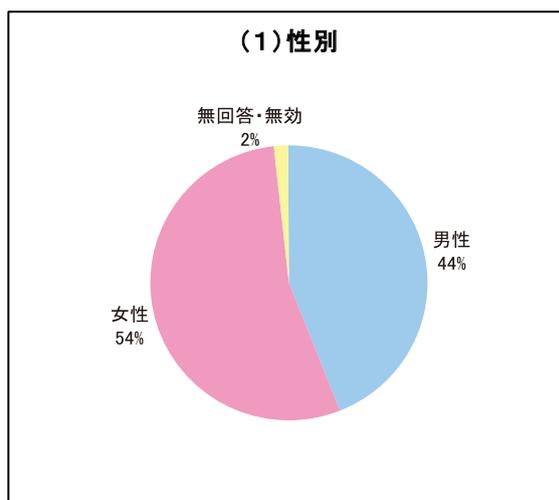
本調査の概要は、以下のとおりです。

調査対象地域	出雲市全域
調査対象	市民（20歳以上・無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
実施時期	平成24年8月～9月
配布数	1,000
回収総数	379
回収率	37.9%

2) 対象者の属性

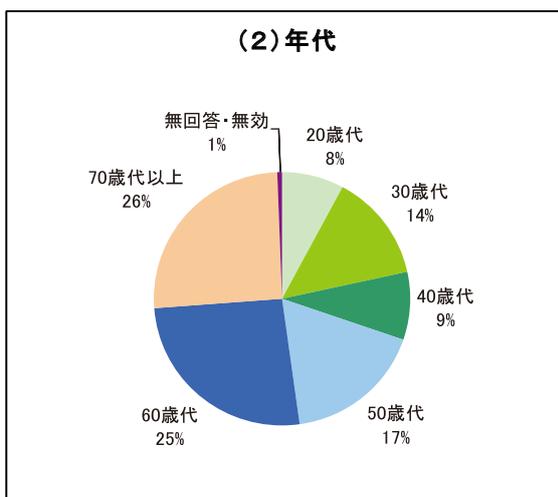
(1) 性別

性別は、男性が44%、女性が54%となっています。



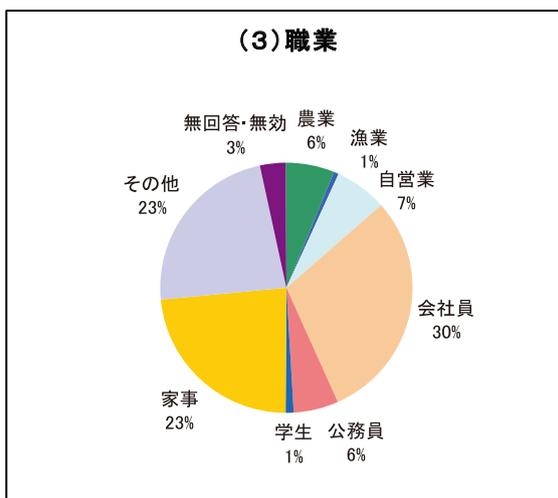
(2) 年代

年代は、70歳代以上が26%と最も多く、次いで60歳代が25%で、この2つの年代で約半数を占めています。



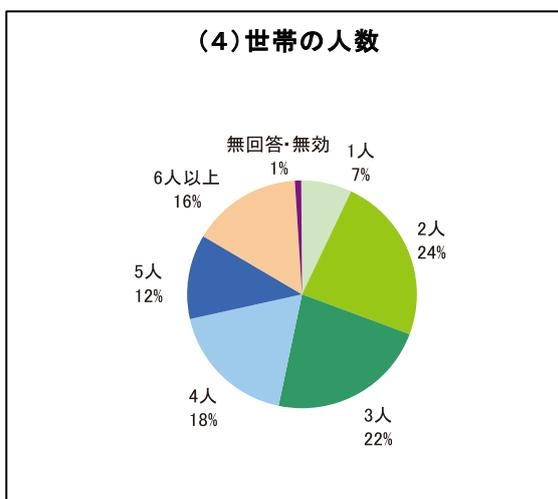
(3) 職業

職業は、会社員が30%と最も多く、次いで家事が23%、その他23%で、この3つで約3/4を占めています。



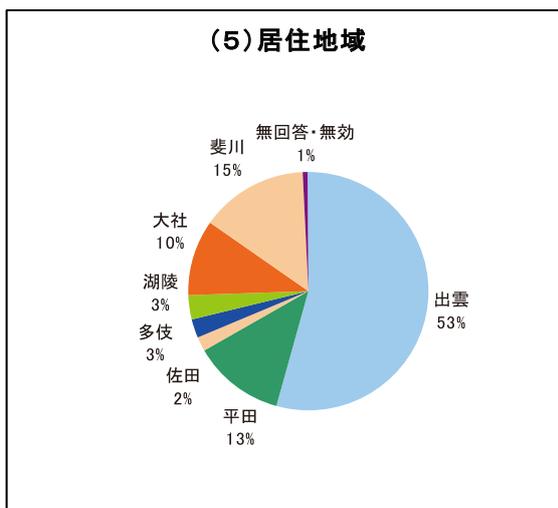
(4) 世帯の人数

世帯の人数は、2人が24%と最も多く、次いで3人が22%、4人が18%となっています。



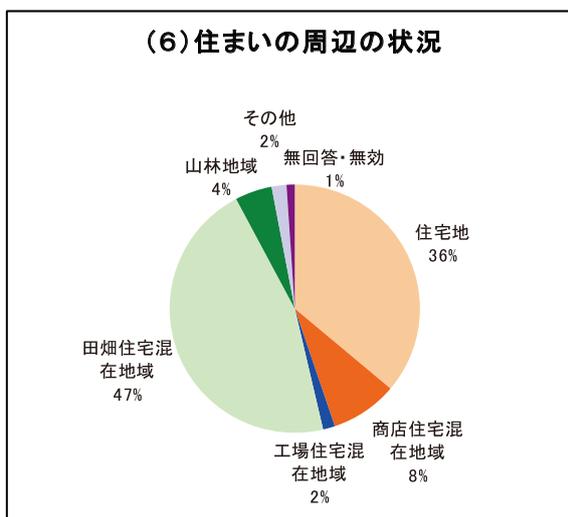
(5) 居住地域

居住地域は、出雲で半数以上を占め、次いで斐川が15%、平田が13%となっています。



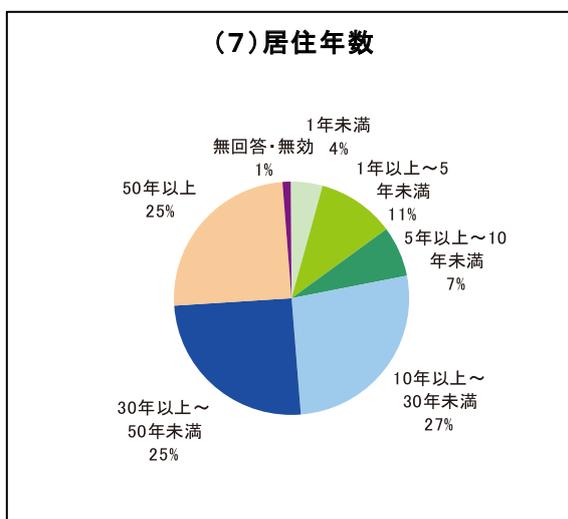
(6) 住まいの周辺の状況

住まい周辺の状況は、田園住宅混在地域が最も多く47%で、次いで住宅地36%で、この2つで8割以上を占めています。



(7) 居住年数

居住年数は、10年以上～30年未満と30年以上～50年未満、50年以上がほぼ同数でそれぞれ1/4ずつを占めています。



3) 集計・解析

今回の市民アンケートは、前計画の市民アンケート（平成18年7月～8月実施）と比較するため、基本的に同じ設問としています。各設問において、＜前計画との比較＞としてその比較を行いました。

質問1. 生活環境の満足度について

- 「満足」と「やや満足」の割合が最も多い項目は「空気のきれいさ」で、次いで「上水道の整備」「ごみの分別収集、ごみ出しの状況」の順でした。
- 逆に、「不満」と「やや不満」の割合が最も多い項目は「ポイ捨て、飼い犬のフンの放置」で、次いで「車などによる騒音・振動」「道路の整備」の順でした。特に、「ポイ捨て、飼い犬のフンの放置」は、「不満」と「やや不満」の割合が「満足」と「やや満足」の割合を上回っており、満足度が低いことがうかがえます。

＜前計画との比較＞

- 生活環境の満足度の傾向は前計画とほとんど変わりませんでした。前計画で評価が高かったもの、評価が低かったものは今回と全く同様でした。

質問2. 自然環境の満足度について

- 各項目とも「満足」と「やや満足」の割合が多く、総じて高い評価になっています。
- 中でも「野山や森林、田畑などの緑の豊かさ」は「満足」と「やや満足」の割合が最も多く、かつ「満足」の割合が最も多くなっています。

＜前計画との比較＞

- 自然環境の満足度の傾向は前計画とほとんど変わりませんでした。その中で、「川や湖、海とのふれあい」「野鳥や昆虫、魚など様々な野生生物の生息」の満足度の上昇が見られます。

質問3. 快適環境の満足度について

- 「満足」と「やや満足」の割合が最も多い項目は「文化財や遺跡など歴史的遺産の豊かさ」でした。
- 逆に、「不満」と「やや不満」の割合が最も多い項目は「水と親しめる水辺の整備」でした。

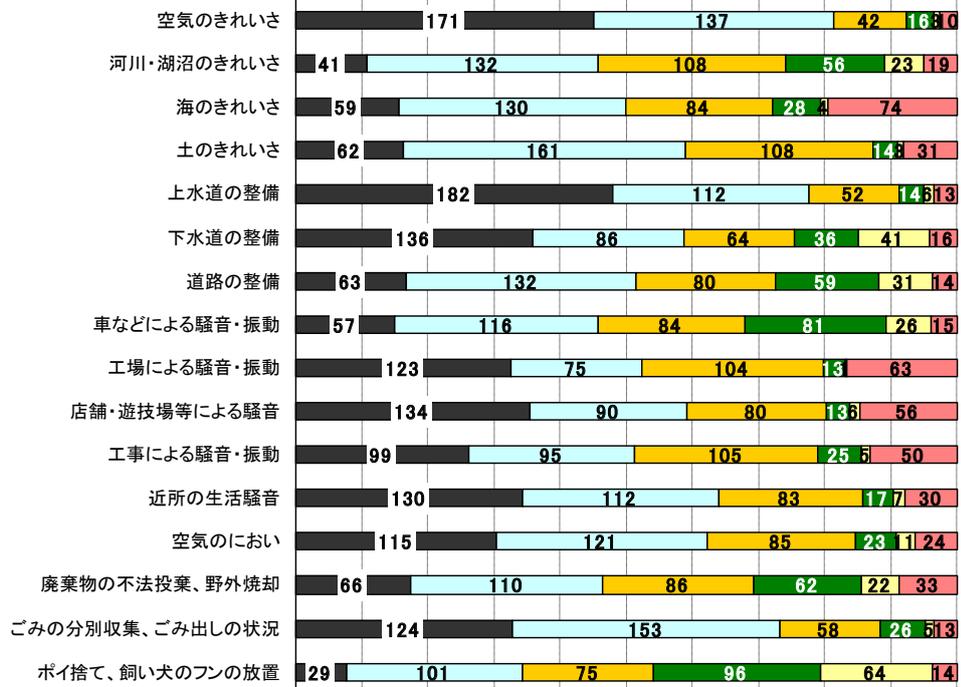
＜前計画との比較＞

- 快適環境の満足度の傾向は前計画とほとんど変わりませんでした。その中で、「文化財や遺跡など歴史的遺産の豊かさ」の満足度の上昇が見られます。

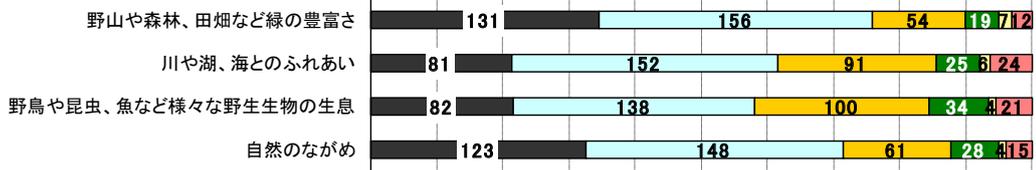
環境の満足度

■満足 □やや満足 ■どちらともいえない ■やや不満 □不満 ■無回答及び無効

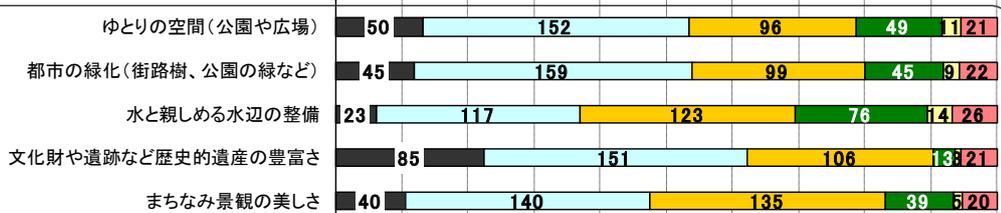
生活環境



自然環境



快適環境



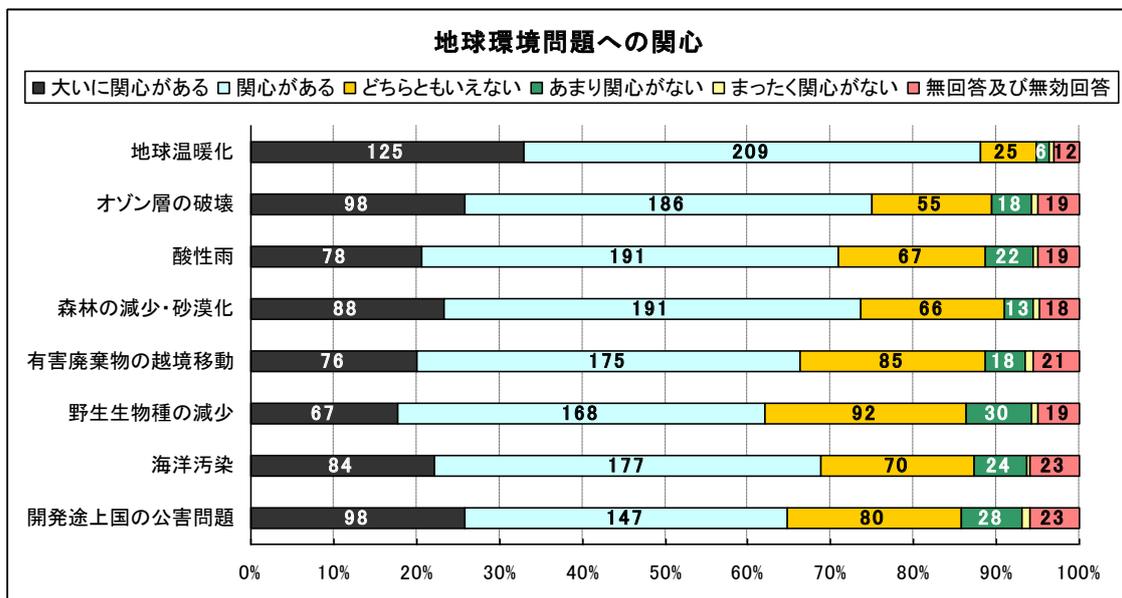
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

質問4. 地球環境問題への関心について

- 地球環境問題については、いずれの項目についても関心が高く、「大いに関心がある」と「関心がある」の割合が最も多い項目は「地球温暖化」でした。
- 逆に、「大いに関心がある」と「関心がある」の割合が最も少なく、「あまり関心がない」と「全く関心がない」の割合が最も多かったのが「野生生物の減少」でした。

<前計画との比較>

- 地球環境問題への関心の傾向は前計画とほとんど変わりませんでした。その中で、「森林の減少・砂漠化」と「開発途上国の公害問題」について、「大いに関心がある」と答えた人の割合が相対的に増えました。



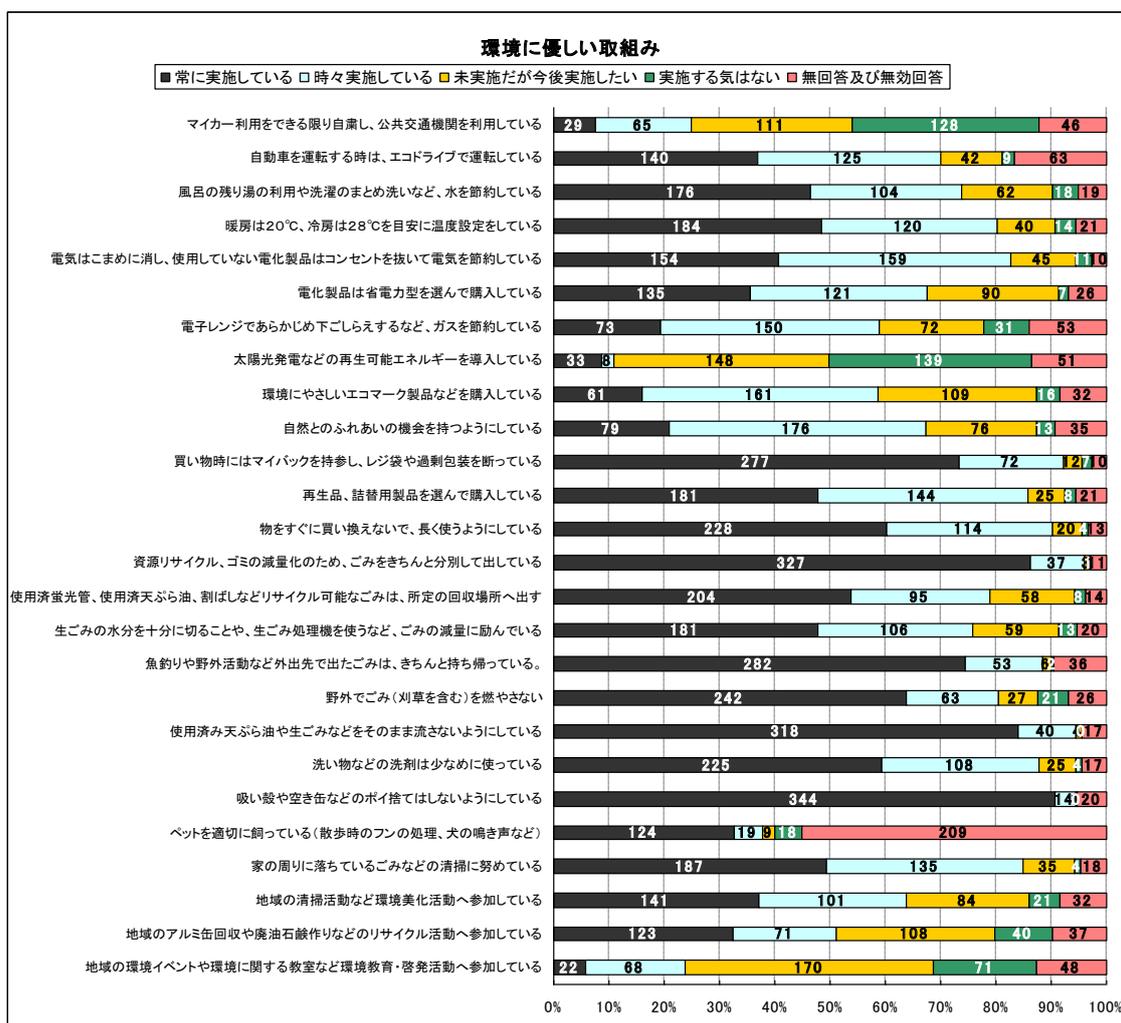
質問5. 環境にやさしい取組について

- 「常に実施している」と「時々実施している」の割合が多い項目は「吸い殻や空き缶などのポイ捨てはしないようにしている」「資源リサイクル、ごみの減量化のため、ごみをきちんと分別して出している」「使用済天ぷら油や生ごみなどをそのまま流さないようにしている」などでした。これらの項目は「常に実施している」の割合も高くなっています。このことから、廃棄物処理については取組の意識が進んでいるといえます。
- 逆に、「常に実施している」と「時々実施している」の割合が少なく、「実施する気はない」の割合が多い項目は「太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入している」「地域の環境イベントや環境に関する教室など環境教育・啓発活動へ参加している」「マイカー利用をできる限り自粛し、公共交通機関を利用している」などでした。
- 一方、「未実施だが今後実施したい」の割合が最も多い項目は「地域の環境イベント

や環境に関する教室など環境教育・啓発活動へ参加している」で、次いで「太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入している」の順でした。このことから、環境活動への参加や再生可能エネルギーの採用は、現在は取り組んでいないが、取組の可能性があることがうかがえます。

<前計画との比較>

- 前計画から取組が大きく伸びたのが「買い物時にはマイバックを持参し、レジ袋や過剰包装を断っている」です。また、「再生品、詰替用製品を選んで購入している」も取組の伸びが目立ち、3Rに関する取組が進んでいることをうかがわせます。

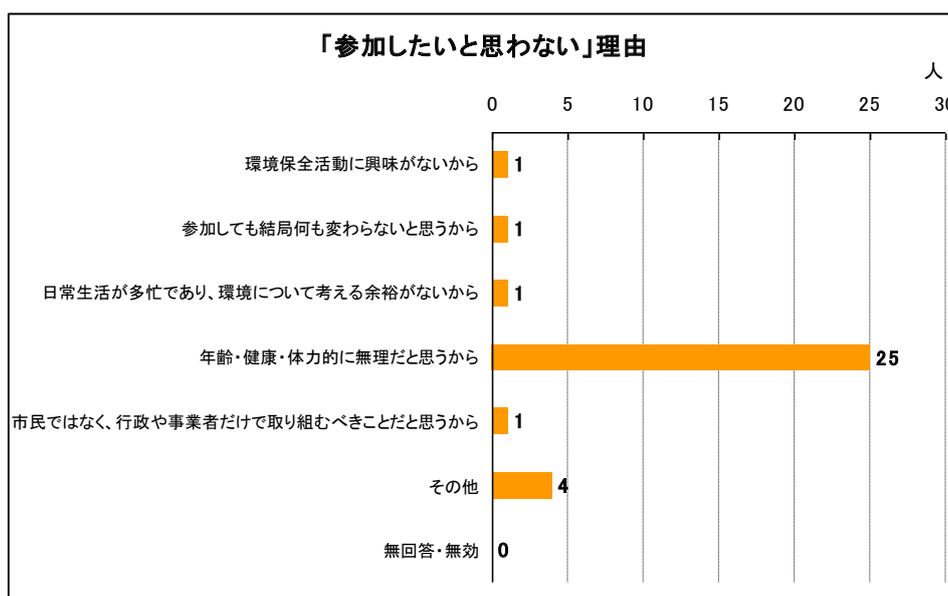
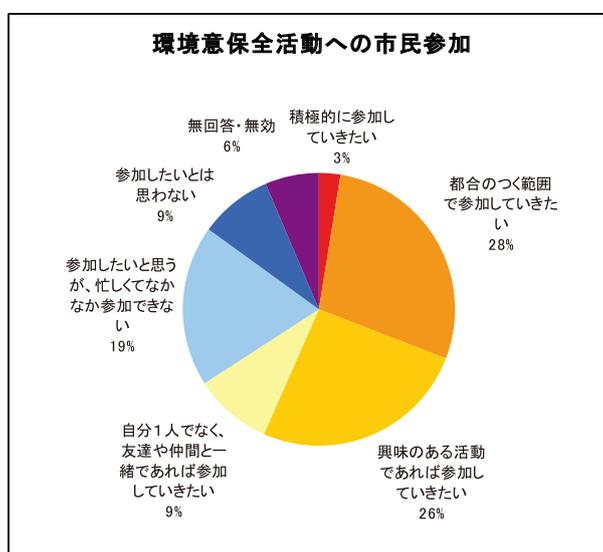


質問6. 環境保全活動への市民参加について

- 環境保全活動への市民参加について、割合の多い項目は、「都合のつく範囲で参加していきたい」が28%で最も多く、次いで「興味のある活動であれば参加していきたい」が26%でした。一方で、「参加したいとは思わない」は9%に止まっており、機会があれば参加する余地は大いにあるといえます。
- また、参加しない理由として突出しているのは、「年齢・健康・体力的に無理だと思うから」で、年齢や健康上の理由が第一に挙げられています。

<前計画との比較>

- 前計画では、「都合のつく範囲で参加していきたい」と「興味のある活動であれば参加していきたい」の割合の合計は57%で、今回の54%とほぼ同様でした。また、「参加したいとは思わない」は8%で、これもほぼ同様の結果となっています。

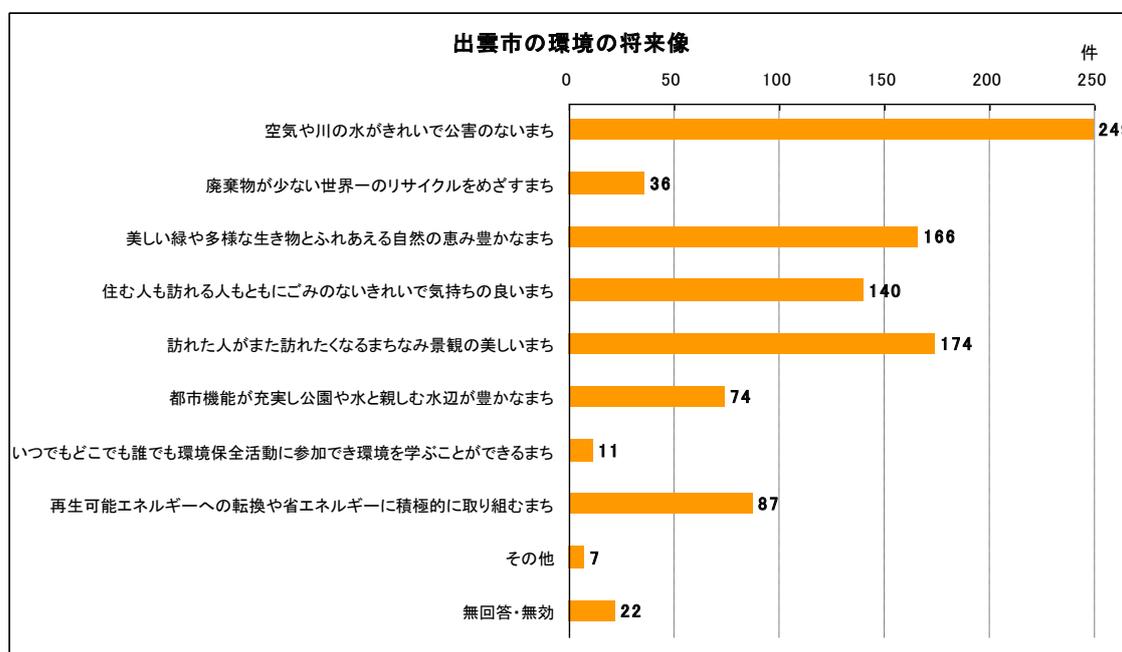


質問7. 出雲市の環境の将来像について

- 市民が考える出雲市の環境の将来像について、最も多かったのは「空気や川の水がきれいで公害のないまち」で、次いで「訪れた人がまた訪れたいくなるまちなみ景観の美しいまち」「美しい緑や多様な生きものとふれあえる自然の恵み豊かなまち」でした。
- 市民は、身近な生活環境を大切にしたいという意識が最も高く、美しい景観や豊かな自然環境を望んでいることがわかります。

<前計画との比較>

- 市民が考える出雲市の環境の将来像は前計画とほとんど変わりませんでした。その中で、前計画にはなく、今回新たに設定した「再生可能エネルギーへの転換や省エネルギーに積極的に取り組むまち」にも少なくない意見が寄せられました。

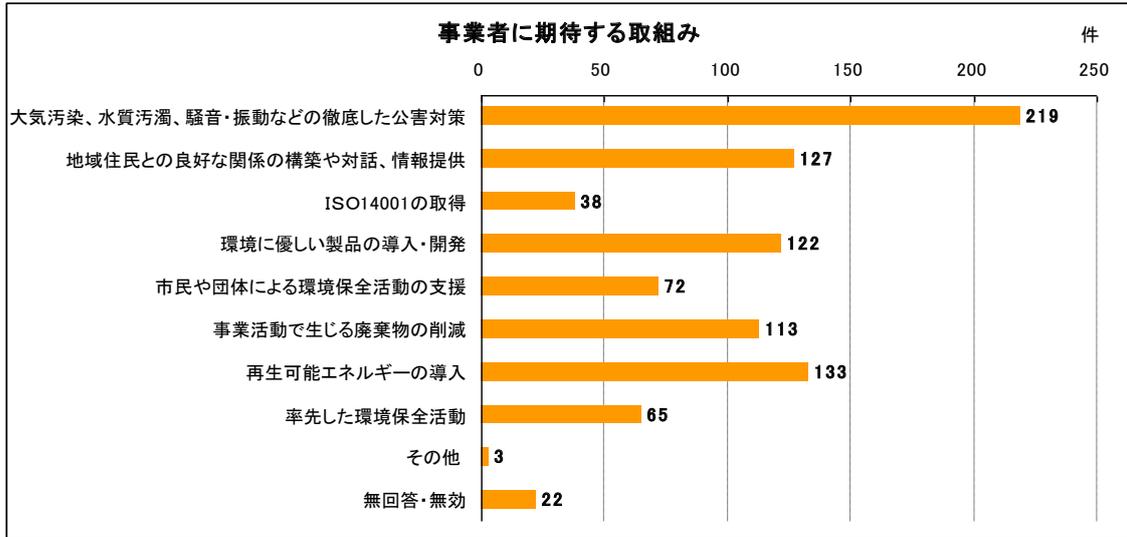


質問8. 事業者に対する期待する取組について

- 事業者に対する要望は、「大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの徹底した公害対策」が突出して多く、前問の結果とあわせ、市民は公害のない生活環境を最も望んでいることが分かります。

<前計画との比較>

- 事業者に対する要望は前計画とほとんど変わりませんでした。その中で、前計画にはなく、今回新たに設定した「再生可能エネルギーへの導入」には2番目に多い意見が寄せられました。

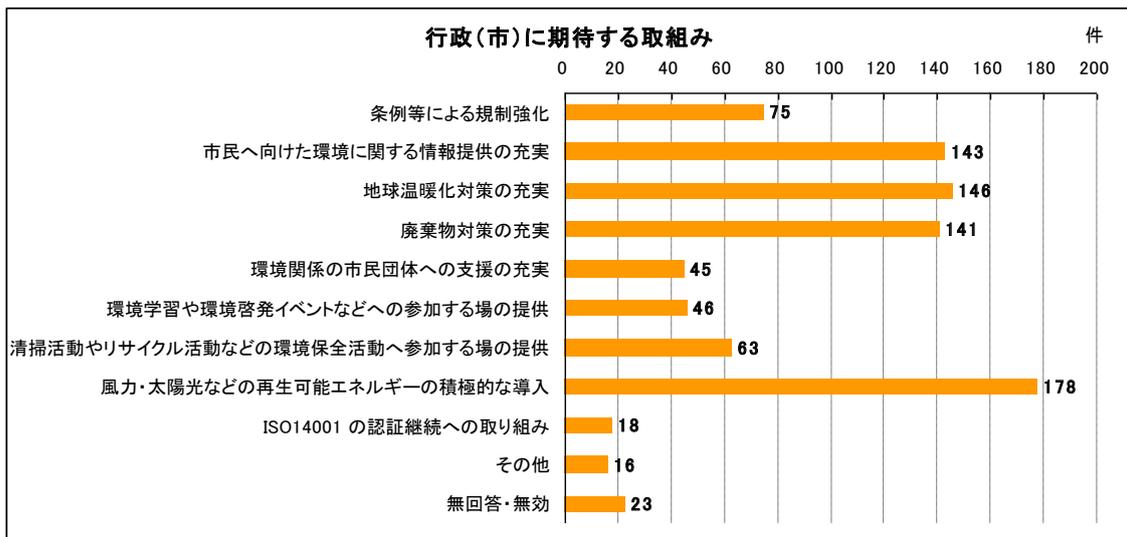


質問9. 行政（市）に期待する取組について

- 行政に対する要望は、「風力・太陽光などの再生可能エネルギーの積極的な導入」が最も多く、次いで「地球温暖化対策の充実」「市民へ向けた環境に関する情報提供の充実」「廃棄物対策の充実」の3つがほぼ拮抗しています。行政は率先して再生可能エネルギーの推進に取り組んでいく必要があります。

<前計画との比較>

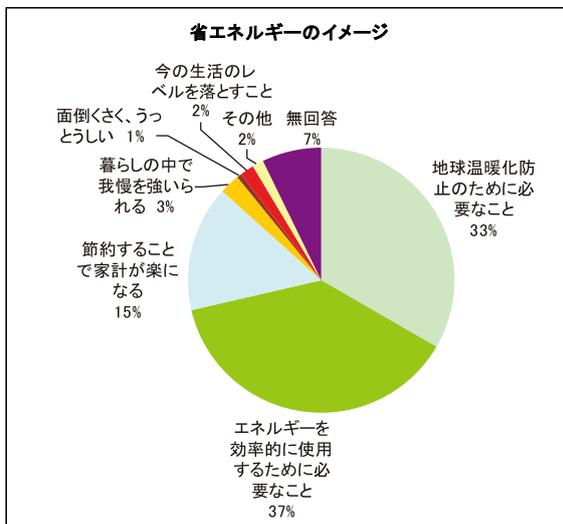
- 前計画では、4番目に位置していた「風力・太陽光などの再生可能エネルギーの積極的な導入」が今回は最も期待される取組になりました。



質問 10. 家庭での省エネルギーに関する意識について

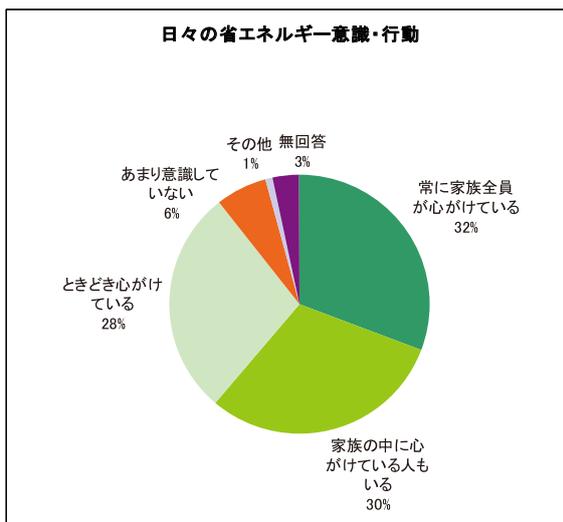
(問 1) 省エネルギーのイメージ

- 省エネルギーのイメージは、「エネルギーを効率的に使用するために必要なこと」が 37%で最も多く、次いで「地球温暖化防止のために必要なこと」33%となっています。
- 「暮らしの中で我慢を強いられる」「今の生活のレベルを落とすこと」等の否定的な意見は少ない結果となりました。



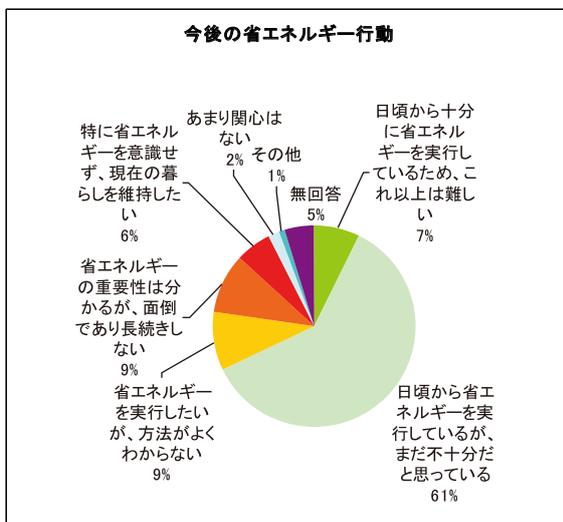
(問 2) 日々の省エネルギー意識・行動

- 日々の省エネルギー意識・行動は、「常に家族全員が心がけている」が 32%で最も多く、次いで「家族の中に心がけている人もいる」が 30%、「ときどき心がけている」が 28%とほとんどの市民が心がけているようです。



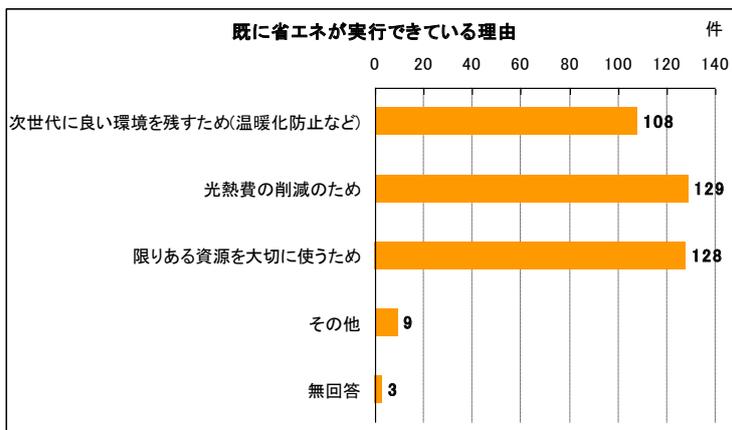
(問 3) 今後の省エネルギー行動

- 今後の省エネルギー行動については、「日頃から省エネルギーを実行しているが、まだ不十分だと思っている」が 61%を占め、「省エネルギーを実行したいが、方法がよくわからない」も 9%あり、取組の余地があることがうかがわれます。



(問4) 既に省エネが実行できている理由

- 既に省エネが実行できている理由としては、「光熱費の削減のため」「限りある資源を大切に使うため」がほぼ同数で並び、次いで「次世代に良い環境を残すため(温暖化防止など)」となっています。



質問 11. 省エネルギーを進めるために必要なことについて

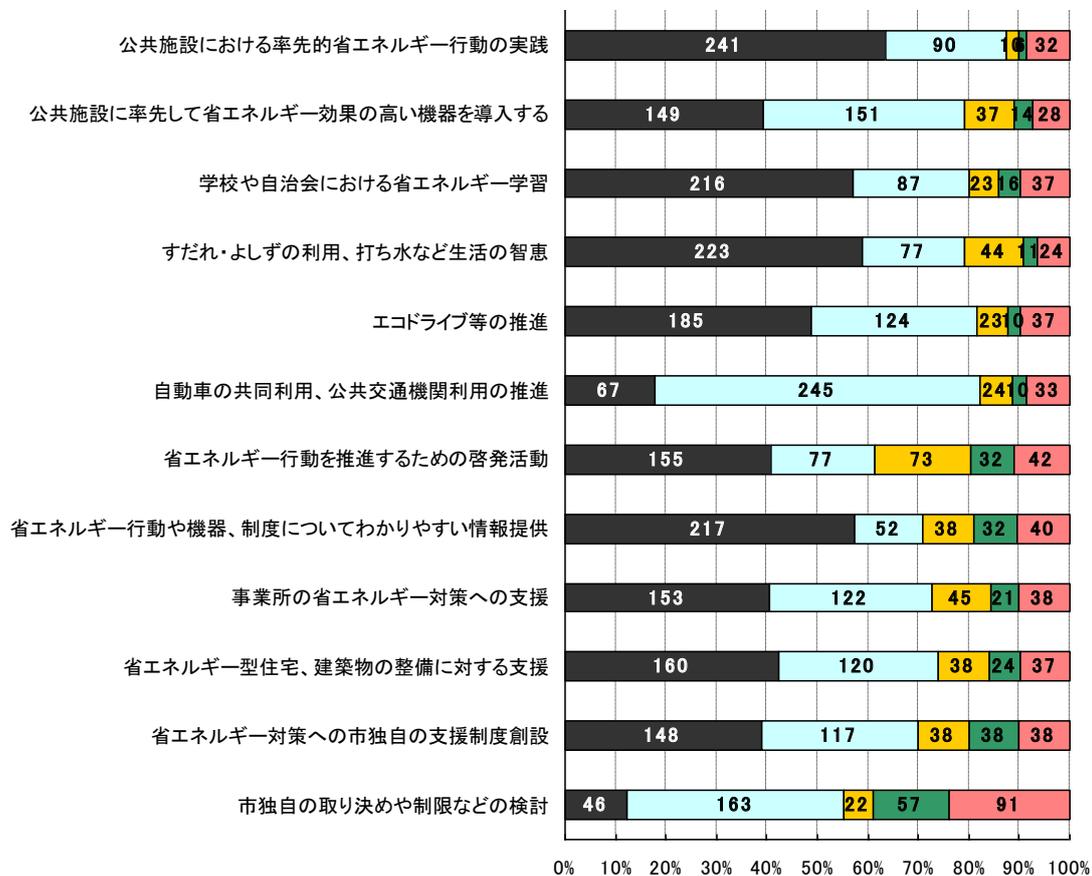
- 「重要であり、具体化すべき」という回答が最も多かったのは「公共施設における率先的省エネルギー行動の実践」でした。本取組は、「重要であり、具体化すべき」と「重要だが、実行が難しい」を加えたものでも最も多くなっており、市民は最重要に考えていることがうかがえます。
- 「重要だが、実行が難しい」という回答が最も多かったのは「自動車の共同利用、公共交通機関利用の推進」が突出しており、次いで「市独自の取り決めや制限などの検討」「公共施設に率先して省エネルギー効果の高い機器を導入する」の順となっています。

<具体的な取決めや制限についての意見>

- 遊技場、コンビニ等の照明・空調や深夜営業の規制 (4)
 - 太陽光発電等の自然エネルギーの活用およびその支援制度 (3)
 - 公共交通機関の路線が少なく車に依存せざるをえない (2)
 - 公共施設の省エネ (照明、節電タイマー、専門部署設置) (3)
 - 家庭用小型風力発電 (2)
 - 環境学習、道徳教育の推進 (2)
 - 市施策のPR
 - 支援は必要ない。各主体の努力が必要
 - 市の財政状況もふまえて検討
 - 毎日の使用エネルギーの制限
 - 空調や照明の工夫
 - 透水性舗装や緑化によるヒートアイランド防止
 - ごみ袋が購入できる市のポイントカード
 - 効率のよい都市の構築 など
- ※ () 内の数字は同様な意見の数

省エネを進めるために必要なこと

■ 重要であり、具体化すべき □ 重要だが、実行が難しい ■ あまり重要と思わない ■ わからない ■ 無回答・無効



4) 自由記述

寄せられた意見のうち、多かった（3つ以上）項目は次のとおりです。

なお、（ ）内の数字は同種の意見の数です。

- ① 道路・歩道・街路樹の整備・維持管理（除草・草刈等）（11）
- ② 河川環境の悪化、川の美化（7）
- ③ 原発廃止、再生可能エネルギーの推進（5）
- ④ 犬や猫のフンの処理への啓発・規制（4）
- ⑤ マイカー自粛等の市の率先行動（4）
- ⑥ 松枯れ対策（4）
- ⑦ 家庭ごみ・草刈後の野焼きの禁止（3）
- ⑧ 公共交通機関を利用したいが周りにない（3）

寄せられた意見をその内容から次の5つのグループに分類して整理しました。自由記述の概要は以下のとおりです。

（1）公害に関する意見

大気汚染

- 黄砂がひどい

水質汚染

- 生活排水対策

悪臭

- 河川からの悪臭対策（2）
- 畜産農家からの悪臭対策
- 夏場の家庭排水からの悪臭対策

（2）ごみに関する意見

ごみ排出・収集

- ごみの分別の方法や出し方の徹底（2）
- 資源ごみ・再生リサイクル品の回収場所・置き場の拡大（2）
- 自治会に入らないとごみを捨てることができないのはおかしい
- 名前の書いてないごみ袋も収集して欲しい

リサイクル

- 不法回収業者の規制
- スーパーのトレイ等の抑制
- 分別することで市の収入にする

不法投棄

- 不法投棄の規制
- 空き地への不法投棄

野焼き

- 家庭ごみの焼却の規制 (2)
- 野焼きの規制 (2)

ポイ捨て

- ポイ捨てへの指導 (中高生、若い女性)

フンの処理

- 犬のフンの処理 (4)
- 猫の放し飼いとフンの処理

(3) 施設整備・土地利用に関する意見

道 路

- 道路の草刈をして欲しい (4)
- 道路の整備 (特に歩道) (2)
- 街路樹の植樹、管理の徹底 (2)
- 公園 (子供が遊ぶ場所) の整備
- 国道 9 号線沿いの除草
- 緑化はされているが管理が十分でない (河川、公園も)
- 古くなった溝蓋の改善
- 高瀬川通りを広くして欲しい

河 川

- 川の汚れがひどい (2)
- 堀川の遊漁船の撤去
- 豊かできれいな川が消えつつある
- 昔は魚釣りをしたが今ではできない
- 市街地の排水路の点検・整備

下水道

- 下水道の整備の推進 (2)

公 園

- 整備後の管理 (2)
- すぐ公園にせず、土と草花がある空き地を残す

景 観

- 街なみ整備 (古き良き時代の姿)

森林保全

- 北山の松枯れ対策、松くい虫の除去（4）
- 枯れ松伐採後の早期の植樹
- 外資による森林売買の実態把握と対策

その他

- アパート・マンションの建築規制（2）
- 公衆トイレの整備

（4）エネルギーに関する意見

地球温暖化

- 市がチマチマ対応しても無理

太陽光発電

- 太陽光発電等の推進

風力発電

- 騒音被害と山林開発による土砂崩れ

原 発

- 原発ゼロ、原発反対（4）

省エネ

- 公共交通機関を利用したいが周辺にない（3）
- 各家庭で条件が違う（節電して熱中症）
- 冷房温度等数値で示すと市民に伝わりやすい

（5）その他

環境保全活動

- 行政・事業者・市民が参加した環境保全活動の推進
- 環境保全の教育・研修の継続実施
- 年間計画で環境対策キャンペーンや行事を実施

市への要望

- 行政が率先して自転車や公共交通機関を利用する（2）
- 現場に出て対話が必要
- 計画を作って終わりにしない
- ただでやってくれる市民を駆り立てるのはやめてほしい
- 市が発行する文書類が多くごみになっている
- 公用車への電気自動車の導入
- 市職員の不要な残業の抑制
- 専門部署を設置してテーマを絞って取り組む

- 税金の無駄遣いがないように
- 市職員の家庭から手本を市民に見せるべき
- 出雲大社に力を入れすぎ

その他

- 国民あがての道德教育
- 昔のスローライフの復活

3. 策定の経過

1) 審議等の経過

年 月 日	内 容
平成 24 年 8 月 16 日	第 1 回出雲市環境審議会
平成 24 年 8 月 24 日	市民アンケート調査 (調査期間：8 月 24 日～9 月 7 日)
平成 24 年 9 月 3 日	第 1 回出雲市環境基本計画策定連絡会議
平成 24 年 10 月 16 日	第 2 回出雲市環境審議会
平成 24 年 11 月 15 日	第 3 回出雲市環境審議会
平成 24 年 11 月 21 日	庁 議
平成 24 年 11 月 21 日	第 2 回出雲市環境基本計画策定連絡会議
平成 24 年 12 月 12 日	出雲市議会環境経済委員会
平成 24 年 12 月 19 日	出雲市議会全員協議会
平成 24 年 12 月 19 日	パブリックコメント (募集期間：12 月 19 日～平成 25 年 1 月 17 日)
平成 25 年 2 月 7 日	第 4 回出雲市環境審議会
平成 25 年 2 月 12 日	出雲市環境審議会から答申

2) 出雲市環境審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	所属・役職等	備考
青木 住子	出西公民館ぼかしの会会長 出雲市ごみ減量化アドバイザー	
荒木 衛	大社地域代表	
市山 定子	出雲市ごみ減量化アドバイザー、多伎地域代表	
岩崎 知久	風の子楽習館館長、しまね環境アドバイザー NPO法人しまね体験活動支援センター事務局長 佐田地域代表	
岩谷 美恵子	料理家、出雲市ごみ減量化アドバイザー	
狩野 正文	出雲市議会環境経済委員会副委員長	
小寺 洋一	中国電力株式会社出雲営業所長	
佐川 竜也	出雲保健所環境衛生部 環境保全グループ課長	
新藤 正人	いずも農業協同組合常務理事	
曾我部 國久	島根大学名誉教授、出雲科学館名誉館長 出雲市省エネルギービジョン推進協議会委員長	会長
曾田 満子	平田地区女性連絡会議会長、平田地域代表	
野津 雅子	島根県地球温暖化防止活動推進員 出雲市省エネルギービジョン推進協議会副委員長 出雲市ごみ減量化アドバイザー	副会長
萬代 輝正	出雲市議会環境経済委員会委員長	
福間 泰正	出雲商工会議所専務理事	
三加茂 公之	公募委員	
三原 喜久子	湖陵町婦人会長、島根県地球温暖化防止活動推進員 湖陵地域代表	
森本 直知	鳥取短期大学非常勤講師 出雲市省エネルギービジョン推進協議会委員	
山岡 康孝	出雲市コミュニティセンター長会 代表 佐香コミュニティセンター長	
山田 康弘	斐川町環境美化推進協議会会長、斐川地域代表	
米原 誠	公募委員	



編集・発行／出雲市 文化環境部 環境政策課
〒693-8530 島根県出雲市今市町70番地
TEL(0853)21-2211(代)

